

火災予防条例の運用基準

平成23年 3 月
(平成31年 4 月一部改正)

神戸市消防局予防部

用 語 例

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 「市危規則」とは、神戸市消防危険物規則（昭和59年11月規則第42号）をいう。
- (7) 「条例」とは、神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）をいう。
- (8) 「条規」とは、神戸市火災予防規則（昭和37年6月規則第34号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）をいう。
- (11) 「建基省令」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (12) 「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (13) 「技術基準」とは、神戸市消防用設備等技術基準をいう。
- (14) 「ガス事業法」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）をいう。
- (15) 「液化石油ガス法」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- (16) 「高圧ガス保安法」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (17) 「火薬類取締法」とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。

は し が き

(火災予防条例の運用基準改正にあたって)

昭和37年7月に施行されました神戸市火災予防条例は、神戸市民の安全・安心を目的として31回の改正を重ねながら現在に至っています。

その間、昭和49年7月には火災予防条例の運用基準として冊子が編纂され、昭和60年3月、平成5年3月と改正を重ねてきました。

前回の改正から相当の期間が経過し、また、条例自体も改正を重ねられ、さらに社会情勢の変化とともに、その内容にも時代にそぐわない面が出てきたことから、全面的に内容を見直し、今回の改正版に取りまとめることができました。

また、その内容については神戸市行政手続条例に基づき、広く市民の皆様に意見を求めた結果となっています。

この運用基準が、市民の皆様の神戸市火災予防条例をご理解いただく一助となり、市民生活の安全・安心の向上に寄与することとなればと願っております。

平成23年3月

神戸市消防局長 村 上 正 彦

目 次

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

第3条	炉	1
第3条の2	ふろがま及びふろ場	30
第3条の3	温風暖房機	30
第3条の4	ヒートポンプ冷暖房機	30
第4条	ボイラー	31
第5条	ストーブ	35
第6条	壁付暖炉	35
第7条	乾燥設備	35
第7条の2	サウナ設備等	37
第8条	簡易湯沸設備	40
第8条の2	給湯湯沸設備	41
第9条	煙突、煙道及びたき口	41
第9条の2	厨房設備	41
第10条	掘ごたつ及び囲炉裏	49
第11条	火花を生ずる設備	49
第11条の2	放電加工機	50
第12条	変電設備	56
第13条	内燃機関を原動力とする発電設備	62
第13条の2	燃料電池発電設備	65
第14条	蓄電池設備	67
第15条	ネオン管灯設備	69
第16条	舞台装置等の電気設備	70
第17条	避雷設備	71
第18条	水素ガスを充填する気球	71
第19条	液体燃料を使用する器具	74
第20条	気体燃料を使用する器具	75
第21条	固体燃料を使用する器具	75
第22条	電熱を利用する器具	75
第24条	喫煙等	76
第25条	空地等の管理	93

第25条の2	火遊び等の防止	93
第26条	たき火等の制限	94
第27条	玩具用煙火	94
第28条	化学実験室等	94
第29条	特殊場所における火気の制限	95
第29条の2	高層建築物等の可燃物制限	96
第29条の3	装飾用物品等	96
第29条の5	山林、原野等における火の使用の制限	96

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第30条の2	住宅用防災機器	97
第30条の3	住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準	97
第30条の4	住宅用防災報知設備の設備及び維持に関する基準	104
第30条の5	設置の免除	104
第30条の6	基準の特例	105

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第31条	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準	106
第31条の2	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	106
第31条の3	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等	109
第31条の4	屋外の施設の基準	120
第31条の4の2	屋内の施設の基準	121
第31条の5	タンク共通の基準	122
第31条の6	地下タンクの基準	126
第31条の7	移動タンクの基準	128
第32条	危険物の類ごとの基準	134
第33条の3	百貨店、地下街等における危険物の貯蔵又は取扱いの制限	134
第34条	可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	134
第34条の2	綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	141
第34条の3	危険要因の把握及び必要な措置	143
第35条	基準の特例	144-2

第5章 消防用設備等の技術の基準の付加

第35条の2	基準の付加	145
第36条	消火器具に関する基準	145

第36条の2	大型消火器に関する基準	147
第37条	屋内消火栓設備に関する基準	148
第37条の2	スプリンクラー設備に関する基準	148
第38条	水噴霧消火設備等に関する基準	149
第39条	自動火災報知設備に関する基準	151
第40条	避難器具に関する基準	154
第41条	避難用タラップに関する基準	155
第41条の2	連結送水管に関する基準	156
第41条の4	自動火災報知設備及び非常警報設備の設置場所	156
第42条	基準の特例	156

第6章 避難管理

第43条	劇場等の屋内の客席	159
第44条	劇場等の屋外の客席	162
第44条の2	基準の特例	163
第44条の3	ディスコ等の避難管理	163
第46条	百貨店等の避難管理	164
第46条の2	一時避難広場	166
第47条	避難経路図の掲示等	169
第48条	劇場等の定員	170
第49条	防火対象物の安全避難	170
第49条の2	避難施設等の管理	172
第49条の3	避難口の扉等の表示	174
第49条の4	共同住宅及び木造三階建住宅の避難管理等	181

第7章 防火管理等

第50条の2	防火設備の管理	182
第50条の3	圧縮アセチレンガス等高圧ガス容器の管理	182
第50条の4	関係者の責務	184
第50条の4の2	防災センターの設置等	185
第50条の4の3	防火管理業務等受託者の教育担当者の選任等	185
第50条の4の4	防火管理業務等委託者の防火管理教育等の確認	186
第50条の4の5	総合操作盤により監視、操作等に従事する者の資格	186
第50条の4の6	警報設備の監視、操作等に従事する者の資格	187
第50条の5	高圧ガスを販売する事業者の責務	187

第50条の6	統括防火管理者を定めなければならない防火対象物の消防訓練	188
第50条の9	ガス遮断弁の設置場所	188
第50条の10	消火活動上有効な措置	188
第50条の10の2	高層建築物の安全管理	189
第50条の10の4	就寝施設の寝具類の防災	191

第7章の2 屋外催しに係る防火管理

第50条の10の5	指定催しの指定	191-2
第50条の10の6	屋外催しに係る防火管理	191-3

第8章 市民生活の安全の確保

第50条の11	責務	192
第50条の12	事業者の地域防災活動等	192
第50条の13	事業者による災害発生要因の排除及び消防隊への情報提供等	192
第50条の14	防災に係る事業者の市及び市民への情報提供義務	193
第50条の16	生活の安全の確保	193
第50条の17	放火防止の環境づくり	193

第9章 雑 則

第51条	異常発熱器具等の通報	194
第51条の2	ガス等の漏えい、流出時の通報	194
第51条の4	消防訓練の届出	194
第51条の6	防火上必要な教育の報告	194
第51条の7	百貨店等の避難通路の届出	195
第52条	防火対象物の部分完成の届出等	195
第53条	火を使用する設備等の設置の届出	195
第54条	火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出	195
第55条	少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出	196
第56条	核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出	196
第56条の2	消防用設備等の設置計画の届出	196

資 料 編

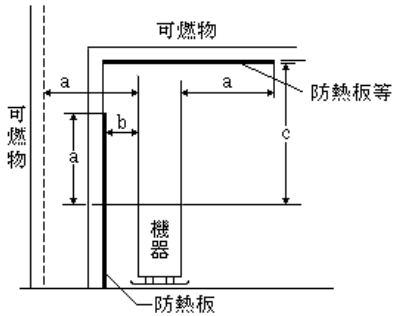
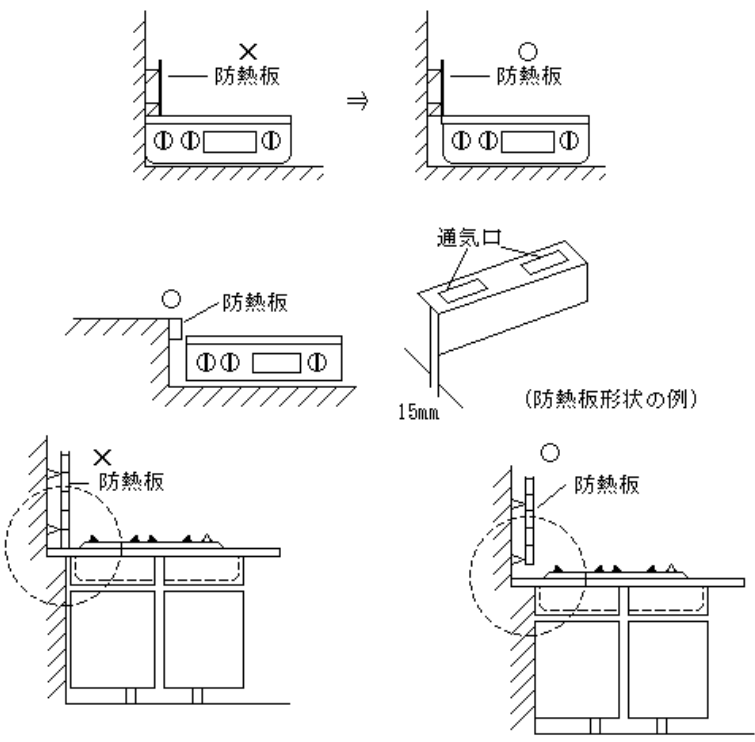
サウナ設備設置基準（平成 18 年 8 月 6 日 火災予防技術情報第 27 号）	197
ガスサウナ設備編	205
火災予防条例準則の運用について（通知）	211
（平成 7 年 6 月 30 日 消防予第 149 号消防庁予防課長）	
火災予防条例準則の運用について（通知）	215
（平成 5 年 2 月 10 日 消防予第 60 号消防庁予防課長）	
グリス除去装置の構造等の基準について（通知）	217
（平成 8 年 8 月 15 日 消防予第 162 号消防庁予防課長）	
フード等用簡易自動消火装置の性能及び、設置の基準について（通知）	215
（平成 5 年 12 月 10 日 消防予第 331 号消防庁予防課長）	
劇場・百貨店等、喫煙管理・客席基準特例適用願出書	233
避難計算方法	234

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

条	項	号	事	項	基	準											
3	1	1	設	備	本条の設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、 こんろ・移動式ストーブ等については、火を使用する器具として 取り扱う。												
			火災予防上安全な 距離	火気設備の使用に際して、付近にある可燃物等に対する熱的 影響及び飛び火などによる火災を防止するため、周囲にある可 燃物等から一定の距離を保つほか、可燃物以外の建築物等から も、火気設備本体の点検、整備のための空間を確保するよう規 定したものである。													
			不燃材料で有効に 仕上げをした建築 物等の部分		下地を不燃材料以外の材料で造り、不燃材料で仕上げた建築 物等の部分のうち、室温35℃で火気設備器具を使用した場合、 火気設備器具に面する不燃材量以外の材料の火気設備器具側温 度が100℃を超えないものをいう。												
<table><tr><td></td><td>建築物等の部分</td><td>仕上げ</td><td>間柱及び下地等</td></tr><tr><td rowspan="2">条例別表の適用を 受けるもの</td><td>耐火構造</td><td>不燃材料</td><td>難燃材料，可燃材料</td></tr><tr><td>耐火構造以外の構造</td><td>不燃材料</td><td>不燃材料以外</td></tr></table>								建築物等の部分	仕上げ	間柱及び下地等	条例別表の適用を 受けるもの	耐火構造	不燃材料	難燃材料，可燃材料	耐火構造以外の構造	不燃材料	不燃材料以外
	建築物等の部分	仕上げ	間柱及び下地等														
条例別表の適用を 受けるもの	耐火構造	不燃材料	難燃材料，可燃材料														
	耐火構造以外の構造	不燃材料	不燃材料以外														
※ 有効に遮熱できない場合は条例別表第 1 の適用を受ける。																	
「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」の構成例 間柱のある構造の例 複数の構成部材を使用した例 ※点線 ----- は、下地側の構成部材が不燃材料以外の場合																	

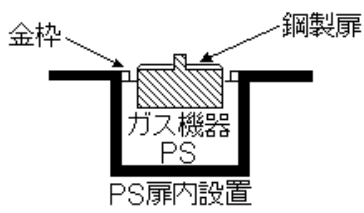
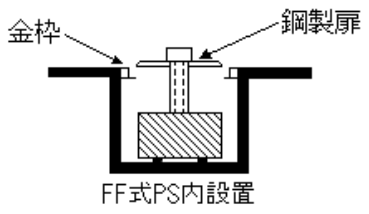
条	項	号		事 項	基 準
3	1	1	ア	別 表 第 1	条例別表第1の離隔距離の基準は、すべての燃焼機器に対して適用するのではなく、安全性が確認されたものに適用する。 つまり、気体燃料を使用する火気使用設備及び器具については、ガス事業法に定められた「ガス用品」又は液化石油ガス法に定められた「第一種液化石油ガス器具等」に該当するものにあつては当該法律に基づき表示の付されているもの、これら以外のものにあつてはJ I Sに適合する製品及び財団法人日本ガス機器検査協会等の公的検査機関の行う検査に合格したものが該当する。 また、液体燃料を使用する火気使用設備及び器具については、J I Sに適合する製品又は火災予防上これと同等の安全性を有すると認められる財団法人日本燃焼機器検査協会等の公的検査機関の行う検査に合格した設備及び器具並びに公的機関により安全性が確認された設備及び器具が該当する。 安全性が確認されていないものについては、第3条第1項第1号イに定める距離基準による。 防 熱 板 条例別表第1の備考で示している防熱板の仕様及び設置については、次のとおりである。 (1) 断熱性能については、室温35℃で火気設備器具を使用した場合、不燃材料以外の仕上げ部分の表面温度が100℃を超えないものとする。 (2) 材料についてはステンレス鋼版（板厚0.3mm以上）及び鋼板（板厚0.5mm以上）の他、これと同等の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料とする。 (3) 耐熱性能に影響を及ぼす有害な変形がないように補強して設置すること。 (4) 防熱板の固定ネジは、燃焼等による熱を直接受けない位置とすること。 (5) 不燃材料以外の仕上げ部分に固定する際には、不燃材料以外の仕上げ部分と防熱板との間に10mm以上の通気空間を設けること。ただし、次の場合については設けないことが出来る。 ア 設備の上方に設置する場合（サウナ設備を除く）

条	項	号	事	項	基	準
					イ 火源が隠蔽されている設備等の側方に設置する場合 ※ この場合防熱板は、金属以外の不燃材料とすること。 (6) 通気空間を設けるのに必要なスペーサーは熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気設備器具からの熱影響が少ない部分に設置すること。 防熱板の設置例 (1) こんろの場合（気体・液体燃料共通） Hは、機器に応じ製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。 (2) 気体燃料を使用する機器 (3) 液体燃料を使用する機器 ア 防熱板等の範囲は、燃焼機器の投影面積に条例別表第1に示す当該機器の側方離隔距離を加えた大きさ以上とする。 ただし、石油コンロの側面上方については機器に応じて製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安	

条	項	号	事	項	基	準
					全性が確認できる高さとする。 イ 側方又は後方防熱板等の設置方法（上方防熱板等の同時施工を含む。）  a 条例別表第一に示す当該機器の側方離隔距離 b 条例別表第一に示す不燃（防熱板等）の離隔距離（側方又は後方） c 条例別表第一に示す不燃（防熱板等）の離隔距離（上方） (4) 設置上の注意 	

条	項	号	事 項	基 準
3	1	3	可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置	都市ガス、プロパンガス、水素ガス、ガソリン蒸気などの引火性、爆発性の高いガス又は蒸気をいい、その濃度は燃焼範囲の下限以上であるガス又は蒸気を意味する。 ガソリン、シンナーその他の引火性の大きな危険物の蒸発、噴霧、塗布等により可燃性のガス、蒸気が発生する場所や、これらのガス、蒸気又は都市ガス、プロパンガス、水素ガスその他の可燃性ガスが漏れたりした場合に滞留するおそれのある場所以外の位置をいう。従って、室内に設ける場合にあっては、有効な強制換気装置が設置されていても、ガスまたは蒸気が発生する場所には炉等の位置は避ける必要がある。
		4	階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置	炉自体からの出火、または他からの出火により避難する場合、炉が避難口、避難通路、階段、廊下その他避難に使用する設備に接近していると避難の支障となるので原則としてこれらの階段、避難口等から5m以上離して設置する必要がある。 しかし、共同住宅等では、設計上避難施設の近傍だけプランを変更することが難しい面もあり、現実を踏まえて、下記の条件を満足する場合は、実質的に危険性が少ないものとして、5mを短縮しても差し支えない。 (1) P S 設置式又は壁組込設置式のガス機器は、以下のア・イの条件を共に満足する場合は、屋内階段、屋外階段を出た正面や、屋内避難階段、屋外避難階段等の避難口の周囲2mの範囲を避けた位置に設置することができる。 ア 設置するガス機器の条件 ガス用品、液化石油ガス器具等の基準により、安全性が確認されたものであること。なお、壁組込設置式ガス機器は、ガス機器防火性能評定品に限る。 イ 設置場所に対する条件 ・設置場所の周囲に、延焼のおそれのある「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分」がないこと。ただし、壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスは、防火性能評定の試験により確認された距離で設置すること。

条	項	号		事 項	基 準
					・避難経路としての有効幅員が確保されていること。 ・壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。 (2) 前記ア・イの条件に加えて、さらにガス機器の前面（給排気口の部分を除く。）を鋼製（メーター、検針窓の部分は網入りガラス）の扉で覆ったものは、屋内階段、屋外階段を出た正面や、屋内避難階段、屋外避難階段等の避難口の周囲2m以内にも設置することができる。ただし、壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、耐火構造、準耐火構造または防火構造でなければならない。

条	項	号	事	項	基	準
3	1	5	燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置	(3) 扉内設置例 階段の正面または屋内避難階段、屋外避難階段の周囲 2 m の範囲内は、扉内設置とすること。(P S 設置式、壁組込設置式は同一基準) 	(4) パイプシャフト内設置例 (F F 式) F F 式ガス機器をパイプシャフト内に設置する場合においても、屋外階段の正面または屋内避難階段、屋外避難階段の周囲 2 m の範囲内は扉内設置とすること。 	
				燃焼には空気（酸素）の供給が必要であり、必要な空気の供給がないと異常燃焼をおこし、また火が消えたまま、気体、液体燃料が放出され、中毒、爆発、火災などの災害を発生させるおそれがある。 燃焼に必要な空気（以下「燃焼空気」という。）の量は、炉の型式、燃料によって異なるが、燃焼空気の流通しやすい場所に、炉を設置するとともに、特に室内に設ける場合は、燃焼空気を取り入れることができる通気口、ガラリ、給気ダクトを設けるなどの措置が必要である。これらの規制については、建基政令第20条の3及び「換気設備の構造を定める件（昭和45年建設省告示第1826号）」等に定められており、これらの規定を満足しておれば、この号の規定は満足するものとして取り扱って支障ないものであり、建築関係法令の適用のない既存建築物に火気設備が設置される場合は本号の規定を満足する必要がある。 燃焼空気を取り入れる開口部の面積等は、その取入方法及び		

条	項	号		事	項	基	準								
						燃料種別等に応じ、次の式により求めた数値以上とすること。									
						1 開口部により燃焼空気を取り入れる場合の開口部（以下「燃料空気取入口」という。）の必要面積。ただし、求めた数値が200㎢未満となる場合は、200㎢とする。									
						$A = V \times a \times 1 / \alpha$									
						A：燃料空気取入口の必要面積（単位：㎢）									
						V：炉の入力（単位：kW）									
						a：1 kW当たりの必要面積（単位：㎢）									
						燃料種別に応じた表に示す数値									
						<table><tr><td>燃 料 種 別</td><td>a</td></tr><tr><td>気 体</td><td>8.6</td></tr><tr><td>液 体</td><td>9.46</td></tr><tr><td>固 体</td><td>11.18</td></tr></table>		燃 料 種 別	a	気 体	8.6	液 体	9.46	固 体	11.18
燃 料 種 別	a														
気 体	8.6														
液 体	9.46														
固 体	11.18														
						α ：ガラリ等の開口率で、種別に応じた数値。									
						ただし、ガラリ等を使用しない場合は1.0とする。									
						<table><tr><td>ガラリ等の種類</td><td>α</td></tr><tr><td>スチールガラリ</td><td>0.5</td></tr><tr><td>木 製 ガ ラ リ</td><td>0.4</td></tr><tr><td>パンチングパネル</td><td>0.3</td></tr></table>		ガラリ等の種類	α	スチールガラリ	0.5	木 製 ガ ラ リ	0.4	パンチングパネル	0.3
ガラリ等の種類	α														
スチールガラリ	0.5														
木 製 ガ ラ リ	0.4														
パンチングパネル	0.3														
						2 給気ファンにより燃焼空気を取り入れる場合の必要空気量									
						$Q = V \times q$									
						Q：必要空気量（単位：m ³ ／h）									
						V：炉の入力（単位：kW）									
						q：1 kW当たりの必要空気量									
						（単位：m ³ ／h）									

条	項	号		事	項	基	準								
3	1	6		防火上有効な措置		燃料種別に応じた数値 <table><tr><td>燃 料 種 別</td><td>q</td></tr><tr><td>気 体</td><td>1. 204</td></tr><tr><td>液 体</td><td>1. 204</td></tr><tr><td>固 体</td><td>1. 892</td></tr></table>		燃 料 種 別	q	気 体	1. 204	液 体	1. 204	固 体	1. 892
		燃 料 種 別			q										
		気 体			1. 204										
液 体	1. 204														
固 体	1. 892														
7	火災の発生のおそれのある部分		燃料空気取入口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設ける場合にあってはこの限りでない。 燃焼空気取入口は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。 有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、かつ屋外に通じているとともに、その大きさは、燃焼空気取入口と同等以上の大きさとするを原則とし、200cm²以上のものを設ける必要がある。また、排気を換気扇等による強制排気とした場合、容量や静圧が大きすぎると室内が負圧となり、不完全燃焼や吹き返し等の原因となるので、原則として自然排気口とする必要がある。 炉の底面からの熱の伝導、ふく射による火災発生を防止するための措置であり、例えば堅固な架台の上に設け、底面通気を図るなどして床又は台の表面温度が80℃を超えない構造とすることをいう。												
8	地 震		炉は、その使用に際して外部温度が高温となるものについては、熱の伝導、ふく射等により付近に可燃物があると出火するおそれがあるので、炉の周囲接触部、火の粉のこぼれ落ちる床面及び周囲の可燃物等の表面温度が80℃を超える部分をいう。 一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃により容易に転倒、破損しないように固定器具により固定することを規定したもので、一定規模以上の地震とは300ガル程度の水平振動の加速度を有するものをいう。												

条	項	号	事	項	基	準
人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況						
震度階級	人の体感・行動		屋内の状況		屋外の状況	
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		—		—	
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		—		—	
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。		—	
3	屋内にいる人ほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。		棚にある食器類が音を立てることがある。		電線が少し揺れる。	
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。		電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。		電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。		電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。		まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。		棚にある食器類や本棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。		窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	
6 弱	立っていることが困難になる。		固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	
7			固定されていない家具のほとんどが移動し倒れたりし、飛ぶこともある。		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

条	項	号	事	項	基	準
木造建物（住宅）の状況						
震度 階級	木造建物（住宅）					
	耐震性が高い			耐震性が低い		
5 弱	－			壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5 強	－			壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。		
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。			壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。		
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。			傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。		
（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、溝法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 （注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。 （注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。						
鉄筋コンクリート造建物の状況						
震度 階級	鉄筋コンクリート造建物					
	耐震性が高い			耐震性が低い		
5 強	－			壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。			壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。		
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。			壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。			壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。		
（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 （注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひびがみられることがある。						

条	項	号	事	項	基	準
---	---	---	---	---	---	---

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂と表記している。

※2 地下水位が高いゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。下水管やマンホールが浮き上がり、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

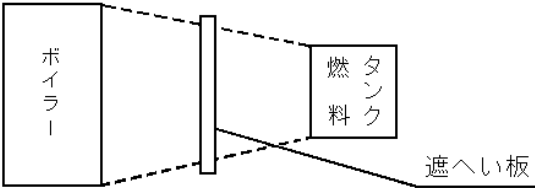
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

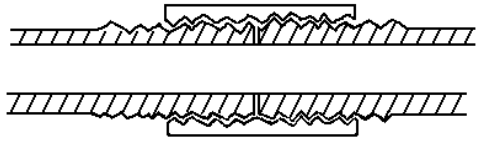
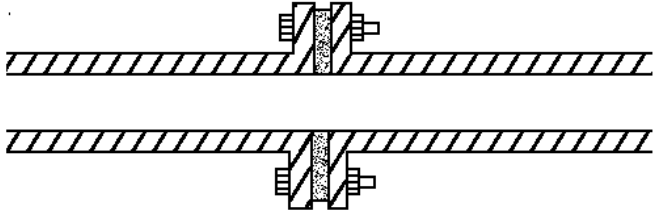
条	項	号		事	項	基	準
大規模構造物への影響							
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ				超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。			
石油タンクのスロッシング				長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。			
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落				体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。			
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。							

条	項	号	事 項	基 準
3	1	9	過度に上昇しない構造	電熱の場合はサーモスタットにより一定温度で電源を遮断する自動温度調節装置と熱源を切る過熱防止装置を設けることをいう。 スチームの場合は、蒸気圧または可溶金属を使用してコックを開閉する等の方法をいう。 ただし、人が常時看視しているものにあつては、温度検出装置に代えることができる。 しかし、特に工業用炉においては、炉の性格上、このような温度に保つことが困難な場合がありうる。この場合においては、通常の使用温度以上にならないように、炉の表面又は内面をけいそう土、煉瓦等で被覆する等の措置を講ずれば、本号の違反とはならないものと解する。ただ、この場合、火災発生を防止するよう管理を厳重に行うことが必要である。
		10	火種及びバーナーの火が消えないような措置	風雨よけの屋根、ついたて、囲い、はかまのようなものを、たき口に設けること。
		11	開放炉	鑄物工場、焼入工場等にみられる炉で、燃焼ガス等の高温の気体、火の粉等が、煙突、排気筒等を介さず、直接外気に放出される構造の炉をいう。
		12	常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する 防火上有効な遮へい あふれた溶融物を安全に誘導する装置	動植物油、鉱物油その他これに類する危険物又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類をいうものであり、沸点以下で加熱することも含まれる。 火の粉の飛散ならびに接炎を防止するための遮へい板、ついたての類を設けること。並びに火の粉、伸長した火炎又は可燃性の蒸気が天蓋から排気筒へ侵入することを防止できる遮へい板、グリスフィルターの類を設けることをいう。 あふれた溶融物が周囲の可燃物に接して出火するのを防ぐため、樋、溝等により安全にためます等へ導くものである。

条	項	号	事 項	基 準
3	1	14	熱 風 炉	工業用、家畜飼育用、植物栽培用などがあり（暖房を目的とするものについては、条例第3条の3の温風暖房機、乾燥を目的とするものにあつては、条例第7条の乾燥設備の適用を受ける。）、熱風の発生方式には、熱交換器を使用した間接式と熱交換を行わない直接式とがある。
			ア 風道の炉に近接する部分	炉から2 m以内の部分で、炉に近い部分をいう。
			防 火 ダ ン パ ー	風道に設けられる防火ダンパーは、鉄板製の風道口径と同一の大きさの遮へい板で、平常は開放されており、非常時には風道を閉鎖して遮断するもので、温度ヒューズや煙感知器連動による自動式のものと手動式のものとがある。
			イ 金属以外の不燃材料	(1) 人造鉱物繊維保温材（J I S A9504） (2) 無機多孔質保温材（J I S A9510） (3) (1)、(2)と同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材
			ウ じんあいの混入を防止する構造	給気口すなわち熱交換部分において加熱されて、熱風となる空気の入入口から塵あい等が吸入され、加熱発火し、又は火粉等となって、暖房される室内に流入することを防止するため、給気口の向きを考慮するとか、金網を張る等の装置をいう。金網の網目の大きさとしては、少なくとも30メッシュ程度より細目の網が適当と考えられる。
		15	防火上有効な底面通気	たき殻入れの底部から熱が床板などに伝達し、床板から出火するケースがあることから、たき殻入れの底面と床面の間に空間を設け通気を図ることによって、断熱、冷却をしようとするもので、脚などを設け、床面と5 cm以上離す必要がある。
		17	ア 燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造	地震動等によって燃料液面が振動した場合に、通気孔や通気管から燃料が飛散、流出しない構造のものをいう。したがって、開放式の燃料槽は地震等により燃料が飛散又は流出するおそれがあるため、「燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造」とはいえない。

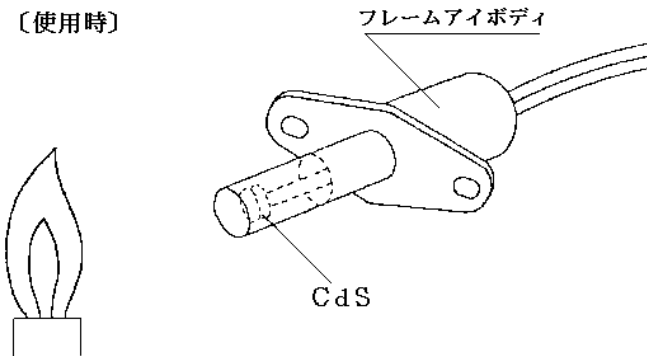
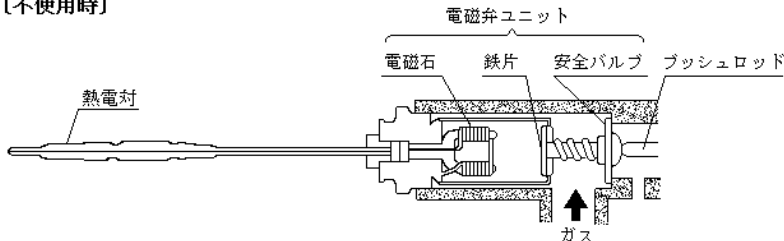
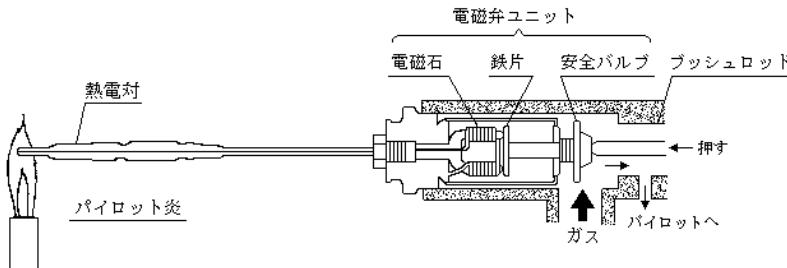
条	項	号	事	項	基	準
			イ	地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける	燃料タンクを直接床面に設ける場合は床面に固定するほか、架台上に設ける場合は次によること。 1 燃料タンクは、架台と固定すること。 2 架台の脚部は床面に固定すること。 3 架台を壁体に固定する場合は方づえ等で補強すること。	
			ウ	油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク	「油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク」とは、「油温が引火点以上に上昇するおそれのない燃料タンク」であり、燃料消費量が最大の状態で、運転開始後、各部の温度が定常状態になったときの燃料タンクの油温が引火点未満の燃料タンクをいう。この場合は、炉からの水平距離を60cm以上とし、又は炉の間に防火上有効な遮へいを設けることにより水平距離を60cm未満とすることができる。 (注) 防火上有効な遮へいとは、下図に示す遮へい板を設けるものとする。この場合、遮へい板は、ボイラー及び燃料タンクと接触しないものとし、かつ、油温が引火点以上とならないものであること。 	
3	1	17	エ	同等以上の強度を有する金属板	1 強度とは、その材料の引張り強さ（抗張力）をいうものとし、J I S G3101一般構造用圧延鋼材 S S 400（引張り強さ400N／mm²以上）を基準とする。 2 同等以上の強度を有する金属板とは、概ね、次の計算式により算出した数値以上の板厚を有する金属板をいう。 $t \geq \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times T$ この式において、t、σ、およびTは、それぞれ次の値を表わすものとする。	

条	項	号	事 項	基 準
		18	ク 有効なる過装置 ケ 燃料の量を自動的に覚知することができる装置 コ 水抜きができる構造 ス 減 圧 装 置 セ 直火で予熱しない構造 過度の予熱を防止する措置 その他の気体燃料 点火及び燃焼の状態が確認できる構造	t : 使用する金属板の厚さ (mm) σ : 使用する金属材料の引張り強さ (N/mm²) T : 条例において定める鋼板の厚さ バーナーのノズル等に砂等の異物がつまって異常燃焼をおこすことのないよう、異物を取り除くためのもので、金網 (バーナーのノズルの口径以下の網目のもの)、布によるもの、沈殿槽等をいう。 第31条の5第2項第6号の基準による。 タンク底部にたまった水を抜くことのできる構造のもので、タンクの底部にドレンコックを設けたもの等をいう。 安全弁 (セーフティバルブ) を設け、バイパスパイプ、リターンパイプ等により圧力を減圧する装置をいう。 裸火 (炎又は赤熱体など) で直接燃料を加熱する方法ではなく、シーズ線方式の電熱、蒸気管等により加熱する構造をいう。 電熱の場合はサーモスタットにより一定温度で電源を遮断する自動温度調節装置及び熱源を切る過熱防止装置を設けることをいう。 スチームの場合は、蒸気圧または可溶金属を使用してコックを開閉する等の方法をいう。 ただし、温度調節装置の機能が停止した場合、予熱する燃料の温度が過度に上昇しない場合は、過熱防止装置を設けないことができる。 また、人が常時看視しているものにあつては、温度検出装置に代えることができる。 メタン、エタン、ブタン等がある。 燃焼の炎が視認出来るのぞき窓等をいう。

条	項	号	事 項	基 準
			ア 構造上又は使用上 適当でない場合 イ ねじ接続，フラン ジ接続，溶接等	バーナー本体を移動させて使用するような場合などをいう。 ねじ接続とは，ねじによって配管を接続する方法をいう。  フランジ接続とは，フランジ管継手によって配管を接続する方法をいう。 
		19	必 要 に 応 じ	炉の形態や燃焼方式等によっては必ずしもアからエの安全装置を設ける必要がないものもあるため，個々の設備に応じた安全装置を設けること。 なお，安全装置が設けられていない設備であっても，(財)日本燃焼機器検査協会，(財)日本ガス機器検査協会，(財)電気安全環境研究所又は(財)日本品質保証機構の検査合格品については，これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するものとみなす。

条	項	号	事	項	基	準																																														
					規格や基準への適合表示の例																																															
					(日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した設備及び電気用品安全法に適合したもの)																																															
					<table><tr><td rowspan="6">気体燃料を使用する火気使用設備</td><td rowspan="6">火災予防上日本工業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの</td><td>J I S 表示 (旧)</td><td></td><td>J I S 表示 (新)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">経過措置により平成20年 9 月30日 まで表示可</td><td colspan="2">平成17年10月 1 日から</td></tr><tr><td>特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの</td><td></td><td>特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの</td><td></td><td>特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">液体燃料を使用する火気使用設備</td><td rowspan="3">に適合したもの</td><td colspan="4">第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="4">第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)</td></tr><tr><td rowspan="2">電気を使用する火気使用設備</td><td rowspan="2">に適合したもの</td><td>特定電気用品※2 (例)</td><td></td><td>特定電気用品以外※3 (例)</td><td></td></tr></table>		気体燃料を使用する火気使用設備	火災予防上日本工業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの	J I S 表示 (旧)		J I S 表示 (新)		経過措置により平成20年 9 月30日 まで表示可		平成17年10月 1 日から		特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの		特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの						特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの		特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの						液体燃料を使用する火気使用設備	に適合したもの	第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)								第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)				電気を使用する火気使用設備	に適合したもの	特定電気用品※2 (例)		特定電気用品以外※3 (例)	
気体燃料を使用する火気使用設備	火災予防上日本工業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの	J I S 表示 (旧)		J I S 表示 (新)																																																
		経過措置により平成20年 9 月30日 まで表示可		平成17年10月 1 日から																																																
		特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの		特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの																																																
																																																				
		特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの		特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの																																																
																																																				
液体燃料を使用する火気使用設備	に適合したもの	第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)																																																		
																																																				
		第三者機関※1の検査基準に適合したもの (例)																																																		
電気を使用する火気使用設備	に適合したもの	特定電気用品※2 (例)		特定電気用品以外※3 (例)																																																
					備考 ※1 特定ガス用品、特定液化石油ガス器具、石油燃焼機器等の適合性検査を実施することができる経済産業大臣が認定・承認する認定・承認検査機関である第三者機関が行う検査をいう。																																															
					※2 特定電気用品には、電熱器具として、電気便座・水道凍結防止器・電気温水器・家庭用電熱治療器・電気サウナバス・観賞魚用ヒーター・電熱式おもちゃなど (10kW 以下) があります。																																															
					※3 特定電気用品以外には、電熱器具として、電気毛布・電気こたつ・電気ストーブ・電気トースター・電気がま・電気湯沸器・電磁誘導加熱式調理器・電気髪ごて・タオル蒸し器・電気消毒器 (電熱)・電熱ボード・電気アイロンなど (10kW 以下) があります。																																															

条	項	号	事 項	基 準																																																																																																																				
				防炎性能評定の表示（例） ① 気体燃料を使用するもの 青色  <table border="1"> <tr><td colspan="5">ガス機器防火性能評定品</td></tr> <tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離（cm）</td></tr> <tr> <td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td colspan="2">後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="5">財団法人 日本ガス機器検査協会</td></tr> </table> 青色  <table border="1"> <tr><td colspan="5">ガス機器防火性能評定品</td></tr> <tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離（cm）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">本体 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">本体 上方 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td colspan="5">財団法人 日本ガス機器検査協会</td></tr> </table> ② 液体燃料を使用するもの  <table border="1"> <tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr> <tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離（cm）</td></tr> <tr> <td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td colspan="2">後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="5">財団法人 日本燃焼機器検査協会</td></tr> </table>  <table border="1"> <tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr> <tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離（cm）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">本体 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">本体 上方 周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td colspan="5">財団法人 日本燃焼機器検査協会</td></tr> </table>	ガス機器防火性能評定品					可燃物からの離隔距離（cm）					上方	側方	前方	後方							財団法人 日本ガス機器検査協会					ガス機器防火性能評定品					可燃物からの離隔距離（cm）					本体 周囲	上方	側方	前方	後方					本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方					財団法人 日本ガス機器検査協会					石油燃焼機器防火性能認証					可燃物からの離隔距離（cm）					上方	側方	前方	後方							財団法人 日本燃焼機器検査協会					石油燃焼機器防火性能認証					可燃物からの離隔距離（cm）					本体 周囲	上方	側方	前方	後方					本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方					財団法人 日本燃焼機器検査協会				
ガス機器防火性能評定品																																																																																																																								
可燃物からの離隔距離（cm）																																																																																																																								
上方	側方	前方	後方																																																																																																																					
財団法人 日本ガス機器検査協会																																																																																																																								
ガス機器防火性能評定品																																																																																																																								
可燃物からの離隔距離（cm）																																																																																																																								
本体 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																																																																				
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																																																																				
財団法人 日本ガス機器検査協会																																																																																																																								
石油燃焼機器防火性能認証																																																																																																																								
可燃物からの離隔距離（cm）																																																																																																																								
上方	側方	前方	後方																																																																																																																					
財団法人 日本燃焼機器検査協会																																																																																																																								
石油燃焼機器防火性能認証																																																																																																																								
可燃物からの離隔距離（cm）																																																																																																																								
本体 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																																																																				
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方																																																																																																																				
財団法人 日本燃焼機器検査協会																																																																																																																								

条	項	号		事 項	基 準
3	1	19	ア	炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置	一般的にはJ I Sの用語でいう点火安全装置，立消え安全装置をいう。具体的には次に示すものと同等以上の防火安全性を有すると認められる構造であること。 1 「点火安全装置」とは，液体燃料を使用する火気設備等において点火時，再点火時等の不点火，空消し等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。 〔使用時〕  2 「立消え安全装置」とは，気体燃料を使用する火気使用において点火時，再点火時等の不点火，空消し等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。 (例) 熱電対によるもの 〔不使用時〕  〔使用時〕 

条	項	号		事 項	基 準
3	1	19	イ	点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置	未着火又は断火等の場合、燃料の供給を自動的に遮断しても未燃ガスが炉内に滞留し、再点火の際爆燃等に事故を引き起こすおそれがあるため、点火前又は消火後に炉内に滞留している未燃ガスを炉外に排出させ、事故を未然に防止するためのものである。なお、点火前に未燃ガス排出することを「プレパージ」、点火後に未燃ガスを排出することを「ポストパージ」という。
			ウ	温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置	「過熱防止装置」とは、温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合、燃焼を停止する装置をいい、復帰については、手動のみとすること。なお、空だき防止装置のなかには、過熱防止装置の機能を有するものもある。 過熱防止装置の例 (1) バイメタル式 バイメタル、電気回路接点、感熱部、リード線 (2) 液体膨張式 リード線接続端子、電気回路接点、熱交換器、感熱部、液 (3) ヒューズブルメタル式 電気回路接点、リード線接続端子、スプリング、ヒューズブルメタル、感熱部、熱交換器
			エ	停電時において自動的に燃焼を停止できる装置	電気を使用して燃焼制御又は燃料予熱等を行う構造の火気設備が運転中に停電した場合、送風機や制ぎょ装置等の停止により事故を誘発するおそれがあるため、原則として燃焼を停止し、かつ、再通電した場合でも危険がない構造としなければならない。なお、一般的に停電安全装置と呼ばれ、燃料供給を停止したり、燃料供給量を制限したりするものである。

条	項	号	事 項	基 準
		20	電 気 設 備 パイプシャフト、 ピット等の漏れた 燃料が滞留するお それのある場所 防爆工事等の安全 措置	火花又はアークを発生するおそれのある機器で、例えば電動機、変圧器、開閉器、過電流遮断器、コンセント、分電盤、自動火災報知設備の感知器、電気温水器等のタイマースイッチ付電気メーター等をいう。 パイプシャフト、パイプスペース、ピット、洞道等筒状の形態を有した防火対象物の部分で、配管が専用に敷設される場所をいう。 なお、天井裏、床下等で上記形態を有しないものは含まれない。 上記場所に該当しない場所とは、次に掲げる項目を満たす構造の場所をいう。 1 パイプシャフト、ピット等は、漏洩した気体燃料が天井裏や床下等へ拡散しないよう準不燃材料以上で有効に区画されており、常時、直接外気が流通している廊下等に設けていること。 2 パイプシャフト、ピット等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。 なお、有効な換気口とは、上部及び下部にそれぞれ100㎤以上の開口面積を確保することである。 本号の規定は、高層建築物等の増加に伴って、ガス配管、計量器等と電気配線等の電気設備が、スペースの効率を生かす目的等から、同一のパイプシャフトやピット内等の隠ぺい場所に設置することが多くなったため、経年劣化や地震動等により可燃性ガスが万一漏れて滞留した場合の危険を配慮して、スパークのおそれのある電気設備は、原則として、同一パイプシャフト内の隠ぺい場所に施行しないよう規定したものである。 金属管工事又はケーブル工事とし、次に掲げる安全措置をいう。 1 金属管工事の場合 (1) 金属管相互、金属管とボックス等との接続は、5山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により堅ろうに接続すること。

条	項	号		事 項	基 準
					(2) 隠ぺい場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合は、これによらないことができる。 2 ケーブル工事の場合 隠ぺい場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン式又は防じん固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。 (1) 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合 (2) ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合 3 次のいずれかの構造とした場合、前2項の適用は除外される。 (1) 火花又はアークを発生するおそれのある電気設備とは分離する。 (2) 火花又はアークを発生するおそれのある電気設備がないので、共用する。 (3) 火花又はアークを発生するおそれのある電気設備と共用するが、パイプシャフト等を燃料が滞留するおそれのない構造とする。 (4) 火花又はアークを発生するおそれのある電気設備と共用するが電気設備の防爆工事をする。 (5) 火花又はアークを発生させるおそれのある電気設備と共用するが、ガス漏れ火災警報設備を設置するなどの安全対策をする。 条例第3条第1項第19号ウ運用基準（P23参照） 本項は、多量の火気を使用する炉等から出火した場合の延焼拡大を防ぐ対策として、不燃材料で造った壁、柱、天井で区画され、かつ、開口部は原則として建基政令第112号第14項第1
3	1	21	イ	自動的に熱源を停止できる装置	
		2		窓及び出入口等に建基法第2条第9号の2ロに規定す	

条	項	号	事 項	基 準
3	2		る防火設備のうちの防火戸を設けた室内に設けること	号に規定する防火戸のうち常時閉鎖式防火戸（これによらない場合は、同条同項第1号ニに規定する要件を満たす構造のもの）とした専用の室に設置するように規定されたものである。 なお、同様の構造で不燃区画された機械室等は、専用の不燃区画室として扱うことができる。
			炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置	次に掲げる各号のいずれかを満たす場合をいう。 1 屋内に炉を設ける場合 (1) 当該炉の周囲に5 m以上、上方にあつては10m以上の空間を有する場合。 (2) 主要構造部を不燃材料とした建築物内で、当該炉の周囲に可燃物が著しく少なく、延焼のおそれの無い場合。 2 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に炉を設ける場合 (1) 当該炉の周囲に3 m以上、上方にあつては5 m以上の空間を有する場合。 (2) 当該炉が不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部には防火設備又は特定防火設備を設けたもの）等に面する場合。 3 炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が政令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合（移動式を除く。）
	3	3	必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの	平成4年12月消防告示第1号 なお、点検、整備については次の事項を記録しておくようにする。 1 点検の日時 2 異常の有無 3 異常を発見した場合は、その詳細及び故障排除のためにとつた措置
		4	本来の使用燃料以外の燃料	炉等の設備に使用する燃料は重油、灯油、都市ガス、プロパンガス、石炭等、設備によって定められているが、定められて

条	項	号		事 項	基 準
		5		異常燃焼を防止するための必要な措置	いる燃料以外の燃料（例えばプロパンガス用の設備で都市ガスを使用するなど）を使用すると異常燃焼をおこすおそれもあり、また、ゴムホース等が燃料により溶解する場合もあるので、それぞれの設備によって使用することとされている燃料を用いなければならない。 燃焼監視装置，電磁弁等を連動させた燃料の供給を停止する装置等を設けることをいう。例えば，温度測定装置により，異常な温度になった場合に警報を発する装置、異常燃焼のおそれのある場合，自動的に燃料を止める装置等が考えられる。
3	3	6		必 要 な 措 置	燃料槽又は燃料容器よりの燃料の噴出又は，溢出を防止するための規定である。遮光は，特にプロパンガス容器等に対するものである。なお，遮光とは，日光の直射を遮ぎることと解すべきである。したがって，この趣旨から考えて，遮光を要するものについては，同時に，熱源より十分な距離を保つべきことは当然なことである。

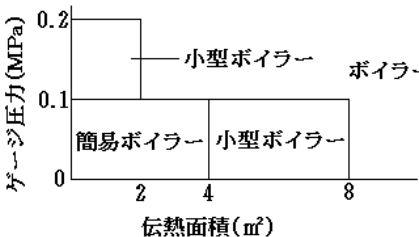
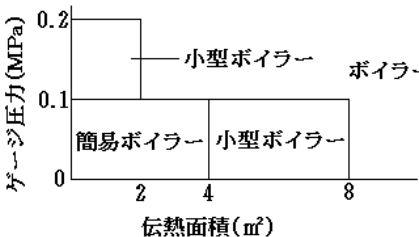
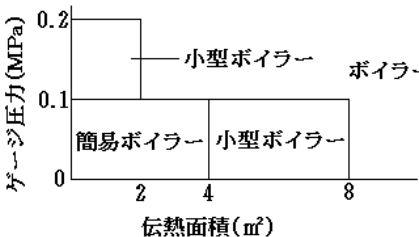
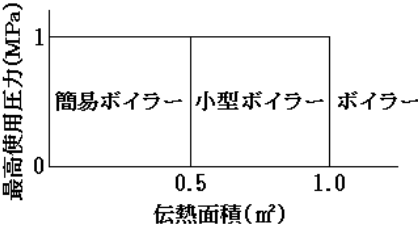
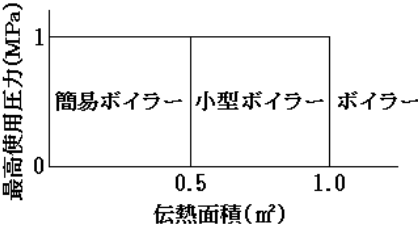
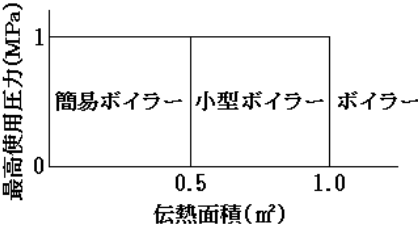
条	項	号		事	項	基 準													
3 条の準用（設備）						○＝全部適用 △＝部分・条件付又は一部機器に適用													
条	項	号		該当する 燃料種類	規 制 内 容	3	3 ― 2	3 ― 3	3 ― 4	4	5	6	7	7 ― 2	8	8 ― 2	9	9 ― 2	13 ― 2
						炉	ふ ろ が ま	温 風 暖 房 機	ヒ ー ト ポ ン プ 冷 暖 房 機	ボ イ ラ ー	ス ト ー ブ	壁 付 暖 炉	乾 燥 設 備	サ ウ ナ 設 備	簡 易 湯 沸 設 備	給 湯 湯 沸 設 備	煙 突	厨 房 設 備	燃 料 電 池
3	1	1		液固気電	火災予防上安全な距離	○	○	○		○	○		○		○	○		○	△
3	1	2		液固気電	可燃物の落下・接触防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	1	3		液固気電	可燃性ガス・蒸気の滞留	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	1	4		液固気電	階段・避難口等からの距離	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	1	5		液固気電	給気・換気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	1	6		液固気電	室内の床	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
3	1	7		液固気電	不燃材料での造作	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
3	1	8		液固気電	地震動等に対する構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	1	9		液固気電	表目温度の上昇防止	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
3	1	10		液 気	口火安全装置等	○	○	○		○	○		○			○	○	○	△
3	1	11		液固気電	危険物煮沸炉	○													
3	1	12		液固気電	熔融物漏洩対策	○													
3	1	14	ア	液固気電	熱風炉風道とダンパー	○	○	○		○		○	○	○					
3	1	14	イ	液固気電	可燃物品との離隔距離	○	○	○		○		○	○	○					
3	1	14	ウ	液固気電	炉への給気口の構造	○	○	○		○		○	○	○					
3	1	15		固	固体燃料取灰入れの構造	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	
3	1	17	ア	液	燃料タンクの漏洩防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	イ	液	燃料タンクの転倒、落下防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	ウ	液	燃料タンクの保有距離	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
3	1	17	エ	液	燃料タンクの板厚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	オ	液	屋内の床	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	カ	液	燃料タンクの架台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	キ	液	開閉弁の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	ク	液	燃料濾過装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	ケ	液	燃料量の自動確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	コ	液	水抜きできる構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

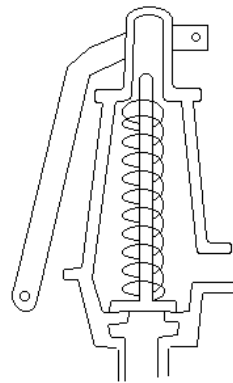
条 項 号			事 項		基 準													
条 文			該当する 燃料種類	規 制 内 容	3	3	3	3	4	5	6	7	7	8	8	9	9	13
条	項	号			炉	3	3	3	3	4	5	6	7	7	8	8	9	9
						2	3	4	ボ	ス	壁	乾	サ	簡	給	煙	厨	燃
						ふ	温	ヒ	イ	ト	付	燥	ウ	易	湯	突	房	料
						ろ	風	ー	ス	ー	暖	設	ナ	湯	湯		設	池
						が	房	ポ	ト	ブ	炉	備	設	沸	沸		備	
						ま	機	ン	ン				備	設	設			
								プ	プ									
								冷	暖									
								房	機									
3	1	17	サ	液	通気管等の雨水浸入防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	シ	液	燃料タンクさび止め措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	17	ス	液	減圧装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
3	1	17	セ	液	予熱方式の炉の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
3	1	17	ソ	液	バーナー直下の受け皿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
3	1	18	ア	液 気	燃料配管材料	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	18	イ	液 気	燃料配管の接続方法	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	18	ウ	液 気	差し込み接続	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	19	ア	液 気	口火安全装置	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	1	19	イ	液 気	未燃ガスの排出	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	1	19	ウ	液 気	過熱防止装置	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	1	19	エ	液 気	停電時安全装置	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	1	20		気	ガス配管と電気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	1	21	ア	電	機器の耐熱性	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	1	21	イ	電	過熱防止装置	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3	2			液固気電	多量の火気使用炉の専用区画	○	○	○		○	○	○	○					
3	3	1		液固気電	整理・清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	3	2		液固気電	点検・整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	3	3		液 電	知識、技能を有する者による点検・整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	3	4		液固気電	適正な燃料使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	△
3	3	5		液固気電	看視人の常駐	○	○	○		○	○	○	○		○		○	
3	3	6		液固気電	燃料タンク等の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	

条	項	号	事 項	基 準
3 の2	1	2	自動的に燃焼を停止できる装置	空だき防止装置には大きく区分して、熱を感知する方法（過熱防止装置に準じたもの）及び水位を感知する方法（水位又は水圧でとらえるもの）があり、いずれも浴槽の水位が一定の値以下になると作動するもので、ふろがまや循環パイプの過熱により出火する火災を防止する目的のものである。
	2		建築物へ延焼しない構造	下図のような構造を指す。
3 の3			温 風 暖 房 機	暖房を目的として、液体又は気体燃料の燃焼エネルギーを熱源とし、熱交換器を用いて温風を発生させる設備又は電気の熱エネルギーを熱源として温風を発生させる設備で、ダクトを通じて送風する方式と直ちに設備本体の吹出口から送風する方式とがある。なお、電気を熱源とする浴室乾燥機、温水を使用する浴室乾燥機については、温風吹出口に補助ヒーターが組み込まれているものは本条の温風暖房機として規制するが、次の基準に適合し、（社）日本電気工業会の定める自主試験基準に適合しているものは本条の規制を適用しない。 1 適用範囲 一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次のすべてに該当する機器（以下「適合機器」という。）に適用する。 (1) 浴室内の天井に組込み型等として設置されるものをいう。

条	項	号	事 項	基 準
3 の4				(2) 電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のものとは除く。）とするもの。 (3) 組込み型等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準に適合したもの、又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの。 2 設置要領 機器本体等については、次により設置できるものとする。 (1) 機器本体 ア 適合機器本体の可燃物からの保有距離について、条例第23条を適用して差し支えないものであること。 イ 機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。 ウ 浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方10 c m未満の範囲（天井面を除く）には造営物等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。 (2) 換気ダクト（浴室の防湿等を目的とする機器本体と接続されるもの。） ア ダクトは、不燃材料で造ること。 イ ダクトは、専用とすること。ただし、一の住居内の洗面所、便所その他これに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続されている場所で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合はこの限りでない。 (3) その他 ア 漏電遮断機を設けること。 イ 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に清掃できる構造のものを除く。）を設けること。 条例第3条第1項第14号ウ（P16）の規定を準用する。
	1	1	火粉・煙・ガス等が混入しない構造	
	1		ヒートポンプ冷暖房機	液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備。
	1	3	防振のための措置	内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収す

条	項	号	事	項	基	準																				
	1	4	排気筒 防火上有効な構造 ボイラー		る構造とすること。 内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。 排気筒の遮熱材を不燃材料とすることの他に、排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないこと。 火気、燃料ガス、その他高温ガス及び電気により圧力を有する水又は熱媒を加熱し、温水又は蒸気を取り出す装置をいうものであり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）上ではボイラー（通称「労基ボイラー」という。）、小型ボイラー及び簡易																					
<table><tr><td></td><td>簡易ボイラー</td><td>小型ボイラー</td><td>ボイラーの区分</td></tr><tr><td rowspan="5">蒸 気 ボ イ ラ ー</td><td>$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $HS \leq 0.5\text{m}^2$ のもの</td><td>$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $0.5\text{m}^2 \leq HS \leq 1\text{m}^2$ のもの</td><td>最高使用圧力と伝熱面積による区分 </td></tr><tr><td>$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 200\text{mm}$ かつ $L \leq 400\text{mm}$ のもの</td><td>$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 300\text{mm}$ かつ $L \leq 600\text{mm}$ で簡易ボイラー以外のもの</td><td>胴の内径と長さによる区分 </td></tr><tr><td>伝熱面積にかかわらず $P \leq 0.3\text{MPa}$ で $V \leq 0.0003\text{m}^3$ のもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの</td><td>① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの</td><td>開放管又はゲージ圧力0.05MPa以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの </td></tr><tr><td colspan="3">表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 D=胴の内径（mm）、L=胴の長さ（mm）、HS=伝熱面積（m²）、P=使用圧力（MPa） V=内容積（m³）、d=管の内径（mm）、H=ゲージ圧力（MPa）</td></tr></table>								簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分	蒸 気 ボ イ ラ ー	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $HS \leq 0.5\text{m}^2$ のもの	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $0.5\text{m}^2 \leq HS \leq 1\text{m}^2$ のもの	最高使用圧力と伝熱面積による区分 	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 200\text{mm}$ かつ $L \leq 400\text{mm}$ のもの	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 300\text{mm}$ かつ $L \leq 600\text{mm}$ で簡易ボイラー以外のもの	胴の内径と長さによる区分 	伝熱面積にかかわらず $P \leq 0.3\text{MPa}$ で $V \leq 0.0003\text{m}^3$ のもの			① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの	開放管又はゲージ圧力0.05MPa以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの 	表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 D=胴の内径（mm）、L=胴の長さ（mm）、HS=伝熱面積（m²）、P=使用圧力（MPa） V=内容積（m³）、d=管の内径（mm）、H=ゲージ圧力（MPa）		
	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分																							
蒸 気 ボ イ ラ ー	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $HS \leq 0.5\text{m}^2$ のもの	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $0.5\text{m}^2 \leq HS \leq 1\text{m}^2$ のもの	最高使用圧力と伝熱面積による区分 																							
	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 200\text{mm}$ かつ $L \leq 400\text{mm}$ のもの	$P \leq 0.1\text{MPa}$ で $D \leq 300\text{mm}$ かつ $L \leq 600\text{mm}$ で簡易ボイラー以外のもの	胴の内径と長さによる区分 																							
	伝熱面積にかかわらず $P \leq 0.3\text{MPa}$ で $V \leq 0.0003\text{m}^3$ のもの																									
	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $HS \leq 2\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $d \geq 25\text{mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $2\text{m}^2 < HS \leq 3.5\text{m}^2$ で $H \leq 0.05\text{MPa}$ かつ $d \geq 25\text{mm}$ のもの	開放管又はゲージ圧力0.05MPa以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの 																							
	表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 D=胴の内径（mm）、L=胴の長さ（mm）、HS=伝熱面積（m²）、P=使用圧力（MPa） V=内容積（m³）、d=管の内径（mm）、H=ゲージ圧力（MPa）																									

条	項	号	事	項	基	準																		
					ボイラーに分類される。なお労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第3条によって規制を受けるものは、同規則との関係から本条による規定は適用されないことに注意すべきである。 なお条例第53条第6号の規定により届出を要するボイラーは簡易ボイラーである。																			
				温 水 ボ イ ラ ー	<table><tr><th>簡易ボイラー</th><th>小型ボイラー</th><th>ボイラーの区分</th></tr><tr><td>$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $HS \leq 4 \text{ m}^2$ のもの</td><td>$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $4 \text{ m}^2 < HS \leq 8 \text{ m}^2$ のもの $H \leq 0.2 \text{MPa}$ で $HS \leq 2 \text{ m}^2$ のもの</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS=伝熱面積 (m²)、H=ゲージ圧力 (MPa)</td></tr></table>	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分	$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $HS \leq 4 \text{ m}^2$ のもの	$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $4 \text{ m}^2 < HS \leq 8 \text{ m}^2$ のもの $H \leq 0.2 \text{MPa}$ で $HS \leq 2 \text{ m}^2$ のもの		表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS =伝熱面積 (m ²)、 H =ゲージ圧力 (MPa)												
簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分																						
$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $HS \leq 4 \text{ m}^2$ のもの	$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $4 \text{ m}^2 < HS \leq 8 \text{ m}^2$ のもの $H \leq 0.2 \text{MPa}$ で $HS \leq 2 \text{ m}^2$ のもの																							
表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS =伝熱面積 (m ²)、 H =ゲージ圧力 (MPa)																								
				貫 流 ボ イ ラ ー	<table><tr><th>簡易ボイラー</th><th>小型ボイラー</th><th>ボイラーの区分</th></tr><tr><td>管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの かつ $ds \leq 200 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.02 \text{m}^3$ のものに限り</td><td>管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの かつ $ds \leq 300 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.07 \text{m}^3$ のものに限り</td><td></td></tr><tr><td>管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもので $V=0.004 \text{m}^3$ で $P \times V \leq 0.02$ のもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">ボイラーの区分</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="3">表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS=伝熱面積 (m²)、P=使用圧力 (MPa)、ds=貫流ボイラーの気水分離器の内径 (mm) Vs=貫流ボイラーの気水分離器の内容積 (m³)、V=内容積 (m³)</td></tr></table>	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分	管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの かつ $ds \leq 200 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.02 \text{m}^3$ のものに限り	管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの かつ $ds \leq 300 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.07 \text{m}^3$ のものに限り		管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもので $V=0.004 \text{m}^3$ で $P \times V \leq 0.02$ のもの			ボイラーの区分						表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS =伝熱面積 (m ²)、 P =使用圧力 (MPa)、 ds =貫流ボイラーの気水分離器の内径 (mm) Vs =貫流ボイラーの気水分離器の内容積 (m ³)、 V =内容積 (m ³)			
簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分																						
管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの かつ $ds \leq 200 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.02 \text{m}^3$ のものに限り	管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{m}^2$ のもの かつ $ds \leq 300 \text{mm}$ で $Vs \leq 0.07 \text{m}^3$ のものに限り																							
管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもので $V=0.004 \text{m}^3$ で $P \times V \leq 0.02$ のもの																								
ボイラーの区分																								
																								
表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS =伝熱面積 (m ²)、 P =使用圧力 (MPa)、 ds =貫流ボイラーの気水分離器の内径 (mm) Vs =貫流ボイラーの気水分離器の内容積 (m ³)、 V =内容積 (m ³)																								
注) この区分による「ボイラー」は、ボイラー及び圧力容器安全規則第3条による規制を受けるため、条例の適用範囲外である。小型ボイラー以下のボイラーが条例の適用を受ける。以下同じ。																								

条	項	号	事	項	基	準
4	1	1	その他の遮熱材料		モルタル，粘土，しっくい，グラスウール，ロックウールなどをいう。	
		2	有効に被覆安全弁		被覆した表面温度が80℃未満となるような被覆をいう。 ボイラー内の蒸気圧力が異常に上昇するのを防止するために設けられる安全装置であり，一般に「ばね式」，「おもり式」，「てこ式」などがある。 作動原理は，通常圧力をばね，おもり等でおさえていて，圧力が上昇した場合にはばね，おもり等を押上げ，圧力を逃がして内圧を下げる構造になっている。	
		2	安全装置		一般に全自動で運転を行うボイラーには，その安全を確保するため，各種のインターロック装置と安全遮断器及び警報装置を取り付け，異常の際，作動の開始又は継続ができないような着火装置，パイロット弁，燃料遮断弁，バーナー，給水（熱媒）装置などにインターロックが設けられているが，このような保安装置をいう。	
			熱	媒	一定の温度を保有させるために，直接火源により加熱するのではなく，ある物体を介して加熱する間接的加熱方法がとられる場合があるが，この加熱の媒体となるものを熱媒という。 水を火源により加熱して水蒸気を得，水蒸気により他の物体を加熱する際の水蒸気は熱媒の最も一般的な例である。 引火性の液体を熱媒体として用いているのはダウサムボイラー，アスファルトプラントの加熱装置で，熱媒としては次のようなものがある。	
					例・ダウサムA	引火点 約110℃
					・ダウサムE	〃 約 68℃
					・ネオS Kオイル#170	〃 約 62℃
					・ネオS Kオイル#240	〃 約 95℃
					・エネオスハイサーム100	〃 約274℃

条	項	号	事 項	基 準
			安全な場所に導く措置	・サントーム 引火点 約179℃ 引火性の熱媒を使用しているものについては、熱媒又はその蒸気をパイプなどで受槽など安全な場所に導くように設ける必要がある。
5			ストーブ	本条は、煙突若しくは排気筒が接続し又は壁や天井等に固定して使用するストーブについて規定したものである。
6	1		壁付暖炉	壁付暖炉については、建築物と一体をなすもので燃料として薪を使用するものが多く、かつ、洋風の建築物において、しばしば見受けられるものである。しかし、単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない構造とした壁付暖炉が多く、これらは本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、燃料種別ごとにそれぞれ条例第19号から第22号に規定する器具の規制を受けることになる。
		2	厚 さ	炉体、煙道、煙突の壁の屋内部分の肉厚及びこれらの周囲の管理について規制しているものであり、使用する状況によってはその厚さを増す必要がある。また、使用する材料についても、ここにあげられているものと同等以上の耐火性能があると認められるものを使用することは差し支えないが、壁付暖炉からの出火の大半が、炉体、煙道等の亀裂によるものであることから、鉄筋コンクリート造とすることが望ましい。
7	1		乾燥設備	本条は、熱源により物品の水分を除去し又は油脂、樹脂等の固化を促進するための設備の位置、構造、管理にかかる規定である。 なお、乾燥設備については労働安全衛生法令に規定されているので注意を要する。 蒸気乾燥も当然本条の適用を受けるが、条例第3条第1項第6号が準用されるので、使用上火災発生のおそれがないければ、絞り染の場合のように例え木製乾燥室であっても差しつかえないものとして運用してもよい。 蒸気管については、条例第4条第1項第1号の規定を準用するものとする。

条	項	号	事 項	基 準
7	1	2	室内 温度が過度に上昇 するおそれ	電気を熱源とする浴室乾燥機については、条例第3条の3の温風暖房機として、温水を使用する浴室乾燥機については、温風吹出口に補助ヒーターが組込まれているものは条例第3条の3の温風暖房機として、組込まれていないものは最大消費熱量に応じて条例第8条の簡易湯沸設備若しくは条例第8条の2の給湯湯沸設備として規制する。 また、家庭用生ゴミ処理機については、構造等により次のように規制する。なお、業務用生ゴミ処理機については、本条例の適用外であるため、加熱を伴う業務用生ゴミ処理機における安全対策指針について（平成17年6月環境省）による。 電気を熱源とする事例 バイオ式 電気ヒーターにより、処理槽内の加熱及び生ごみの臭気の脱臭処理を行うことから、条例第3条「炉」として規制する。 乾 燥 式 電気ヒーターにより、生ゴミの乾燥を行うことから条例第7条の「乾燥設備」の規定を、また脱臭装置部分は条例第3条「炉」として規制する。 気体燃料を熱源とする事例 乾 燥 式 燃焼装置により、生ゴミの乾燥を行うことから条例第7条「乾燥設備」として規制する。 乾燥設備の中の乾燥室内をいう。 非可燃物を乾燥する乾燥設備にあつては、当該設備の許容設定温度以上に上昇するおそれのあるものをいい、また、可燃性物品を乾燥する乾燥設備にあつては、原則として被乾燥物に応じた設定温度以上に上昇するおそれのあるものをいう。 なお、これら温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備には、自動温度調節器のみが設けられている乾燥設備又は、自動温度調節器も他の保安装置の何れも設けられていない乾燥設備が入る。したがって、これらの乾燥設備にあつては、原則として、熱源の自動停止装置を設ける必要がある。ただし、これが困難な場合は、常時看視人がついているものに限り、非常警報装置のみを設けたものとするができる。

条	項	号	事 項	基 準
7	1	3	非 常 警 報 装 置	非常警報装置は、自動式及び手動式のいずれでもよいが、本号の対象となる設備は、突発的に過度に温度が上昇するおそれのあるものであるから、手動式の場合は、常時、人の看視を要する。なお、小規模の乾燥設備であり、かつ、看視人の音声によって目的が達することができる場合は、必ずしも警報装置は要しないものと解して差し支えない。なお、自動式の非常警報装置としては、サーモスタットその他温度測定装置により連動する警報装置がある。
			熱源の自動停止装置	熱源の自動停止装置は、一般には、自動的に燃料の供給、蒸気等の供給を断つこと等によって運転を停止させ、電気を熱源とするものについては電源を切る等の装置である。例えば、液体若しくは気体の燃料又は熱煤の自動停止装置には、一定温度で溶ける金属等を用いてコックを閉じる方法があり、電気を熱源とする場合はサーモスタットで電路を断つ方法等がある。
			火粉を飛散しない構造	排気部分に金網（30メッシュ以上）、遮へい板を取り付ける、排気を熱源から直接排気するのではなく、間接排気とする、等がある。
	1 の2	1	サ ウ ナ 設 備	本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温度を発生させる装置により高温低湿の空気を作る設備にかかる位置、構造、管理の基準について規定したものである。
			放 熱 設 備	電気ヒーターが一般に多く用いられているが、なかには熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの、ガスや固体燃料を燃焼させるものなどがある。
7	1	1	サ ウ ナ 室	室内全体を熱源によって高温（90℃～120℃程度）低温（5～15%程度）とし、この中に入って身体を暖め汗を流す乾式（本格的なものは若干の水蒸気も用いる）の高温低湿の熱気浴室をいう。
			火災予防上安全に区画	サウナ室の壁、床及び天井の下地を耐火構造とし、出入口等の開口部には防火設備のうち防火戸又はこれと同等以上の防火性能を有する扉を設けて他の部分と区画すること。

条	項	号	事 項	基 準
	1	2	距離基準により得られる距離以上の距離	サウナ設備の上方、周囲及び床は次によること。 1 サウナ設備の可燃物からの離隔距離等は次の表及び図によること。 2 対流型放熱器又は対流・赤外線併用型装置に面する天井部分には、放熱を有効に遮断できる防熱板を天井面より15cm以上離して設けること。 3 蒸気を用いるサウナ設備は、周囲の可燃物からの距離が10cm以上であること。 4 これらによる他、「サウナ設備設置基準」による。(P196参照) 対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ

条	項	号	事	項	基	準																													
					<table><tr><td>離隔距離等</td><td>定格消費電力 7.5kW 以下</td><td>7.5kW を超え 15kW 以下</td><td>15kW を超え 30kW 以下</td></tr><tr><td>A</td><td>25cm以上</td><td>50cm以上</td><td>100cm以上</td></tr><tr><td>b</td><td>10cm以上</td><td colspan="2">20cm以上</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="3">100cm以上</td></tr></table> (Aは離隔距離、b及びcは保有距離) 注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げる。また、遮熱板にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25mm以上で密度24kg／m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ 放射装置に面する壁面の仕上げ (立 面) 放射装置の床面の仕上げ (平 面:床 面) 放射装置に面する天井面の仕上げ (平 面:天井面) <table><tr><td></td><td>不燃材料で仕上げなければならない範囲</td></tr><tr><td>a</td><td>30cm以上</td></tr><tr><td>b</td><td>10cm以上</td></tr><tr><td>c</td><td>60cm以上</td></tr><tr><td>d</td><td>100cm以上</td></tr><tr><td>e</td><td>90cm以上</td></tr><tr><td>f</td><td>20cm以上</td></tr></table> (a～fは保有距離)	離隔距離等	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下	A	25cm以上	50cm以上	100cm以上	b	10cm以上	20cm以上		c	100cm以上				不燃材料で仕上げなければならない範囲	a	30cm以上	b	10cm以上	c	60cm以上	d	100cm以上	e	90cm以上	f	20cm以上
離隔距離等	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下																																
A	25cm以上	50cm以上	100cm以上																																
b	10cm以上	20cm以上																																	
c	100cm以上																																		
	不燃材料で仕上げなければならない範囲																																		
a	30cm以上																																		
b	10cm以上																																		
c	60cm以上																																		
d	100cm以上																																		
e	90cm以上																																		
f	20cm以上																																		

条	項	号	事 項	基 準
	1	3	直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置	注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げる事。 また、遮熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25 mm以上で密度 24kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。 放熱設備の異常な温度上昇による出火を防止するため、手動と自動の熱源を遮断する安全装置である。 電気ヒーターの場合は、一般に温度ヒューズと電源遮断スイッチを使用している。温度を自動的に調節する温度制御装置は、熱源遮断装置には含まれない。これは制御装置では、一時的に異常な温度上昇が遮断されても、再び温度が下がると通電し、危険な状態が繰り返されて、遂に出火に至るという危険性を防止するためである。 なお、熱源が遮断された場合は、異常発生原因を徹底的に究明した上、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。
	1	5	可燃性物品の持込みを禁止する旨の表示	この規定は、個人住居に設けるサウナ設備にも適用される。 外国人来訪者が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識等を設ける場合、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することができる。 付加する言語は、原則として英語とする。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を英語に加えることができる。 (例)  禁止吸烟 금연  禁止携帯可燃物品 가연성 물품 반입 금지

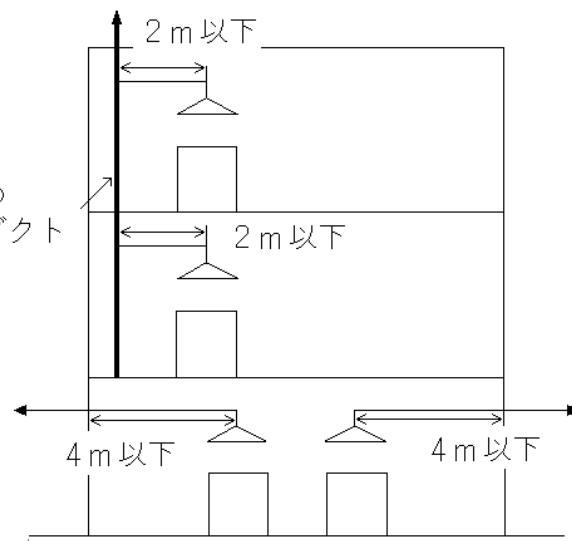
条	項	号		事 項	基 準
				火災予防上支障がないと認めた場合	熱空気の送込式，スチームラジエーターなどでサウナ室内に火源を有しない場合が考えられる。 小規模サウナ（通称，家庭用サウナ，コンパクトサウナ等と呼ばれているものであり，サウナ設備の定格消費電力の合計が2 kW以下のもの（電気用品安全法施行令別表第1に定める電気サウナバスに限る。）をいう。）を，旅館，公衆浴場，美容室，トレーニングセンター等に設置し，不特定の者が使用する場合は，本条の基準に準じた火災予防上安全な措置を講じる必要がある。
8				簡 易 湯 沸 設 備	最大消費熱量が12 kW以下の湯沸設備をいう。本条及び次条の湯沸設備は，貯湯部が大気に開放されており，大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいう。ただし，一般的に普及している瞬間湯沸器は構造的にボイラーであるが，条例上，湯沸設備として扱う。
8 の2 9	1	2		給 湯 湯 沸 設 備 有効な火粉の飛散 防止措置	最大消費熱量が12 kWを超える湯沸設備をいう。 条例第7条第1項第3号（P37）の規定を準用する。
9	2			同 項 同 条	建基政令第115条第1項 建基政令第115条
9 の2	1			調 理	機器，設備等を用いて食品材料を加工することをいう。
	1	1	ア	耐食性を有する鋼 板又はこれと同等 以上の耐食性及び 強度を有する不燃 材料	排気ダクト等の材質については，ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板，若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし，板厚については，入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には，各厨房設備の入力の合計。以下同じ。）が21 kWを超える厨房設備に付属する排気ダクト等にあつては下記表1～表3，21 kW以下の厨房設備に付属する排気ダクト等にあつては下記表4～表6のとおりとする。

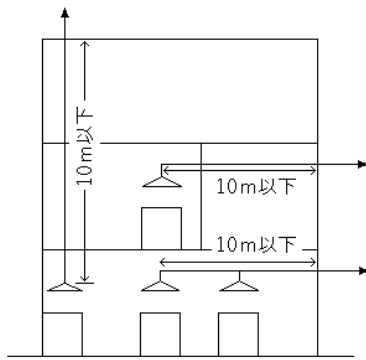
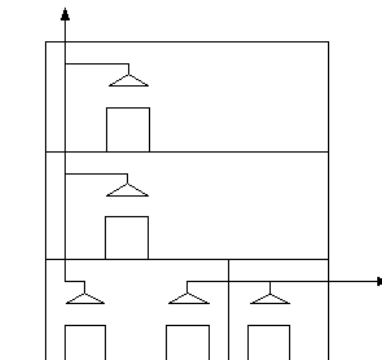
条	項	号		事	項	基	準																				
						表 1 天蓋の板厚																					
						<table><tr><th rowspan="2">天蓋の長辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板 厚 (単位 mm)</th></tr><tr><th>ステンレス鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr><tr><td>450以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>450を超え1,200以下</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><td>1,200を超え1,800以下</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>1,800を超えるもの</td><td>1.0以上</td><td>1.2以上</td></tr></table>		天蓋の長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	450以下	0.5以上	0.6以上	450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上			
天蓋の長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)																										
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																									
450以下	0.5以上	0.6以上																									
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上																									
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上																									
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上																									
						表 2 排気ダクト (長方形) の板厚																					
						<table><tr><th rowspan="2">ダクトの長辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板 厚 (単位 mm)</th></tr><tr><th>ステンレス鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr><tr><td>450以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>450を超え1,200以下</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><td>1,200を超え1,800以下</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>1,800を超えるもの</td><td>0.8以上</td><td>1.2以上</td></tr></table>		ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	450以下	0.5以上	0.6以上	450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上			
ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)																										
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																									
450以下	0.5以上	0.6以上																									
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上																									
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上																									
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上																									
						表 3 排気ダクト (円形) の板厚																					
						<table><tr><th rowspan="2">円形ダクトの直径 (単位 mm)</th><th colspan="2">板 厚 (単位 mm)</th></tr><tr><th>ステンレス鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr><tr><td>300以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>300を超え 750以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>750を超え1,000以下</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><td>1,000を超え1,250以下</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>1,250を超えるもの</td><td>0.8以上</td><td>1.2以上</td></tr></table>		円形ダクトの直径 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	300以下	0.5以上	0.6以上	300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上	1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上
円形ダクトの直径 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)																										
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																									
300以下	0.5以上	0.6以上																									
300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上																									
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上																									
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上																									
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上																									
						表 4 天蓋の板厚																					
						<table><tr><th rowspan="2">天蓋の長辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板 厚 (単位 mm)</th></tr><tr><th>ステンレス鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr><tr><td>800以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>800を超え1,200以下</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><td>1,200を超え1,800以下</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>1,800を超えるもの</td><td>1.0以上</td><td>1.2以上</td></tr></table>		天蓋の長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	800以下	0.5以上	0.6以上	800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上			
天蓋の長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)																										
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																									
800以下	0.5以上	0.6以上																									
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上																									
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上																									
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上																									
						表 5 排気ダクト (長方形) の板厚																					
						<table><tr><th rowspan="2">ダクトの長辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板 厚 (単位 mm)</th></tr><tr><th>ステンレス鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr><tr><td>300以下</td><td>0.5以上</td><td>0.5以上</td></tr><tr><td>300を超え 450以下</td><td>0.5以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>450を超え1,200以下</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><td>1,200を超え1,800以下</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>1,800を超えるもの</td><td>0.8以上</td><td>1.2以上</td></tr></table>		ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	300以下	0.5以上	0.5以上	300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上	450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上
ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)																										
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																									
300以下	0.5以上	0.5以上																									
300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上																									
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上																									
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上																									
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上																									

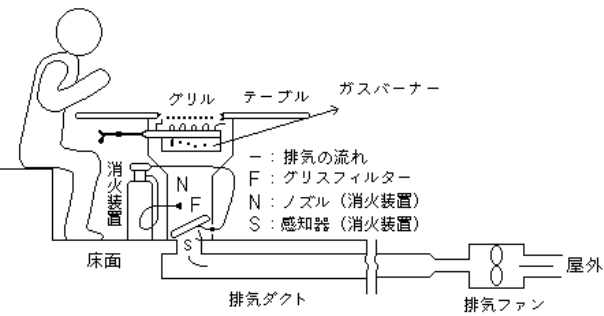
条	項	号		事	項	基	準	
9 の2	1	1	ア	当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの		表6 排気ダクト（円形）の板厚		
			イ	フランジ接続，溶接等				
			ウ	金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分				
			エ	十分に換気を行うことができるもの				

条	項	号		事 項	基 準
9 の2	1	1	オ	他の用途のダクト等と接続しないこと	一般空調用のダクト，給湯湯沸設備等の煙突等を指す。ただし，給湯湯沸設備等の煙突のうち建基政令第20条の3第2項第1号イ(5)ただし書に該当するものにあつては，火災予防上十分な安全性を確保できる措置（「火災予防条例準則の運用について」（平成7年6月30日 消防予第149号 消防庁予防課長）（P210参照）を講じた場合に限り，厨房設備に付属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えない。
		2		油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備	天ぷら，炒めものその他排気ダクトにおける火災の発生原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいう。
		2	ア	グリスフィルター	排気フード内に設けられた媒介物（フィルター）により蒸気中の油脂成分を除去する装置。
				グリスエクストラクター	天蓋内部で機械的に排気気流を縮流加速し，その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し，かつ，その除去した油脂及びじんあい等を自動的に洗浄する機能を有する装置。
				装 置 を 設 け る	厨房設備及び調理用器具とグリス除去装置との火災予防上安全な距離の運用等については「火災予防条例準則の運用について（通知）」（平成5年2月10日 消防予第60号 消防庁予防課長）により定められている。（資料編P214参照）。

条	項	号	事 項	基 準
			排気ダクトを用い ず天蓋から屋外へ 直接排気を行う構 造のもの	天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この 接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
		イ	グ リ ス 除 去 装 置	「グリス除去装置の構造等の基準について」（平成８年８月15 日 消防予第162号 消防庁予防課長）により材質、構造等が定 められている。（P216参照） （参考） グリス除去装置について、(社)日本厨房工業会で性能テストを 実施し、適合品には「工業会認定品」を示すラベルを貼付して おり、これらの製品については認めても支障がない。 ラベル見本
		ウ	火炎伝送防止装置	防火ダンパー又は自動消火装置を指す。 防火ダンパーを設ける場合は、次によること。 1 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖 する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値 は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低 い値とする。 2 防火ダンパーは、厚さ1.5mm以上の鉄板又はこれと同等以上 の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものである こと。 3 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないもので あること。 4 グリス除去装置に近接する部分に設けること。

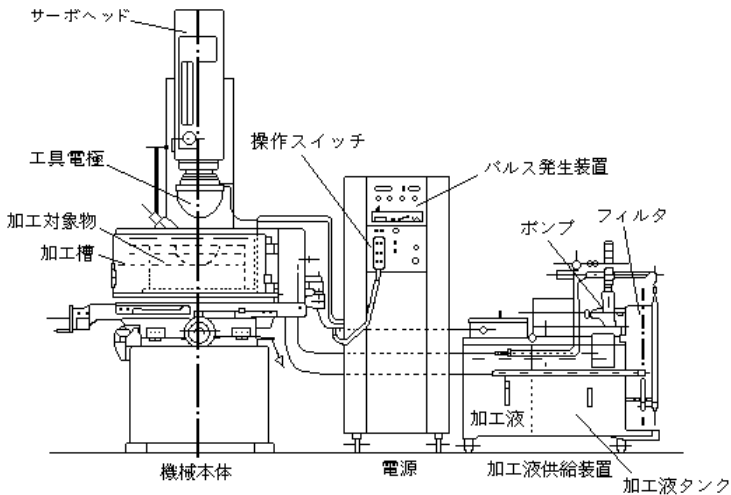
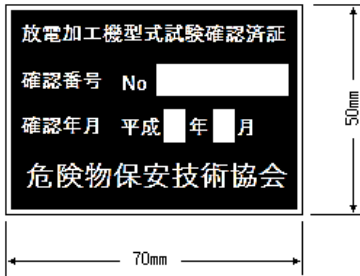
条	項	号	事 項	基 準
			排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの 排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの	5 作動した場合、原則として、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。 第2号アと同様、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。 ダクトの長さとは、フード接続面を始点とし、ダクト中心線を計測して外壁もしくは耐火構造のダクトに接する部分までをいう。厨房設備から歩行距離5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がなされており、さらに次の条件のいずれかを満たす場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。 1 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。 2 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。 (設置を要しない例図)  第1号アただし書きと同様（当該厨房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合（例えば一般の家庭））は、火炎伝送防止装置を設置し
			厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上	

条	項	号	事 項	基 準
			支障がないと認められるもの エ 建 物 の 構 造 そ の 他 の 状 況	ないことができる。 政令第8条に定める区画がなされた部分は、本条の適用にあつては別の対象物とみなす。 専用排気ダクトの長さが概ね10m以下の場合、自動消火装置を設置しないことができる。 ただし、厨房設備のある室から他の階又は他の室を貫通し、貫通した部分の厨房設備とダクトを共有する等、延焼危険があり、消火困難なものについては、この限りでない。 (設置を要しない例図)  (設置の必要な例図)  (床排気式厨房設備) 焼肉店等における床排気式の焼肉テーブル等の厨房設備については、天蓋同様火災危険があるので、消火装置の設置をされたい。

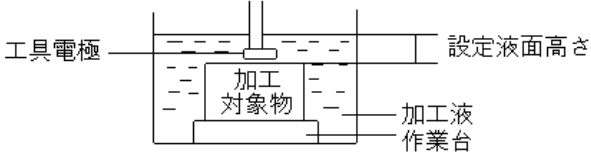
条	項	号	事	項	基	準
					(床排気式焼肉テーブルの設置例) 	
		エ (イ)	厨房室		壁、天井、床又はカウンター等で区画された部分において、調理人が厨房設備を用いて調理作業を行う作業空間をいう。 なお、焼肉店等の客席で客が調理をする部分は、厨房室には該当しないが、厨房設備としての規制がある。	
			厨房設備の入力の合計		厨房室内や店内に設置された厨房機器の入力の合計（同時使用であるか否かを問わず、設置された機器が全て同時に使用されたものとして算出する。）	
		3	容易に清掃ができる構造		容易に清掃ができるよう必要に応じ排気ダクト等に点検口等を設けること。	
		4	火災予防上支障のないように維持管理する		火炎伝送防止装置は、定期的に点検を実施し、常時良好な維持管理がされていること。 なお、点検等の方法等については、消防計画の中に明記しておくこと。	
	2	1	規則で定める技術上の基準		条規第5条第4号にあっては「フード等用簡易自動消火装置の性能及び、設置の基準について」（平成5年12月10日 消防予第331号 消防庁予防課長）による。（P218参照）	
		2	燃料供給停止ができる機能		燃料用油、ガス及び熱源用電気の供給が自動及び手動によって停止ができる機能をいう。（当該機能を有する装置を「燃料等供給停止装置」という。） (参考) 当該燃料等供給停止装置として電磁弁を使用する場合、モールドコイル仕様等の防水性能を有するものを使用することが望ましい。	

条	項	号	事 項	基 準
10	1		掘 ご た つ	(特例) 火炎伝送防止装置として自動消火装置を設けた部分の内、天蓋下面については、規則第13条の2第4項第1号ロ（ダクト等の下面に設けるスプリンクラーヘッド）については適用しないことができる。 「掘ごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置きごたつ」は移動的なものであるから、器具として、条例第21条により規制されることになる。
	2		火 床	「火床」は、通常、灰及び炭火を入れるための部分をいう。 本項の「不燃材料」は金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれがないよう適当な厚み及び構造とする必要がある。
11			規 定 を 準 用	条例第3条第3項第4号の準用については、炭用の掘ごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。
			火花を生ずる設備	本条は、操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の位置、構造、管理について規制したものである。 ゴムスプレッダーは、主として布等にゴムを引く設備、起毛機は生地を毛ばだてる設備、反毛機は原毛、ぼろ等をたたいて綿をはぐす設備である。これらの設備は、グラビア印刷機と共にローラーを使用するものが多く、ローラーと紙、ゴム、生地、原毛等との摩擦によって、静電気が発生して放電し、火花を出すおそれがあり、さらに、反毛機においては原毛、ぼろ等に含まれる金属、石等の異物をたたくことが多く、このため機械的火花を生ずるおそれがある。一方、これらの設備による作業中において、火花発生部に放出する印刷インク、ゴムの溶剤である可燃性の蒸気又は繊維の微粉が、火花により着火する危険を防止するための規制である。
		1	壁、天井及び床の火花を生ずる設備に面する部分	屋内の各部分から火花を生ずる設備までの距離が、天井（屋根）の屋内に面する部分にあつては10m、壁及び床にあつては6m以内の部分を用いるもので、これらの範囲内の戸、窓等を含

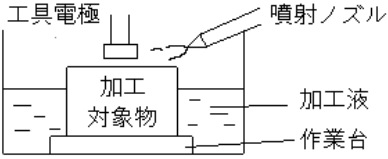
条	項	号	事	項	基	準
11 の2	1	2	静電気を有効に除去する装置		む。 なお、これらの範囲内にある電気設備器具については、防爆型のものを使用する必要がある。 設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいう。 具体的な措置としては、室内の湿度を調整（概ね相対湿度65%以上）して静電気の蓄積を抑制する方法、高電圧によるコロナ放電除電器等を利用して室内の空気をイオン化し、静電気の発生を抑制する方法、接地工事を施す方法等があるが、実際には各々の方法を組み合わせて静電気の過度の蓄積による火花放電を避けるものである。なお、接地工事を施す場合、一般的な接地工事では、紙、ゴム、繊維等の電気の不良導体中に存在する電荷を除去することは困難であるので、この部分については、接地された金属製のブラシを接触させる等の方法が採られている。	
		3	有効に除去する換気装置		発生する可燃性ガス等の濃度が爆発下限界の30%以上とならない換気能力を有するものであること。 この場合の換気能力については、強制換気装置に限らず、外気に面する換気上有効な開口部を含むものであること。	
		4	清 掃 に 努 め る		微粉については、粉塵爆発のおそれがないよう十分に換気し、また火花等による着火を防止するため、微粉を堆積させないよう清掃に努める必要がある。	
			放 電 加 工 機		1 第4類の危険物である加工液中において、工具電極と加工対象物との間に放電させ加工する工作機械をいい、用いられる工具電極の形態により、「型彫り放電加工機」及び「ワイヤ放電加工機」に区分される。	

条	項	号	事	項	基	準
					放電加工機の構成図 	
					2 危険物保安技術協会では、第1項各号に規定する構造も含め放電加工機の安全確認のための試験を行っており、これに合格した製品には「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、構造等の確認に際して活用すること。 放電加工機型式試験確認済証 	
					3 危険物保安技術協会の試験に合格した放電加工機には、次の表示がなされている。 (1) 機械本体に関する表示 ア 使用する加工液の危険物品名（例：第4類第3石油類） イ 使用する加工液は引火点が70℃以上のものとする旨の注意事項 ウ 使用する加工液の最高許容温度設定値は60℃以下とする旨の注意事項 エ 放電加工部分と加工液面との必要最小間隔 オ 火気厳禁	

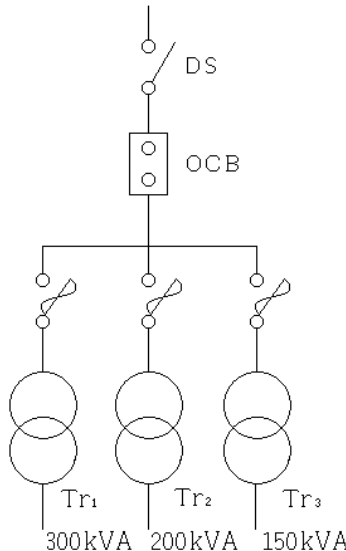
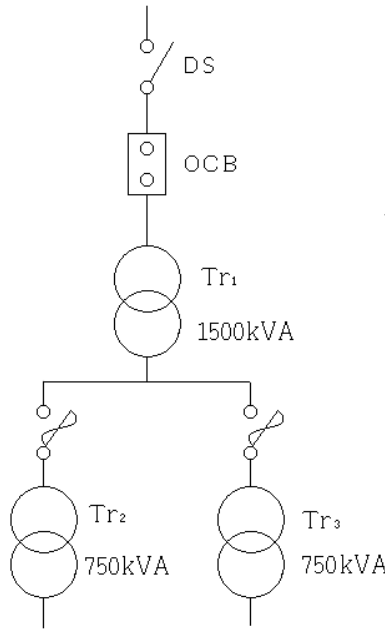
条	項	号	事	項	基	準
11 の2	1	1	加	工	液	(2) 自動消火装置に関する表示 ア 使用消火剤の種類及び容量 (ℓ) 又は重量 (kg) イ 最大防護面積 (㎡) ウ 放射時間 エ 感知部の種類及び作動温度 オ 感知部及び放出口の設置個数並びに設置位置 カ 製造年月 キ 製造番号 ク 製造型式 4 現在生産されている放電加工機のほとんどは、当該試験に合格したものであるが、輸入品等一部のものについては、同試験を受けていないものもある。このような製品については条例基準に適合しているかどうか検査すると共に、危険物保安技術協会の行う試験を受けることが望ましい。 放電加工時に加工部分の冷却並びに加工屑及び炭化生成物（放電によって生じた高熱により加工液が分解し、その結果発生する炭素を主体とする物質）の排除のために使用される液体をいう。 設定された温度 設定温度は60℃以下とすること。 長時間連続加工を行うと加工液の温度が上昇し、引火の危険性が増大することから、設定温度を60℃以下とする。 これには設定温度（60℃以下）を超えた場合に液温検出装置等により検知し、加工を停止する機能を備えた装置がある。
		2				設定された液面の高さ 加工対象物の上面から加工液面までの間隔をいい、50mm以上であること。 液面付近で放電すると、気化した加工液に引火する危険性が高いことから設定高さの最小間隔を50mmとする。 これには、加工液面が加工対象物上面から最小間隔（50mm）より低下した場合に液面検出装置と連動して加工を停止する機能を備えた装置がある。

条	項	号	事	項	基	準
11 の2	1	3				
		4	自動的に消火できる装置		(趣旨) 本号は、放電加工中には、加工屑が発生するが、これを容易に除去できない場合、異常放電を起こし、工具電極と加工対象物との間に炭化生成物が付着し、成長する。これが、液面に露出することもあり、加工を続けた場合、引火する危険があるため、炭化生成物を検出した場合に自動的に加工を停止する装置の設置を義務づけたものである。  放電加工中において加工液面に火災が発生した場合には、速やかに検知し、消火剤を加工槽全面に自動的に放出する消火装置を設けなければならないことを規定したものである。 1 放電加工機に固定設置された消火装置である。 2 消火剤は、加工槽の形状、油面の広さに応じ必要な量を保有することとし、その量は、消火剤の種類に応じ、次の表に定める量以上とすること。 防護面積は、加工槽の2辺の積で表すものとする。この場合において、2辺の比が2を超える場合は、長辺の2分の1の長さを短辺とする長方形の面積とする。	

条	項	号		事	項	基	準									
						<table><tr><th>消火剤の種類</th><th>消火剤の容量又は重 量</th></tr><tr><td>水成膜泡</td><td>5.0 ℓ / m²以上</td></tr><tr><td>第1種粉末</td><td>6.8 kg / m²以上</td></tr><tr><td>第2種, 第3種粉末</td><td>4.0 kg / m²以上</td></tr><tr><td>第4種粉末</td><td>2.8 kg / m²以上</td></tr></table>	消火剤の種類	消火剤の容量又は重 量	水成膜泡	5.0 ℓ / m ² 以上	第1種粉末	6.8 kg / m ² 以上	第2種, 第3種粉末	4.0 kg / m ² 以上	第4種粉末	2.8 kg / m ² 以上
消火剤の種類	消火剤の容量又は重 量															
水成膜泡	5.0 ℓ / m ² 以上															
第1種粉末	6.8 kg / m ² 以上															
第2種, 第3種粉末	4.0 kg / m ² 以上															
第4種粉末	2.8 kg / m ² 以上															
						3	消火剤貯蔵容器は、次に定めるものであること。 (1) 検定を受けた消火器の本体容器と同一のもの。 (2) 高圧ガス保安法の適用を受けるものについては、同法及び同法に基づく政令の定めるところによるもの。ただし(1)に定めるものである場合はこの限りでない。 (3) 高圧ガス保安法の適用を受ける容器以外で、かつ、(1)に定めるもの以外である場合は、使用材料、板厚等が(1)に定めるものと同等以上の強度を有するもの。									
						4	加圧用ガス容器は、消火器の技術上の基準を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第25条の規定に適合するものであること。									
						5	消火剤及び感知器型感知部は検定品であること。									
						6	直接炎に接するおそれのある部分の放出導管及び管継手は J I S H3300（銅及び銅合金の継目無管）に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性並びに耐熱性を有するものであること。									
		5	ア	同等以上の強度を有する金属板			条例第31条の5第2項第1号の「同等以上の機械的性質を有する材料」（P123）に関する運用基準参照。									
		6		配	管		条例第31条の3第2項第9号の配管の例による。									
	2	1		加	工	液	引火点の低い第2石油類（灯油）などの使用による火災が多く発生したことから、引火点が70℃未満の危険物は使用できない旨を規定した。									

条	項	号	事 項	基 準
	2	2	吹 き か け 加 工	加工対象物を露出させたまま加工部分に加工液を吹きかけながら加工を行うこと。 
			その他火災の発生 するおそれのある 方法	加工液タンクが空の状態の時に、加工位置を決めるために行う空放電や各種安全装置を取り外した状態で放電加工を行うこと等をいう。 加工液を噴射して加工対象物に吹きかけながら加工すると、引火して火災が発生するおそれがある。また、加工槽の深さに対して無理な高さの加工対象物の使用や加工対象物の押さえ金具の使用など異常放電等による火災危険のある加工を禁止したものである。
		4	必 要 な 点 検	次の機能に関する点検をいう。 1 安全装置の機能 (1) 液温検出及び加工停止連動機能 (2) 設定液面高さの検出及び加工停止連動機能 (3) 電極間の炭化生成物の発生成長による異常加工の検出及び加工停止連動機能 2 自動消火装置の機能 (1) 火災感知機能 (2) 警報作動機能 (3) 加工停止機能 (4) (1)～(3)までの連動機能と自動消火装置の起動装置との連動機能 (点検結果の記録) 点検の結果については、記録しておくようにする。 (加工液等の危険物の量の合計が指定数量の5分の1以上となる場合の取扱い) 1 指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合 少量危険物取扱所となるため、本条第1項第5号の加工液

条	項	号	事 項	基 準
	3		前条の規定を準用	タンクに関する規定（アは除く。）及び第3項の規定は適用されず、少量危険物取扱所に係る当該規定が適用されることとなる。 2 指定数量以上となる場合 法に基づく危険物施設としての許可が必要となる。 放電加工機が火花を生ずる設備と同様の危険性を有することから、その設置場所について、壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の放電加工機に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし、有効な換気装置（換気扇等）を設けた室内とされていること。また、放電加工機のある場所では、加工くずや加工廃液等を存置しない等、常に清掃に努めると共に、溶接機、グラインダー等の火気又は高温体などのみだりな使用は禁止している。
12	1		変 電 設 備 全 出 力	電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー、配電盤等の電気機器によって構成されたものをいう。 全出力（kW）は、受電用遮断器の2次側に接続される変圧器の定格容量kVA（一定の変圧器で3kVA未満のものを除く。）の和（主変圧器がある場合で当該変圧器の2次側に接続される変圧器を除く。）に、下表の係数を乗じて算定すること。ただし、2以上の設置場所（区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。 （注）JISという小型変圧器は、3kVA以上を対象としているためJISに合わせ3kVA未満の変圧器を算定から除いたものである。なお、単相、3相変圧器の別及び結線の方式には関係しない。

条	項	号	事	項	基	準								
					<table><tr><th>変圧器の定格容量の合計</th><th>係 数</th></tr><tr><td>500 k V A未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>500 k V A以上 1,000 k V A未満</td><td>0.75</td></tr><tr><td>1,000 k V A以上</td><td>0.7</td></tr></table> (設置, 計算例 1)  (300+200+150) × 0.75=487.5となり, 全出力は487.5 k Wとなる。 (設置, 計算例 2) 	変圧器の定格容量の合計	係 数	500 k V A未満	0.8	500 k V A以上 1,000 k V A未満	0.75	1,000 k V A以上	0.7	
変圧器の定格容量の合計	係 数													
500 k V A未満	0.8													
500 k V A以上 1,000 k V A未満	0.75													
1,000 k V A以上	0.7													

条	項	号	事 項	基 準
12	1	1	水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置	この場合の$T r_2$と$T r_3$の定格容量は、主変圧器$T r_1$の定格容量に含まれるので除外して計算すると、 $1500 \times 0.7 = 1050$ 全出力は1050kWとなる。なお、$T r_1$と$T r_2$、$T r_3$の設置場所（区画）が異なる場合は、設置場所毎に全出力を計算する。 次の各号の措置がなされている位置をいう。 1 水が浸入し、又は浸透するおそれのある、壁、床、天井等は防水構造とすること。 2 給排水設備（マンホールを含む。）、冷暖房設備及びこれらの配管又はダクト等（当該設備のためのものを除く。）を設けないこと。
		2	変電設備を設けてはならない場所	可燃性又は腐食性の蒸気若しくは粉塵等が発生し、若しくは滞留するおそれのある場所は、室の広さ、ガス蒸気発生源の位置やその発生量あるいは、新鮮な空気の送入等によって、その範囲を限定しなければならないが、通常の使用状態及び特殊な状態で危険な状態になるおそれのある場所には、変電設備は設置することができない。例を示せば、次に掲げるような場所が該当する。 1 法別表第1に掲げる危険物を取扱う場所（すなわち発火性又は引火性物品の製造所、貯蔵所及び取扱所のある場所及びその周辺） 2 プロパンガス等の液化ガスを製造、貯蔵又は取扱う場所及びその周辺 3 アセチレンガス発生器を設置してある場所 4 高度さらし粉を取扱う場所 5 化学肥料の製造所及び銅、亜鉛等の精錬、電気分解等を行う場所 6 小麦粉、でん粉、砂糖、合成樹脂粉、ナフタリン、石けん、コルク、石灰、鉄粉、たばこ、木粉、皮革等の可燃性粉塵のある場所
		3	消防長が火災予防上支障がないと認	キュービクル式変電設備の構造は、次によること。 ア キュービクル式変電設備の種類は、次のとおりとする。

条	項	号	事 項	基 準
			める構造を有するキュービクル式のもの	(ア) 電力需給用計器用変成器及び主しゃ断装置並びにこれらの付属装置を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの (イ) 変圧器，しゃ断器，開閉器及びこれらの付属装置を外箱に収納したもの (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる装置を外箱に収納したもの イ キュービクル式の変電設備の外箱の構造は，次によること。 (ア) 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は鋼板とし，その板厚は屋外用のものにあつては，2.3mm以上，屋内用のものにあつては，1.6mm以上又はこれと同等以上の耐火性能を有するものであること。 (イ) 外箱の開口部（(ウ)に掲げるものに係る部分を除く。）には，特定防火設備（建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）である防火戸（条例第3条第2項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられていること。ただし，計器用のぞき窓を有するものにあつては，当該部分を防火戸とすることができる。 (ウ) 外箱には，次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては，雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。 a 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） b 電線の引込み口及び引出し口 c エの換気装置 d 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。） e 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。），周波数計その他操作に必要な計器類 f 計器切替スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） g 発行ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）

条	項	号	事 項	基 準
				(エ) 外箱からの電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管（２種金属製可とう電線管に限る。）を容易に接続できるものであること。 (オ) 外箱には直径10mm以上の丸棒が入るような穴又はすきまがないこと。 ウ キュービクル式の変電設備の内部の構造は、次によること。 (ア) 機器及び配線等は外箱、フレーム等に堅固に固定されていること。 (イ) 機器及び配線は、外箱の底面から10cm以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15cm以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りでない。 エ キュービクル式の変電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。 (ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 (イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。 (ウ) 自然換気口により十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられていること。 (エ) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
		3	変電設備の周囲に有効な空間を保有する	変電設備の周囲に空間があることのみを意味するのではなく、常に空間が保たれており、火災でも他への延焼の危険性が認められない状態を指している。
			防火上支障のない措置	不活性ガス消火設備等の消火設備を有効に設ける等をいう。
		4	換気、点検及び整備に支障のない距離	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる距離をいうものであること。

条	項	号		事	項	基	準								
		5		すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること		<table><tr><td>保有距離を確保すべき部分</td><td>保有距離</td></tr><tr><td>前面又は操作面</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>点 検 面</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td>* 換 気 面</td><td>0.2m以上</td></tr></table> *前面，操作面又は点検面以外の面で，換気口の設けられている面をいう。 変電設備室等からの延焼防止等を図るため，条例第12条第1項第3号の規定による不燃区画をダクト，ケーブル等が貫通する部分の火災予防上有効な措置について明確にしたものである。 なお，不燃区画等の貫通部分のすき間を埋める不燃材料には，ロックウール，モルタル，防火シール材，防火パテ等があり，貫通部分の措置については，(財)日本建築センターにより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものを参考として，適切な措置を講じるべきものであること。	保有距離を確保すべき部分	保有距離	前面又は操作面	1.0m以上	点 検 面	0.6m以上	* 換 気 面	0.2m以上	
保有距離を確保すべき部分	保有距離														
前面又は操作面	1.0m以上														
点 検 面	0.6m以上														
* 換 気 面	0.2m以上														
		6		有効な換気設備		機器の放熱等によって温度が上昇し，機器等の機能に障害を与えるおそれがあるので一定の温度（40℃）以上上昇しないように換気する設備をいう。 機械による強制換気のほか，屋外又は他の室内に面した開口部があり，有効に自然換気ができるものをいう。 なお，換気口には自閉式の防火ダンパー等を設けることが望ましい。									
		11		消防長が指定するもの		平成4年12月消防告示第1号 点検，整備については次の事項を記録しておくようにする。 1 点検の日時 2 異常の有無 3 異常を発見した場合は，その詳細及び故障排除のためにとった措置 4 その他必要事項 この告示は次の各規定について適用する。 ・屋外に設ける変電設備 (条例第12条第3項)									

条	項	号	事	項	基	準
13	2	11	点検及び絶縁抵抗等の測定検査	結果を記録	・屋内に設ける発電設備 (条例第13条第2項) ・屋外に設ける発電設備 (条例第13条第3項) ・屋内に設ける燃料電池発電設備 (条例第13条の2第1項) ・屋外に設ける燃料電池発電設備 (条例第13条の2第3項) ・屋内に設ける蓄電池設備 (条例第14条第2項) ・屋外に設ける蓄電池設備 (条例第14条第4項) ・ネオン管灯設備 (条例第15条第2項) ・舞台装置等の電気設備 (条例第16条第2項) ・避雷設備 (条例第17条第2項) 点検は、端子及びネジ類のゆるみ、導電部の接触状況、絶縁油の漏れ、バインド線のはずれ、機器類の温度上昇、がいの汚損並びに指示計器類の良否等について適宜行う必要がある。測定検査は絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び継電器類の動作等について必要に応じて行い、特に絶縁抵抗の測定は1年に1回以上行うことが大切である。また、絶縁油等も状況に応じ取り替え又は精密検査を行う必要がある。	
					他の法令の規定による点検等の記録で必要事項が確認できる場合は、当該記録をもってこれに代えることができる。	
					条例第12条第1項第3号の「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」に関する運用基準（P58参照）	
	1		発電設備		本条でいう発電設備とは、内燃機関を原動機とする発電設備であり、これは使用燃料によって通常、ガス機関、ガソリン機関及びディーゼル機関に分類され、一般にディーゼル機関が多く使用されている。 なお、次に掲げるものは除外される。 1 搬送用発電機及び移動用発電機 2 容量が5kVA未満の小容量の発電設備	
	1	2	防振のための措置		防振措置は、その構造上振動が激しいため、機器のネジのゆるみ等により機能に悪影響を及ぼし、思わぬ事故の原因を生じ	

条	項	号	事 項	基 準
13	3	3	排 気 筒	させる要因となるためである。防振措置の方法としては、基礎を建物と別個にする方法及び防振ゴム、防振コルク、スプリング式防振台床、コンクリートスプリング式防振台床等を使用する方法がある。 ただし、ガスタービンのように振動の少ないものは防振のための措置を設けないことができる。 次に掲げる項目を満たす構造としなければならない。 1 排気筒の遮熱材料は不燃材料であること。 2 排気筒と他の可燃物を接触しないようにすること。 3 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。 なお、配管・煙突から可燃物までの距離は、条例第9条を準用することが望ましい。 キュービクル式発電設備の構造。 ア キュービクル式の発電設備の種類は、次のとおりとすること。 (ア) 内燃機関、発電機及び燃料タンク並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの。 (イ) 制御装置及び保安装置並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの。 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる装置を外箱に収納したもの。 イ 外箱の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、イ（（ウ）を除く。）に準ずるほか次によること。 (ア) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出してもうけられていないこと。 - a 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） - b 電線の引込み口及び引出し口 - c エの換気装置 - d 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。） - e 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。），
			前条第2項（キュービクル式のもの）	

条	項	号	事 項	基 準
13	4		気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備	周波数計その他操作に必要な計器類 f スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） g 排気筒 h 燃料配管（潤滑油配管を含む。） i 始動用空気管の出し入れ口 j 内燃機関の息抜き管 k 冷却水の出し入れ口及び水抜き管 l 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。） (イ) 外箱は、消音器及び屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。 ウ 内部の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、ウに準ずるほか次によること。 (ア) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で区画され、遮音措置が講じられていること。 (イ) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。ただし、内燃機関にガスタービンを用いるものにあつては、この限りでない。 (ウ) 給油口は、給油の際の漏油により電気系統又は内燃機関の機能に異常を及ぼさない位置に設けられていること。 (エ) 外箱内の配線類は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。 エ キュービクル式の変電設備の構造、エに準ずる換気装置が設けられていること。 気体燃料を使用する出力10kW未満のピストン式内燃機関を原動力とする発電設備については、当該設備が鋼板製の外箱に収納され、外箱の断熱材又は防音材に難燃性のものを使用し、内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができる換気口を設けた場合には、火災発生の危険性が低く、内在する可燃物量が少なく、また、火災が発生した場合の影響が

条	項	号	事	項	基	準
					a 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） b 電線の引込み口及び引出し口 c エの換気装置 d 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。） e 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類 f スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） g 排気筒 h 燃料配管（空気引込み管を含む。） i 窒素ガス配管（ガス抜き管を含む。） j 水蒸気配管（温水管を含む。） k 冷却水の出し入れ口及び水抜き管（凝縮水配管を含む。） l 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。） (イ) 外箱は、屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。 ウ 内部の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、ウに準ずるほか次によること。 (ア) 逆変換装置は、他の部分と防火上有効に区画されていること。 (イ) 可燃性ガスが漏れた場合に自動的に発電を停止する装置及び燃料の供給をしゃ断する装置が設けられていること。 (ウ) 未燃ガスが滞留するおそれのあるものには、運転開始前及び運転停止後に当該滞留未燃ガスを有効に排出できる装置が設けられていること。 (エ) 外箱内の配線類は、燃料電池等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。 エ キュービクル式の変電設備の構造、エに準ずる換気装置が設けられていること。	

条	項	号	事 項	基 準
14	3		第12条第2項の規定を準用	第13条の2第1項に定めるキュービクル式の燃料電池発電設備の構造による。
	4			第4項は、屋外に設ける固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち、出力が10kW未満で安全装置が設置されているものについて、建築物から3mの距離を保有すること等を要しないものとした規定である。
	1		蓄電池設備	蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。 蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20kWを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱っても差し支えない。
14	1		定格容量	蓄電池の定格容量は、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。
	1		4,800Ah・セル	総電池容量(Ah・セル)＝単電池あたり定格容量(Ah)×単位電槽数(セル)の式によりAh・セルが4,800のものをいう。 したがって200Ahの単電池が24電槽設置してあれば、総設備容量は、4,800Ah・セルとなる。
14			耐食性	耐酸性のみでなく、腐食性の液、ガス等に耐えるものをいう。 (例) 陶磁器、アスファルト
	3		キュービクル式のもの	キュービクル式蓄電池設備の構造。 ア キュービクル式の蓄電池設備の種類は、次のとおりとすること。 (ア) 蓄電池を外箱に収納したもの (イ) 充電装置、逆変換装置、出力用過電流しゃ断器等及びこれらの附属装置を外箱に収納したもの (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる装置を外箱に収納したもの イ キュービクル式の蓄電池設備の外箱の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、イ(ウ)を除く。)に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの(屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のもの

条	項	号	事 項	基 準
				が外部に露出して設けられていないこと。 (ア) 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） (イ) 電線の引込み口及び引出し口 (ウ) オの換気装置 (エ) 電流計，電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。），周波数計その他操作に必要な計器。 (オ) 配線用しゃ断器（金属製カバーを取り付けたものに限る。） (カ) スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） (キ) 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。） ウ キュービクル式の蓄電池設備の内部の構造は，キュービクル式の変電設備の構造，ウに準ずるほか次によること。 (ア) 蓄電池を収納する部分は，他の部分と防火上有効に区画されていること。ただし，シール型蓄電池（陰極吸収式のものに限る。以下同じ。）を収納するものにあつては，この限りでない。 (イ) 鉛蓄電池を収納するものにあつては，キュービクル式の蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし，シール形蓄電池を収納するものにあつては，この限りでない。 (ウ) 直送回路に変圧器（100 k W未満のものを除く。）を用いる場合は，他の部分と防火上有効に区画されていること。 エ キュービクル式の蓄電設備に設ける区分しゃ断器，点検スイッチ及び変圧器は，次によること。 (ア) 区分しゃ断器には，配線用しゃ断器が設けられていること。 (イ) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられていること。 (ウ) 直送回路及び逆変換装置等に変圧器を用いる場合は，油入機器以外のものとする。 オ キュービクル式の蓄電池設備には，キュービクル式の変電

条	項	号	事 項	基 準
15	1		ネオン管灯設備	設備の構造，エ（イ）を除く。）に準ずる換気装置が設けられているほか，自然換気口の開口部の面積の合計は，外箱の一面について，蓄電池及びウ，（ウ）の変圧器を収納する部分にあつては当該面積の3分の1以下，充電装置等を収納する部分にあつては，当該面積の3分の2以下であること。 本条は，ネオン管灯設備の位置，構造及び管理について規定したものである。 ネオン管灯設備は，ネオン管，ネオン変圧器等で構成され，ネオン管の両極に1,000Vから15,000V程度の高電圧を加え，グロー放電を起こし，広告，照明等に使用するものである。なお，本条の適用は管灯回路の使用電圧が，1,000Vを超える放電灯であつて放電管にネオン放電管を使用したものを対象としている。
	1	1	低 圧 側	ネオン変圧器の1次側すなわち低圧回路のことで，通常は100V又は200Vである。
		2	無 接 点 継 電 器	半導体等を利用した電子式点滅器で，点滅時火花を発生おそれのないものをいう。
		3	雨水の浸透を防止するために有効な措置	ネオン変圧器を，雨のかかる可能性のある場所に設ける場合は，屋外用のものを使用しなければならない。また，変圧器用の金属製外箱は，屋外用にあつては，0.8mm以上，屋内用にあつては0.5mm以上の厚さの鋼板あるいはこれと同等以上のもので完全にさび止めしなければならない。さらに，ネオン変圧器の導体引出部を上向き又は横向きに取り付けると，屋外用の変圧器であってもブッシング等の電線引出口から内部に浸水するおそれがあるので導体引出部は下向きに取り付けなければならない。
	2		近 接 する 取 付 材	近接するとは放電管，高圧ケーブル等高圧充電部分から50cm以内にある部分とする。ただし，難燃性の材料で覆ったものに係る部分については，この限りでない。
			管 理	ネオン管灯設備は高圧側で使用されることと，屋外に施設される場合が多いので風雨により設備の劣化が早く，常に保守点検を行わなくてはならない。特に高圧側配線の被覆劣化，高圧

条	項	号		事 項	基 準
16	1	1		舞台装置等の電気設備	部分と造営材との間隔，機器材の腐食，各配線の断線等について入念に点検を行い，不良箇所を発見した時は直ちに点灯を中止し，補修しなければならない。 本条は，舞台装置，展示装飾のために使用する電気設備及び工事，農事等で一時的に使用する電気設備について規制したものである。 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備とは，必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく，恒久的な設備についても適用がある。しかし，特に一時的に使用する設備について，安易な気持から生ずる工事上，管理上の不備に基づく火災の発生が多いので，これを防止するための規定である。
			ア	過熱するおそれのない位置	電灯，抵抗器等熱を発生する電気設備器具等は，カーテン，どん帳，装飾品，木板等の可燃物に近接するような位置に設けないこと。
			イ	充 電 部 分	電気が来ている部分であり，電圧がかかっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないためには，電球をソケットへ接続するか，絶縁物で被覆することが必要である。電灯の口金，受口，開閉器，接続器等の充電部分は露出していると短絡，感電等の事故が発生するおそれがあるので，充電部の露出したもの，破損したもの等は使用しないこと。
			エ	アークを発生する設備	舞台でいनाずまを発生させる場合の設備がある。アークは，炭素棒等を電極として放電させると生ずるもので，炭素の微粒子状の集まりが電流の通路となって，ジュール熱で数千度の温度となり，光を発するものである。したがって，火災予防上この設備のケース等是不燃材料で造ったものでなければならない。
		2	イ	残 置 灯 設 備 自 動 遮 断 の 措 置	工事等の際，夜間において工事現場を照明するために設ける電灯設備である。 その回路において，短絡，過電流が生じた場合，自動的に電流を遮断するための措置であって，ヒューズが最も簡単なものであるが，このほかヒューズを用いない遮断器いわゆるノーヒューズブレーカーでももちろん差し支えない。

条	項	号	事 項	基 準
17	1		消防長が指定する 日本工業規格	平成4年12月消防告示第2号
18			水 素 ガ ス	水素は、きわめて軽い気体（空気29に対して水素ガス2の重さである）であるため気球に使用されるが、燃焼範囲が広く、その燃焼は爆発的であり、火災予防上きわめて危険な気体である。また、着火エネルギーが小さいので微小の火源で着火する。特に静電気、電気スパーク等の火源による着火爆発等の事故が考えられる。
		1	煙突その他火気を使用する施設の付近	1 電気のパーク等の発生施設、火花、炎等を発生する施設から10m以上（当該施設が区画された室又は箱等に収容されている場合は3m以上）の保有距離があること。 2 煙突、喫煙所等から6m以上の保有距離があり、かつ、当該施設は火粉の飛散防止措置があること。
		3	水平距離10m以上の空間	最低を10mとし、気球の掲揚の高さに応じて当該掲揚高の2分の1の距離だけ保有距離を延長すること。 気球相互間の保有距離については、掲揚高の高い気球を基準としてその掲揚高の2分の1の距離を保有すること。
		4	立入り及び火気を禁止する旨を表示 気球の容積は、15m ³ 以下	条規別表に掲げるとおりとする。 球形として直径3m以下のものが該当する。
		5	風圧又は摩擦に対して十分な強度を有する材料	1 気球の材料 (1) ビニール樹脂、又はこれに類する樹脂、若しくはゴム引布などで、その材質が均一不変質、かつ、静電気が発生若しくは帯電しにくいもの。 (2) 生地は可ぞ剤、着色剤等の吹き出し、及び粘着がなく、又は泡及び異物の混入がないもの。 (3) 気球に使用する材料の厚さは、ビニール樹脂については0.1mm以上、ゴム引布については0.25mm以上のもの。 (4) 抗張力及び伸びは膨張又は圧縮による内外圧に十分耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあつては15N/mm ² 以上のもの、ゴム引布にあつては27N/mm ² 以上のもの。

条	項	号	事	項	基	準
					(5) 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあってエレメンドルフ引裂強さ 6 N/mm²以上のもの。 (6) 気体透過度は、水素を注入し、24時間において 1 m²から漏れる量が 5 ℓ 以内のもの。 (7) 耐寒性は零下 5℃、耐熱性は 60℃において、それぞれひび割れ、粘着等を生じないもの。 2 気球の構造 (1) 掲揚若しくは係留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないもの。 (2) 掲揚中、著しく不安定になり、若しくは回転することがないもの。 (3) 接着部分は、その強さと同等以上であるもの。 (4) 糸目座の強さは、150kg以上であるもの。 3 掲揚網等の材料 (1) 麻または合成繊維若しくは綿などで材質が均一不変質、かつ、静電気の発生若しくは帯電しにくいもの。 (2) 繊維は、比較的長繊維のもの。 (3) 掲揚網及び係留網に使用する網の太さは、麻については 6 mm以上、合成繊維については 7 mm以上のもの。 (4) 糸目網に使用する網の太さは、麻については 3 mm以上、合成繊維については、2 mm以上、綿については 4 mm以上のもの。 (5) 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が 2.5m を超え、3 m 以下のものについては 240kg 以上、2.5m 以下のものについては 170kg 以上のもの。 (6) 水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの。 (7) 摩擦によりその強さが容易に減少しないもの。 (8) 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの。 (9) 建物等のかどにおける横すべりにより容易に切断することがないもの。 (10) 吸湿により著しく硬化することのないもの。 4 掲揚網等の構造	

条	項	号	事 項	基 準
		6	気球に付設する電飾	(1) ヤーン数（より合せてないものを除く。）2以上のストランドを3以上としたもの。 (2) 著しく変形し又はキンクすることのないもの。 (3) 著しく滑ることのないもの。 (4) 糸目は6以上とし、浮力および風圧に十分耐えるもの。 (5) 結び目は、動圧に対し、容易に解けることのないもの。 (6) 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの。 宣伝文字又は広告図案等を電気照明により表示する装置で、この装置について、配線等の設備の装置がきわめて簡易な方法で行われる場合が多く、掲揚中に風圧又は摩擦による電線の切断や被覆のはく離等による短絡が生じやすいので電気スパーク等の火源による着火爆発の危険等を排除するための規定である。
		8	傾斜角度が45度以下となるような強風時	15m³の気球を45度に傾斜させる風速は6 m/sec～7 m/sec である。 （参考） 算出式は次のとおりである。 $F = \frac{29-2}{22.4} \times \frac{4}{3} \pi r^3 - G$ $W = \frac{1}{16} \times V^2 \times \pi r^2 \times 0.6 \quad F=Wとすれば$ $V = \sqrt{42.89 r - 26.7 \frac{G}{\pi r^2}}$ F＝浮力（kg） W＝風圧力（kg） G＝自重（kg） V＝風速（m/sec） 0.6＝風力係数 この算出により6 m弱とする。
		9	イ 操作者以外のものが近接しないように適当な措置	1 適当な区画をする。 2 立入禁止の表示をする。 3 看視人の配置をする。
		10	90容量%以下となった場合	水素ガスが100%のときの上昇力をスプリング秤等で計測し、その値に秤より上部の気球本体及び綱の重量を加えて水素ガスの浮力を求める。その浮力が10%減少したとき水素ガスの容量は90%となる。 なお、容量15m³の気球について、計算すると水素の浮力は約18kgとなり、この10%の1.8kgだけ浮力が減少すると水素ガス

条	項	号	事 項	基 準
19	1	1	火災予防上安全な距離	の容量は90%になるはずである。 しかしながら、一般的な運用としては、通常の場合において連続15日以上掲揚した場合は、気球内の水素ガスを全部交換するよう指導すること。 条例第3条第1項第1号「火災予防上安全な距離」(P 1 参照)
		2	可燃性のガス又は可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所	条例第3条第1項第3号 (P 3 参照)
		3	地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所	器具を箱等の台上において使用したり、上り框等段違いとなっている場所、縁の端などで使用していると地震等の振動により転落するおそれがあるので、こういう状態になるおそれのあることをいう。
		4	必要な措置	J I S S 2019 (自然通気形開放式石油ストーブ) 参照
		9 の2	消火器の基準	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。)のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等に適応とされるものを準備すること(エアゾール式簡易消火具は不可とする。) なお、法第17条の3の3に規定する点検義務はないが、腐食又は破損が無いものとする。 設置場所は、原則として対象火気器具等ごとに消火器が必要である。(対象火気器具がある店構えごとに、1本以上とする。)
		12	皿	J I S S 2019に規定されている置台をいう。 ストーブのいかなる部分から油漏れがあっても、置台外に滴下しない十分な大きさのもので、周囲に縁を巡らし、滴下した油がこぼれ落ちないものである。
		13	消防長が指定するもの	平成4年12月消防告示第1号 なお、点検、整備については次の事項を記録しておくよう指導すること。 ① 点検の日時

条	項	号		事	項	基	準				
20	1	2		自動的に消火する装置		② 異常の有無					
						③ 異常を発見した場合は、その詳細及び故障排除のためにとった措置					
					J I S S 2019に規定されている地震又はこれに相当する衝撃を受けたときに自動的に消火する対震自動消火装置をいう。						
					自動消火装置は「感震装置」と「消火装置」により構成されており、「感震装置」は周期が0.3秒から0.7秒の範囲の振動の加速度が130ガル未満である場合は作動せず、200ガル以上である場合は作動するようになっており、「消火装置」は、感震装置と連動して遮へい板を作動させ、火源を覆い消火する。又は水、消火剤を噴出させて消火するものである。						
		1		元 コ ッ ク		ガス器具のcockではなく、屋内の金属配管に設けられた第一閉止弁をいう。					
		2		ホ ー ス		銅管、鉛管を含まず、高圧ゴムホース及びゴム管類をいう。 (合成樹脂製のものを含む)					
				熱による損傷防止	1	ホースが当該器具の炎又は熱の影響を受けないように施工すること。					
					2	発熱体とは次の離隔距離を確保すること。					
						<table><tr><td>発 熱 体 種 別</td><td>離 隔 距 離</td></tr><tr><td>炉 ・ 煙 突</td><td>30cm</td></tr></table>	発 熱 体 種 別	離 隔 距 離	炉 ・ 煙 突	30cm	
		発 熱 体 種 別		離 隔 距 離							
炉 ・ 煙 突	30cm										
			ただし、防護措置をした場合はこの限りでない。								
			薬品等による損傷防止		上水又は汚水にさらされ、若しくは腐食性のガス又は溶液の発生する場所を避けることをいう。						
		4	定置式燃焼器具		ガスレンジ、固定式こんろ等を固定して使用する場合をいう。						
			必要最少限度		2 m						
		5	移動式燃焼器具		ストーブ、卓上型こんろ等器具を固定して使用しない場合をいう。						
			見 や す い 箇 所		家具、調度品の裏、カーペットの下等を通さないことをいう。						
			他の室にまたがって使用しないこと		cockのある部屋から他の部屋までホースを延ばさないことをいう。						

条	項	号	事 項	基 準
21			底部には遮熱に必要な措置	有効な底面通気を有することをいい、底面と床等との間隔は少なくとも5cmは必要である。
22			電熱器具の火災予防上安全な距離	条例別表第1参照
24				(趣旨) 本条は、劇場等、百貨店等で火災が発生した場合、特に、人命危険、延焼拡大危険が大きく、また、貴重な文化財等を火災から守り、後世に伝えていくために、主として公衆の出入りする場所における「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為を禁止する規定である。
	1		次に掲げる場所	1 次の場合は、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。 (1) 防火対象物が、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている当該場所 (2) 昭和50年3月5日消防安第26号に基づき、別棟扱いされている当該場所 2 指定場所に係る防火対象物の用途判定 指定場所に係る防火対象物の用途は、使用部分の実態用途に着目して判定することとし、必ずしも政令別表第1の用途区分によらないこと。従って、例えば、事務所ビル内に存する映画館が、「みなし従属」として(15)項の事務所扱いされていたとしても、実態用途が映画館である限りにおいては、映画館としてとらえるということである。 3 防火対象物又はその部分を臨時に本条適用用途として使用する場合も、本条の適用を受ける。
			喫 煙	出火危険の排除を図るため、指定場所における喫煙を禁止するもので、喫煙に際し用いるライター、マッチは喫煙の一連の行為と含まれる。
			裸 火	裸火とは、「炎、火花又は発熱部が外部に露出している火」として運用する。 1 気体、液体、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具にあつては、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の

条	項	号	事 項	基 準
			火災予防上危険な物品	生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型）以外のものすべてが裸火使用として禁止規制を受ける。 2 電気を熱源とする電気器具類にあつては、赤熱部が外部に露出しているもの（ニクロム線を露出した電熱器等）のほか、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのあるもの（炎、火花に相当するもので、表面温度が概ね400℃以上を目安として判断）が裸火に該当する。 従って、次のような形態のものは規制の対象から除外できるものとする。 (1) 火気使用器具の構造が密閉燃焼方式等、火源が全く器具の外部に露出していないもの。 (2) 使用器具の構造が密閉式ではないが、器具の外箱等によって火源が概ね覆われており、器具に可燃物が近接した場合であっても着火のおそれのないもの。 次に掲げる物品とする。ただし、ビン、缶等に密封された少量のものを除く。 1 法別表第1に掲げる危険物 2 危政令別表第4に掲げる指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類 3 条例別表第2に掲げる指定可燃物のうちマッチ 4 可燃性ガス（爆発限界の下限が10%以下のもの、及び爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの） 5 火薬類取締法第2条に定める火薬類（火薬、爆薬及び火工品並びにがん具煙火） 6 その他火災予防上危険と認められる物品 なお、次の(1)から(5)までに該当する商品を恒常的に陳列、販売する場合は、危険物品持込み行為に含まないものとして運用する。このことは、条例第31条で危険物の貯蔵及び取扱いの基準を規定していることに加え、その取扱い実態及び容器が密栓されていること等に着目したもので、全く放任することではないので自主管理の重要性について指導を継続するよう留意しなければならない。

条	項	号	事 項	基 準
			持 ち 込 む 火災予防上支障がないと認めたとき	(1) 化粧品等危険物に該当する製品 (2) ローソク等指定可燃物に該当する製品 (3) 殺虫剤等のエアゾール製品 (4) マッチで一の区画（原則として建基政令第112条第1項の規定に基づき区画された部分又は連続式店舗等の各店舗＝承認単位）当たりの取扱い総重量が20kg未満となる場合のもの (5) ライター、コンロ用カートリッジボンベ等高压ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガスで、一の区画当たりの取り扱いガス総質量が5 kg未満に相当する場合のもの 危険物品で、容易に移動又は持ち運び可能なものを、指定された場所へ持ち込むことをいい、本条では、基本的には、これを禁止し、業務上真にやむを得ない事情がある場合に限って、解除承認することとしている。 支障の有無の審査する基準は、次のとおりとする。

(承認基準)

第1 条規第12条第1項第2号に規定された承認申請書の提出があった場合の条例第24条第1項各号に掲げる場所における禁止行為の例外規定の承認は、次の各号に掲げる基準に適合し、かつ、業務のため真にやむを得ないと認められるものについて承認するものとする。

- (1) 条例その他の関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (2) 別表1に掲げる基準による防火上有効な区画又は措置が講じられていること。
- (3) 別表2に掲げる許容数量の範囲内であること。

2 前項の防火上有効な区画の基準は、次のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策（別表「安全対策の基準」（P 84-2参照））が講じられているものと消防長又は消防署長が認めた場合にあっては、これらの基準によらないことができる。

- (1) 当該場所を有する階が耐火構造で、他の部分との区画（建基政令第112条第1項の規定による防火区画）が完全に施工されていること。
- (2) 当該場所は、耐火構造の床及び壁で囲まれ、他の用途部分に接する開口部には、火災により火熱、煙が発生した場合に自動的に閉鎖する特定防火設備が設けられていること。ただし、自動的に作動する固定式消火設備が設けられた場合は、手動式の特定防火設備とすることができる。

3 前1項の防火上有効な措置の基準は、次のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策（別表「安全対策の基準」（P 84-2参照））が講じられているものと消防長又は消防署長が認めた場合にあっては、これらの基準によらないことができる。

- (1) 当該場所は、喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの種別並びに対象物の区分等により、次の各号のいずれかに該当する広さを有するものであること。

ア 床面積100㎡以内

イ 床面積30㎡以内

- (2) 当該場所は、その一面が外壁又は当該場所と他の部分との境界に設ける界壁に接していること。
- (3) 当該場所は、不燃材料又は防火上十分な空間によって他の部分及び可燃物と遮断又は離隔されていること。
- (4) 当該場所は、スプリンクラー設備又は不活性ガス消火設備若しくはこれと同等以上の効力を有する消火設備が設けられていること。
- (5) 当該場所は、政令別表第2において、その消火に適する消火器が2能力単位以上又はこれと

同等以上の効力を有する消火設備が増加設置されていること。

(6) 入場客、利用者等の避難又は通行に支障を生じるおそれがないこと。

(7) 防火管理者又は現場責任者若しくは防災監視に専従する者等による警戒、消火準備又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。

(8) 防火上必要な点検及び整理、清掃その他火災予防上有効な措置が講じられていること。

4 業務のため真にやむを得ない裸火の使用とは、次に掲げる場合をいう。ただし、次の各号に掲げる基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策（別表「安全対策の基準」（P84-2参照））が講じられているものと消防長又は消防署長が認めた場合にあっては、これらの基準によらないことができる。（1）指定場所全般については、小規模な工事のため使用する作業用火気

(2) 劇場等、旅館、ホテル等の舞台

ア 演劇において火の使用がストーリー上重要な役割を演じ、他の方法をもって容易にかえ難い場合

イ 演劇、スポーツイベント等において火を使用する演出が催しの中心をなす場合

ウ 火を使用する見世物・スポーツ等を通常屋内で行う場合

エ 演劇、演芸等の準備のため火を使用するもので他の方法では、代え難く、また他の場所でこれを行うことができない場合

(3) 劇場等の客席

ア 暖房用の火鉢類

イ 固定されたストーブ類

(4) 百貨店等の売場又は展示部分

ア 食料品の販売において火による煮炊き、焼上げ等の製造・加工を実演しなければ販売できないもので、他の方法をもってこれに代え難い場合

イ 火を使用する暖房器具等の販売において実演をしなければ販売の効果に著しい影響があり、他の方法をもってこれに代え難い場合

ウ 物品の販売において火を使用する製造・加工又は修理を実演又は作業をしなければ、販売の効果に著しい影響があり、他の方法をもってこれに代え難い場合

エ 展示部分又は売場において火を使用しなければ展示の効果がなくなる物品の展示で、かつ、他の方法をもってこれに代え難い場合

(5) 前各号の場合に準ずるものと認められる場合

5 業務のため真にやむを得ない危険物品の持込みとは、次に掲げる場合をいう。ただし、次の各号に掲げる基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策（別表「安全対策の基

準」(P84-2参照))が講じられているものと消防長又は消防署長が認めた場合にあっては、これらの基準によらないことができる。

(1) 指定場所全般については、小規模な工事等に伴う塗装作業のため必要な塗料類及びその溶剤を持ち込む場合

(2) 百貨店等の売場又は展示部分(地下街の場合を含む。)

ア 医薬品等の販売においてこれがなければ販売上著しい影響がある場合

イ 家庭用塗料類及びその溶剤等の販売においてこれがなければ販売上著しい影響がある場合

(3) 劇場等、旅館・ホテル等の舞台については、前4項(2)号に準ずる場合

(承認の期限等)

第2 承認の期限は、次のとおりとする。

(1) 演劇、演芸、実演又は陳列若しくは小規模な工事等で臨時的なものの場合は、その実施又は施工上必要であると所轄消防署長が認めた期間とする。

(2) 承認事項の内容について変更しようとするとき又は廃止したときは、再申請等により承認の更新又は消滅するものとする。

(承認済証の貼付等)

第3 承認手続を経たものに対しては、その事実を明らかにするため申請者に次に掲げる「消防署承認済」証を作成させ、容易に確認できる位置に貼付させること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(1) 条例第24条第4項の規定に基づく表示を掲げた喫煙所

(2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の舞台

(3) 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの舞台

(4) 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

臨時的なものの場合

No. _____	年	月	日
	承 認 第		号
〇 〇 消 防 署 承 認 済			
承 認 事 項 ()			
承認期間	自	年	月
	至	年	月

↑ 5 cm 以上 ↓

← 10 cm 以上 →

一ヵ年以上にわたる常設的なものの場合

No. _____	年	月	日
	承 認 第		号
〇 〇 消 防 署 承 認 済			
承 認 事 項 ()			
点検期限		年	月
			日

↑ 5 cm 以上 ↓

← 10 cm 以上 →

- 2 前項の1ヵ年以上にわたって常設するものの「消防署承認済」証は、1ヵ年以内の期間毎に防火に関する自主点検を行い、その都度、次回の点検期間を記入したものと更新させるものとする。

別表 1

(表中の()内の数字は、第1、第2及び第3項の各号の該当であることを示す。)

対象の種別	喫煙			煙		裸火		使用		危険物品		持込み措置
	区	画	措置	措置	置	区	画	措置	置	区	画	
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の舞台	(1),(2)		(3),(4),(7),(8)			(1),(2)		(3),(4),(5),(7),(8)		(1),(2)		(3),(4),(5),(7),(8) ただし、小規模の場合は (3),(4),(7),(8)
② 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席	不承認、ただし、観覧場、公会堂又は集会場で所轄消防署長が防火上支障がないと認めた場合、この限りでない。		(3),(5),(7),(8)			同	上	(3),(4),(6),(7),(8)		同	上	(3),(4),(6),(7),(8) (3),(5),(6),(7),(8)
③ 百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗の売り場又は展示部分	(1),(2)		(1)のア、(3),(4) (6),(7),(8)			同	上	(1)のイ、(3),(4),(5) (6),(7),(8)		同	上	(1)のイ、(3),(4),(5) (6),(7),(8) ※3 (2),(3),(4) (5),(6),(7),(8)
④ 展示場の売場又は展示部分	同	上	同	上		同	上	(1)のア、(3),(4),(6),(7),(8) (1)のア、(3),(5),(6),(7),(8) (2),(3),(4),(6),(7),(8) (2),(3),(5),(6),(7),(8)		同	上	(1)のア、(3),(4),(6),(7),(8) (1)のア、(3),(5),(6),(7),(8) (2),(3),(4),(6),(7),(8) (2),(3),(5),(6),(7),(8)
⑤ 地下街の売場又は展示部分	同	上	(3),(4),(6),(7),(8) (3),(5),(6),(7),(8)			同	上	(1)のア、(3),(4),(5) (6),(7),(8)		同	上	(1)のア、(3),(4),(5) (6),(7),(8) (2),(3),(4),(5) (6),(7),(8)
⑥ 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの舞台	同	上	(3),(4),(7),(8) (3),(5),(7),(8)			同	上	(3),(4),(5),(7),(8) ただし、小規模の場合は (3),(4),(7),(8) (3),(5),(7),(8)		同	上	(3),(4),(5),(6),(7) ただし、小規模の場合は (3),(4),(7),(8) (3),(5),(7),(8)
⑦ 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの客席										同	上	(3),(4),(6),(7),(8) (3),(5),(6),(7),(8)
⑧ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分	(1),(2)		(3),(4),(7),(8) (3),(5),(7),(8)			(1),(2)		(3),(4),(6),(7),(8) (3),(5),(6),(7),(8)		同	上	同 上
⑨ 車輛の停車場、船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)										同	上	同 上

注 ※1 ただし書きの承認については、当該場所の床面が不燃材料又は準不燃材料で造られ、喫煙の設備が設けられ、十分な照度が確保されていることが必要である。

※2 可燃性物品の販売でない場合には、(4)又は(5)を適用しないことができる。

※3 延面積が1,000㎡以上で、階数が3以下の店舗である場合は、(4)と(5)を選択設置することができる。

備考 1 措置方法が2以上ある場合は、いずれかのーを選択することができる。

2 措置方法のうち(3)号にいう「防火上十分な空間」とは、裸火等と他の部分及び可燃物とが1.6m以上の空間によって隔てられている場合とする。

別表 2

裸火使用・危険物品持込み許容範囲									
1 裸火使用	(1) 裸火として使用する電気器具は、定格容量10 k W以下のもの (2) 裸火として使用する燃焼器具類は、発熱量70 k W以下のもの (3) 煙火の消費については、それぞれの火薬量毎に次の数量以下 <table> <tr> <td>ア 火薬の量が00.1 g 以下のもの</td><td>無制限</td></tr> <tr> <td>イ 火薬の量が15.0 g 以下のもの</td><td>50 個</td></tr> <tr> <td>ウ 火薬の量が15.0 g を超え30 g 以下のもの</td><td>30 個</td></tr> <tr> <td>エ 火薬の量が30.0 g を超え50 g 以下のもの</td><td>5 個</td></tr> </table>	ア 火薬の量が00.1 g 以下のもの	無制限	イ 火薬の量が15.0 g 以下のもの	50 個	ウ 火薬の量が15.0 g を超え30 g 以下のもの	30 個	エ 火薬の量が30.0 g を超え50 g 以下のもの	5 個
ア 火薬の量が00.1 g 以下のもの	無制限								
イ 火薬の量が15.0 g 以下のもの	50 個								
ウ 火薬の量が15.0 g を超え30 g 以下のもの	30 個								
エ 火薬の量が30.0 g を超え50 g 以下のもの	5 個								
2 危険物品 持 込 み	(1) 危険物については、申請範囲内におけるすべての数量が指定数量の5分の1未満の数量 (2) 指定可燃物については、申請範囲内におけるすべての数量が危政令別表第4及び条例別表第2に定める数量の5分の1未満の数量 (3) 高圧ガス（不燃性ガスを除く。）容量は、ガス総重量10kg未満に相当する個数（ただし、10kg入容器を除く。） (4) 煙火製造許可を受けた業者が製造したクラッカーボールは、1,000個未満の数量 (5) 玩具用煙火は、薬量5 kgに相当する個数未満（箱入又は袋入りにセットしたものに限る。）とし、他の物品と混在せず、ガラスケース又は金属製箱に収納したもの。ただし、薬量が少量の個数であって、他の可燃品と離隔され、かつ、現場責任者等による防災監視が十分に行われる場合であって、所轄消防署長が防火上支障がないと認めたときは、この限りでない。								

別表「安全対策の基準」

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

指定場所	禁止行為の種類	安全対策																																							
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用 (瞬間的な火炎以外の裸火)	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離 表1 単位；c m <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火 炎 の 幅</th></tr><tr><th>40以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><th rowspan="2">火 炎 の 長さ</th><th>20以内</th><td colspan="4">100</td><td colspan="2">150</td></tr><tr><th>20を超え40以内</th><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。 ア 舞台で、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物（消防法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml 以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ</th><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 エ 煙火は、飛ばしょうするものでないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。 (ア) 実験により特性を確認したものであること。 (イ) 煙火は、固定して消費すること。 (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の			火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火 炎 の 幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火 炎 の 長さ	20以内	100				150																																			
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

	空間の高さに応じて、表3に規定する高さ以内の高さであること。 表3 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><td>火花を噴き出す煙火の火花の高さ</td><td>2.0m</td><td>2.5m</td><td>3.0m</td></tr></table> (イ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。 (ロ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。 (ハ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 (ニ) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。 (ホ) 消費中の煙火を移動しないこと。 (ヘ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 (コ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 (セ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 (5) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものでありかつ、演技上必要最小限の範囲であること。 なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m
	舞台部の空間の高さ											
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上									
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m									
裸火使用 (瞬間的な火炎による裸火)	1 舞台で、演技上必要なものに限ること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。 ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。 イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。 ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。 エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。 オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。 カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。 キ 舞台床面に固定して使用すること。 ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。 ケ 可燃物までの範囲は、次によること。 (イ) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。 (ロ) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。 コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がないこと。 サ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客がないこと。 (2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。 ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。											

		ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。 エ 火災の危険範囲内及びその範囲から周囲 1 m 以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。 オ エの床面に可燃物がある場合には、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。) (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、50個 イ 0.1g を超え15g 以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場については、5g を超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。) 4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、舞台の部裸火使用（瞬間的な火災以外の裸火）の項7によること。
客席	喫煙	認めないものとする。
	使用 裸火	舞台の部裸火使用（瞬間的な火災以外の裸火）の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー（バーについては、公衆の出入りする部分の部のみ該当）

指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策																																												
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																												
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 単位；c m <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="6">火 炎 の 幅</td></tr><tr><td>40以内</td><td>50以内</td><td>60以内</td><td>70以内</td><td>80以内</td><td>100以内</td></tr><tr><td rowspan="2">火 炎 の 長さ</td><td>20以内</td><td colspan="4">100</td><td colspan="2">150</td></tr><tr><td>20を超え40以内</td><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">舞台部の空間の高さ</td></tr><tr><td>8.0m未満</td><td>8.0m以上10.0m未満</td><td>10.0m以上</td></tr><tr><td>火炎の長さ</td><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。								火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火 炎 の 幅																																												
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																							
火 炎 の 長さ	20以内	100				150																																								
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																							
	舞台部の空間の高さ																																													
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																											
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																											
舞台	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個																																												

公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。
------------	---------	--

百貨店等

指定場所	禁止行為の種類	安全対策	
		大規模な百貨店等の場合	大規模な百貨店以外の百貨店等の場合
売場	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。 (1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。 (2) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (5) 消火器具を設けること。 (6) 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。) (7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。) 2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。 (1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。 ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 (7) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所ごとに、175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。 (4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。) (7) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。 (2) 使用する場所は、次に掲げるものであること。 ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。 イ 各階ごとに1箇所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とす	2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。 (1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。 ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 (7) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。 (4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。) (7) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。 (2) 使用する場所は、不燃区画（壁は特定不燃材料とする。）されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。

		ることができる。 (7) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。 (4) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。 ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。 エ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。	
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に掲げるものであること。 (1) 売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)及び大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の欄2(2)に定める使用する場所によること。 (2) 大規模な百貨店等で、気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇したときに自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。	
通常顧客の出入りする部分 (催事場等)	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	1 可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。	

		(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具	
		(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kW以下であること。 イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2(2)に規定する使用する場所に該当する場所を除く。 ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) エ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。	
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)	
通常顧客の出入りする部分 (兼営業部分)	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	1 通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用の項1から6までによること。 2 解除される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用の項によること。
	危険物品持込み	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項によること。ただし、煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項によること。
通常顧客の出入りする部分 (直接外気に開放された部分)	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用の項1から6までによること。	
	危険物品持込み	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項1から5までによること。	

屋内展示場

指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策																												
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。																												
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合、火炎の幅及び長さに応じ、表1に定める距離以上の距離 表1 単位：c m <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火 炎 の 幅</th></tr><tr><th>40以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><td rowspan="2">火炎の長さ</td><td>20以内</td><td colspan="4">100</td><td colspan="2">150</td></tr><tr><td>20を超え40以内</td><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 危険物品その他の可燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 8 解除される機器及び範囲の基準は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。 (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10cm以内の長さであること。 (6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 使用場所は、舞台であること。 イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。 ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。			火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300
		火 炎 の 幅																												
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																							
火炎の長さ	20以内	100				150																								
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																							
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物																												

		危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個
--	--	---

映画スタジオ及びテレビスタジオ

指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策																																							
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用 (瞬間的な火炎以外の裸火)	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離 表1 単位；c m <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">火 炎 の 幅</th></tr><tr><th>40以内</th><th>50以内</th><th>60以内</th><th>70以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th></tr><tr><th rowspan="2">火 炎 の 長さ</th><th>20以内</th><td colspan="4">100</td><td colspan="2">150</td></tr><tr><th>20を超え40以内</th><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td><td>300</td><td>350</td></tr></table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kw以下であり、総消費量は175kw以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。） ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器は、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ</th><td>20cm</td><td>30cm</td><td>40cm</td></tr></table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。） エ 煙火は、飛ばしようするものでないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。			火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		スタジオの空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火 炎 の 幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火 炎 の 長さ	20以内	100				150																																			
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	スタジオの空間の高さ																																								
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

	カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。 (7) 実験により特性を確認したものであること。 (イ) 煙火は、固定して消費すること。 (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲 2 m 以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、表 3（大空間を有するスタジオの場合は表 4）に規定する高さ以内の高さであること。 表 3 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m未満</th><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><td>火花を噴き出す煙火の火花の高さ</td><td>2.0m</td><td>2.5m</td><td>3.0m</td></tr></table> 表 4 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">大空間を有するスタジオの空間の高さ</th></tr><tr><th>8.0m以上10.0m未満</th><th>10.0m以上</th></tr><tr><td>火花を噴き出す煙火の火花の高さ</td><td>4.0m</td><td>5.0m</td></tr></table> (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 2 m の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。 (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方 4 m 及び周囲 2 m 以内には、可燃物を置かないこと。 (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。 (ク) 火花の飛散範囲から 6 m 以内に観客がいないこと。 (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。 (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 キ 0.1 g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10 個以下とすること。 (5) その他の煙火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が 2 m 以内であること。 イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。 ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。		スタジオの空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m		大空間を有するスタジオの空間の高さ		8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m
	スタジオの空間の高さ																			
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																	
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m																	
	大空間を有するスタジオの空間の高さ																			
	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																		
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m																		
裸火使用 (瞬間的な火炎による裸火)	1 演技上必要なものに限ること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。 ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。 イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。 ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。 エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。 オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。 カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。 キ スタジオ床面に固定して使用すること。 ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。 ケ 可燃物までの範囲は、次によること。 (7) 火炎の危険範囲には、可燃物を置かないこと。																			

		(イ) 火災の危険範囲から上方1 m、側方1 m、下方0.2 mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。 コ 火災の危険範囲内及びその範囲から上方1 m及び周囲1 m以内には、演技者等がいけないこと。 サ 火災の危険範囲から周囲6 m以内には、観客がいけないこと。 (2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火災を発生する機器及び範囲は、次によること。 ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml 以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。 エ 火災の危険範囲内及びその範囲から周囲1 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。 オ エの床面に可燃物がある場合には、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令 別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2 kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、50個 イ 0.1g を超え15g 以下のものは、10個（大空間を有するスタジオに限り、5 g を超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）

備考 大空間を有するスタジオとは、次に掲げる3つの要件を満たしているスタジオをいう。

- 1 空間の高さが8 m以上であること。
- 2 撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による観客等を含む。）の出入りが無いこと。
- 3 大道具等のセットが設けられていないこと。

地下街

指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 - ア 消費量は、1個につき58kw以下であり、総消費量は175kw以下であること。 - イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。） - ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。
	危険物品の持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が1 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量1 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）
地下道	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	認めないものとする。

	危険物品の持込み	認めないものとする。
--	----------	------------

重要文化財

指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策
建 造 物 の 内 部 及 び 周 囲	喫煙	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。 3 喫煙設備を設けること。 4 消火器具を設けること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	1 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品の持込み	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

車両の停車場及び船舶・航空機の発着場

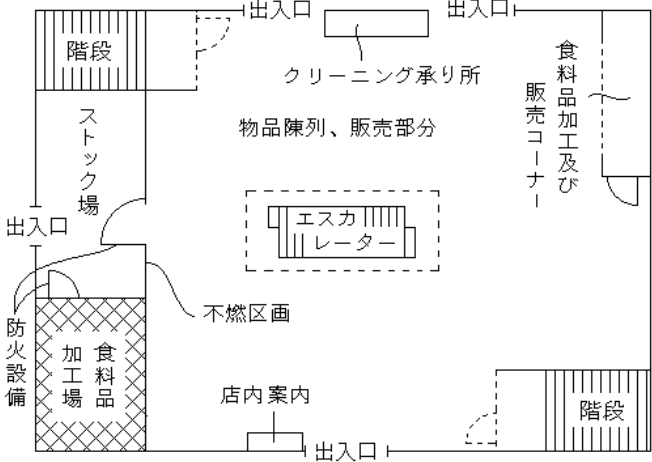
指定場所	禁止行為の種類	安 全 対 策
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	- 従業員等による監視体制が講じられていること。 - 消火器具を設けること。 - 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 - 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 - 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 - 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

条	項	号		事	項	基	準																															
24	1	1		舞	台	舞台（舞台裏，舞台の袖及び花道を含む。）並びにこれに接続して設けられた大道具室，小道具室及び奈落を含むものとする。 また，楽屋，出演者の控室等が舞台と耐火構造若しくは両面を防火構造とした隔壁又は不燃材料若しくは準不燃材料で造られた構造で区画され，かつ，不燃材料でその開口部に防火設備が設けられた構造で防火的に区画されている部分は除かれるものである。																																
		<table><tr><th rowspan="2">適用部分の詳細</th><th colspan="3">禁止事項</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>禁 煙</th><th>裸火使用</th><th>危険物品持 込 み</th></tr><tr><td>舞 台</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>舞台裏，舞台の袖および花道を含む</td></tr><tr><td>大道具室</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>小道具室</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>奈 落</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>		適用部分の詳細	禁止事項			備 考	禁 煙	裸火使用	危険物品持 込 み	舞 台	○	○	○	舞台裏，舞台の袖および花道を含む	大道具室	○	○	○		小道具室	○	○	○		奈 落	○	○	○								
適用部分の詳細	禁止事項				備 考																																	
	禁 煙	裸火使用	危険物品持 込 み																																			
舞 台	○	○	○	舞台裏，舞台の袖および花道を含む																																		
大道具室	○	○	○																																			
小道具室	○	○	○																																			
奈 落	○	○	○																																			
				客	席	(注) 劇場の奈落は舞台に含まれる。 客席には，客席内通路を含む。 <table><tr><th rowspan="2">各用途区分の客席</th><th colspan="3">火気等の種別</th></tr><tr><th>禁 煙</th><th>裸火使用</th><th>危険物品持 込 み</th></tr><tr><td>劇場，映画館，演芸場</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>観覧場</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>公会堂又は集会場</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>旅館，ホテル</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>飲食店</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>キャバレー，ナイトクラブ 又はダンスホール</td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>		各用途区分の客席	火気等の種別			禁 煙	裸火使用	危険物品持 込 み	劇場，映画館，演芸場	○	○	○	観覧場	○	○	○	公会堂又は集会場	○	○	○	旅館，ホテル			○	飲食店			○	キャバレー，ナイトクラブ 又はダンスホール			○
各用途区分の客席	火気等の種別																																					
	禁 煙	裸火使用	危険物品持 込 み																																			
劇場，映画館，演芸場	○	○	○																																			
観覧場	○	○	○																																			
公会堂又は集会場	○	○	○																																			
旅館，ホテル			○																																			
飲食店			○																																			
キャバレー，ナイトクラブ 又はダンスホール			○																																			
	1	2		百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗		百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗（市場を除く）の用途に供される防火対象物又はその部分で，当該部分の面積が1,000㎡以上のもの。																																

条	項	号	事 項	基 準
	2	2	展 示 場 地 下 街 売場又は展示部分 標 識	物品の展示又は観覧の用に供される防火対象物又はその部分で、当該面積が1,000㎡以上のもの。 延面積が1,000㎡以上のもの 屋内に設けられた物品の販売又は観覧を目的とした物品の陳列部分及びこの部分と一体の販売等の用途に供される部分並びに通常顧客が出入する部分とする。 外国人来訪者が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識を設ける場合は、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することができる。 付加する言語は、原則として英語とする。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を英語に加えることができる。 (例)  禁止吸烟 금연  严禁烟火 화기엄금  严禁携带危险物品 위험물품 반입 엄금

百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗，展示場又は地下街の売場又は展示部分

区分	適用部分の詳細		禁 止 事 項			備 考
			喫 煙	裸火使用	危険物品 持 込 み	
売場又は展示部分に含まれる場所	(1) 物品販売部分	直接物品販売の用に供する部分をいい、ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（物品販売部分に隣接したストック場を含む。（不燃区画されたものを除く。））	○	○	○	(注) 不燃区画 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は特定防火設備若しくは防火設備で区画され、かつ、区画を貫通するダクトに防火ダンパーが設けられているものをいう。
	(2) 物品販売部分間の通路	物品販売部分の間に設けられた客用通路をいい、販売部分でない場所を通るものをいい、販売部分でない場所を通るもの及び建物と建物を結ぶための上空通路、地下道等は含まない。	○	○	○	
	(3) ショーウィンドー	小売業者が自ら設けたショーウィンドーをいい階段の壁に設けられたはめ込み式のウィンドーは含まない。	○	○	○	
	(4) ショールーム等	商品の展示又は実演の用に供する施設をいう。	○	○	○	
	(5) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、その他顧客に対するサービス施設をいう。	○	○	○	※「サービス施設における喫煙の承認」参照
	(6) 承り所等	写真の現像、焼付け及び引伸し承り所、クリーニング承り所、洋服及びワイシャツ等の仕立承り所並びにカタログコーナー等をいう。	○	○	○	
	(7) 物品修理加工場	カメラ、時計、眼鏡、靴その他の物品の加工修理場（食料品等を販売するため直接必要な加工を行う場所を含む。）をいう。	○	○	○	
	(8) 飲食店 食堂等	客 席 食堂及び喫茶室等をいう。	(注) ○	○	○	(注)床面が難燃材料以上の防火性のある材料で仕上げられ、かつ、喫煙設備の設けられた客席を除く。
通常顧客が出入りする場所		厨 房			○	
	(1) 階 段	従業員専用のものを除く。	○	○	○	
	(2) エスカレーター		○	○	○	
	(3) エレベーター	従業員専用のもの及び荷物専用のものを除く。	○	○	○	
	(4) 連絡通路等	販売部分でない場所を通るもの及び建物と建物を結ぶための上空通路並びに地下道等。（公共用通路を除く。）	(注) ○	○	○	(注)上空通路及び地下道等が吹き抜け等開放式の場合を除く。
	(5) 催 場	展覧会等の催しのために供される場所。	○	○	○	
	(6) ロビー、休憩室	客用休憩室、喫煙室、その他これらに類する施設。	○	○	○	
	(7) 公衆電話室		○	○	○	
	(8) 屋 上	物品販売部分で室内とみなされる部分は除く。			○	
	(9) ゲームコーナー		(注) ○	○	○	(注)屋上等で屋外とみなされる部分を除く。
	(10) 兼営事業部分	理容室、美容室、医療施設等で売場又は通常顧客が出入りする部分に隣接して設けられているもの。	○	○	○	
	(11) 便所・洗面所	ベビールームを含む。	○	○	○	

条	項	号	事	項	基	準
					売場の範囲から除かれる食料品加工場の例  ・売場の範囲から除かれる食料品加工場 ・開口部が売場又は通常顧客の出入りする部分に直接面していない ・不燃区画された室となっている（隣接して存する場合）	

サービス施設における喫煙の承認

1 指定場所等

売場内の「サービス施設」等において商談に時間を要する等，業務上やむを得ないと思われる喫煙。

2 安全上の措置基準

条例第24条第1項の支障の有無を審査する基準のほか，次の措置がとられていること。

- (1) 当該場所が商品等可燃物と不燃性の壁等により区画又は避難通路等により防火上有効な間隔を有していること。
- (2) 表面が難燃性以上の防火性能を有する応対用のテーブル等があること。
- (3) 客用（喫煙者用）の椅子があること。
- (4) 従業員が対応応対するものであること。
- (5) 灰皿等は次によるものであること。

ア 煙草が落下するおそれが少ないものであること。

イ 床置き型のものにあつては，転倒のおそれがないものであること。

3 その他

喫煙が業務上真にやむを得ないもので当該申請場所の売場の形態，喫煙管理の体制等を十分検討し，最小限度の承認にとどめること。

条	項	号	事 項	基 準
		3	消防長が指定する場所	平成4年12月消防告示第3号
		4	消防長が指定した場所	平成19年1月消防告示第3号
	2		防火上支障がないと認めた場合	小規模な劇場（客席数が100席未満のもの）で、禁煙表示の取付面全体の照度が常時概ね50ルクス（JIS Z 9110照度基準のうち非常階段に必要な照度）以上確保されている場合等が該当するものであること。また、灯火表示が規則第28条の3第4項第2号の規定に適合する機能を有している場合は、消灯することができる。
			消防長が防火上支障がないと認めた場合の事務処理	1 関係者に、緩和に関する願出書（正副各1部）を提出させる。（別添 特例適用願出書）（P232参照） 2 願出書の内容を審査した結果、基準緩和適用に際しての要件等があれば明記し、副本には条規に定める届出済印を押印して届出者に返却するものとする。 3 関係者には、願出書の写しを防火管理台帳に編冊するとともに、消防計画に当該内容を明記するよう指導すること。 4 上記要件に該当するものは署長決裁とし、それ以外の予想されない緩和内容については、査察課長決裁とする。
	3		標識を設けなければならない	条例第24条第1項3号で指定された場所にあつては、関係者と協議の上景観を損なわぬよう配慮すること。
			図 記 号	図記号の大きさについては、文字による標識とのバランスを考慮し、必要に応じた大きさとする。
			図記号を設けるとき	条例第24条第1項3号で指定された場所にあつては、関係者と協議の上景観を損なわぬよう配慮すること。
	4		関係者の選択	本項関係者は、全面禁煙とするか喫煙所を設けるか選択できるため、消防計画に喫煙管理として、どちらの区分を選択したか及びその具体的措置内容（放送時間、館内巡視計画、標識の設置等）について明記しておくこと。

条	項	号		事 項	基 準
	4	1	ア	見 や す い 箇 所 標 識	当該部分への入口及び館内案内図付近等 1 標識の色は、関係者と協議の上、意匠を損なわず容易に認識できるものとし、大きさは概ね条例第24条第2項に規定する標識に準じること。 2 条例第24条第1項第2号に規定する場所に、当該標識を設置した場合は、同条第2項に基づく標識を省略できるものとする。 3 標識の記載例は、次のとおりとする。 ア 「全館禁煙」 イ 「当百貨店（劇場）は全館において禁煙です」等 4 条例第24条第6項で準用する場合の、標識の記載例 ア 「この階は禁煙です」 イ 「当百貨店（劇場）においてこの階は禁煙です 喫煙所は〇〇階にあります」等
			イ	定期的な館内放送	百貨店等にあつては概ね2時間ごと、劇場に合つては休憩時間ごと
			ウ	定期的な館内巡視	概ね2時間ごと
		2		適当な数の吸殻容器	防火対象物の実態に応じて余裕のある設置個数
				喫 煙 所	次により指導するものとする。 1 面する部分の壁及び天井の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。 2 床の仕上げ材に、じゅうたん、カーペット等を使用する場合は、可燃性のものを使用しないこと。
	6			他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送	具体的な設置階及び設置場所を放送する。
	7			当該場所の利用状況から判断して火災予防上支障がないと認めたとき	次の1又は2の場合、劇場等に設ける喫煙所の面積の合計は、客席の面積の合計の30分の1より縮小することができる。 1 営業実績から必要喫煙所面積を算定する場合 必要喫煙所面積 $A = B \times C \times D \times E$ B = 最大収容人員（人）：当該劇場等の定員

条	項	号	事 項	基 準
	8		消防長が当該場所の利用状況から判断して火災予防上支障がないと認めたときの事務処理 関係者の責務 制 止	C＝喫煙率（％）：22％ （2008年厚生労働省調べ 全国平均値） D＝集中率0.2（シネコン等で常時各上映室の入れ替え時間帯が違う場合にあっては、0.1） E＝一人あたりに必要な喫煙面積（㎡/人）：0.6㎡/人 2 特殊な形態の劇場等である場合 事情に応じた面積であること。（(1)の場合は最低300㎡以上） (1) 陸上競技場等で、屋内の劇場等と比較して客席面積が非常に大きく、必要とされる喫煙所面積が300㎡以上となるもの (2) その他、野外音楽堂等の特殊な劇場に関する喫煙所面積の縮小については、事前に査察課と協議すること 1 関係者に、緩和に関する願出書（正副各1部）を提出させる。（別添 特例適用願出書（P233参照）） 2 願出書の内容を審査した結果、基準緩和適用に際しての要件等があれば明記し、副本には条規に定める届出済印を押印して、届出者に返却するものとする。 3 関係者には、願出書の写しを防火管理台帳に編冊するとともに、消防計画に該当内容を明記しておくこと。 4 上記要件に該当するものは署長決裁とし、それ以外の予想されない緩和内容については、査察課長決裁とする。 禁止場所において、禁止されている行為を行おうとする者がある場合における関係者の制止義務を定めたものである。 この場合における関係者は、所有者、管理者、占有者である。 当該防火対象物全般の管理責任は、所有者、管理者、占有者が負うべきものである。 関係者の制止義務は、使用人、従業員等をして行われるのが一般的であるが、使用人、従業員地震には、制止義務が課せられていないので、使用人等が制止を怠っても罰則の適用を受けることはなく、自己の制止義務を使用人等を通じて適正に行っていない関係者が、この罰則の適用を受けるものとされる。 喫煙等の禁止場所において、喫煙等禁止行為を行っている者

条	項	号	事 項	基 準
25	1		枯草等の燃焼のお それのある物件	に対し、喫煙等をしてはならないと、あるいは、所定の適法な場所において喫煙等を行うよう告げることであり、実力をもって喫煙等の行為を阻止すべきものではない。 なお、制止の方法は喫煙等を行っている者に対し、直接行っても、また、放送設備を通じて包括的に行ってもよい。 1 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。） 2 ダンボール箱等の大量の紙製品 3 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不用物、廃材等。 4 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある大量の物件。 5 廃プラスチック 6 ゴムくず。
			火災予防上必要な 措置	本条が法第3条の裏がえしに空地の関係者に枯草等の除去等を義務付けたもので、その義務を履行させる行政上の手段は、法第3条によるものであり、法第3条第1項各号に掲げる措置をいう。
	2		火災予防上必要な 措置	空き家が、放火や火遊びの対象になりやすいことから、出入口、窓等の施錠をすること、付近に可燃物を存置しないこと、定期的に見回りすること等の措置が必要である。
25 の2	1		保 護 者 等	親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者（児童福祉法第6条）をいい、等とは現に監督、指導の立場にある者をいう。
	3		行 為 を 制 止	火遊びの行為を行っている者に対し、火遊びをしないよう告げることであり、実力でもって火遊びの行為を阻止すべきものではない。ただし、火災が発生せんとしている緊急の場合は、この限りでない。

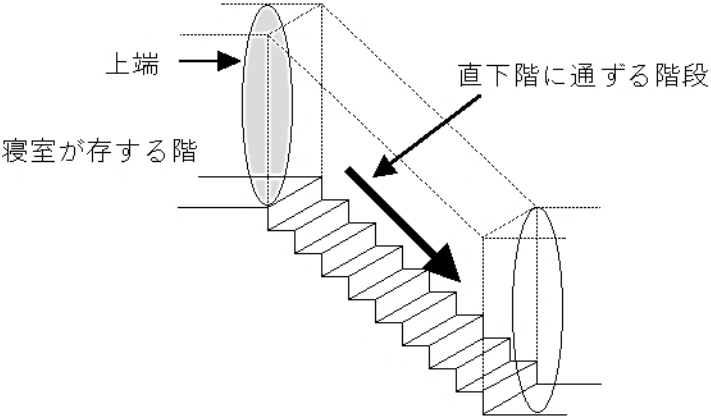
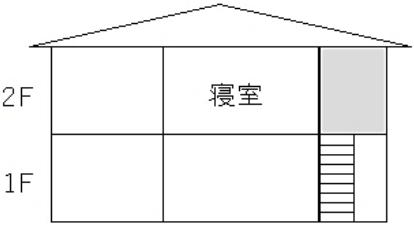
条	項	号		事	項	基	準							
26				指 定 す る 区 域	公示場所(昭和47年 9 月神戸市告示第56号) <table><tr><th>所在地及び名称</th><th>区 域</th></tr><tr><td>神戸市兵庫区遠矢浜町 遠矢浜町南西端付近</td><td>(株)築港和田岬営業所の北東端から伊丹産業(株)神戸工場の南東端の防波海岸へ通ずる道路及び伊丹産業(株)神戸工場の南側道路の東端から神戸灯台の南西角を経て、(株)築港和田岬営業所の北西端に至る防波海岸</td></tr><tr><td>神戸市長田区南駒栄町の西側 防潮堤付近</td><td>日本ヴォパック(株)神戸事業所の西側にあたる防潮堤の海側部分</td></tr><tr><td>神戸市長田区駒ヶ林南町及び 須磨区外浜町 1 丁目 西部第 1 工区南側護岸壁付近</td><td>昭和シェル石油(株)神戸事業所東側の境界から新日本石油(株)神戸油槽所の西側の境界に至る防波護岸</td></tr></table>		所在地及び名称	区 域	神戸市兵庫区遠矢浜町 遠矢浜町南西端付近	(株)築港和田岬営業所の北東端から伊丹産業(株)神戸工場の南東端の防波海岸へ通ずる道路及び伊丹産業(株)神戸工場の南側道路の東端から神戸灯台の南西角を経て、(株)築港和田岬営業所の北西端に至る防波海岸	神戸市長田区南駒栄町の西側 防潮堤付近	日本ヴォパック(株)神戸事業所の西側にあたる防潮堤の海側部分	神戸市長田区駒ヶ林南町及び 須磨区外浜町 1 丁目 西部第 1 工区南側護岸壁付近	昭和シェル石油(株)神戸事業所東側の境界から新日本石油(株)神戸油槽所の西側の境界に至る防波護岸
					所在地及び名称	区 域								
					神戸市兵庫区遠矢浜町 遠矢浜町南西端付近	(株)築港和田岬営業所の北東端から伊丹産業(株)神戸工場の南東端の防波海岸へ通ずる道路及び伊丹産業(株)神戸工場の南側道路の東端から神戸灯台の南西角を経て、(株)築港和田岬営業所の北西端に至る防波海岸								
					神戸市長田区南駒栄町の西側 防潮堤付近	日本ヴォパック(株)神戸事業所の西側にあたる防潮堤の海側部分								
神戸市長田区駒ヶ林南町及び 須磨区外浜町 1 丁目 西部第 1 工区南側護岸壁付近	昭和シェル石油(株)神戸事業所東側の境界から新日本石油(株)神戸油槽所の西側の境界に至る防波護岸													
27	1		玩 具 用 煙 火	火薬類取締法施行規則(第 1 条の 5)で定めるがん具煙火をいう。 (参考) S F マーク (Safety Fireworks の略称) とは、(社)日本煙火協会が行う検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のがん具用花火に付けるマーク。S F マークには、型式認証の証である「規格マーク」と、製造 (又は輸入) した花火が抜き取り検査に合格したときにつけられる「合格マーク」がある。 										
				火災予防上支障のある場所	1 危険物, 指定可燃物, 火薬類, 高圧ガス, その他の可燃物等の近くの場所 2 建物の内部, 建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所 3 強風注意報等が発令されている区域									
					28	1	化学実験室, 薬局等	学校, 研究室, 試験場等の化学実験室など小規模な実験室から, 機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象とする。						

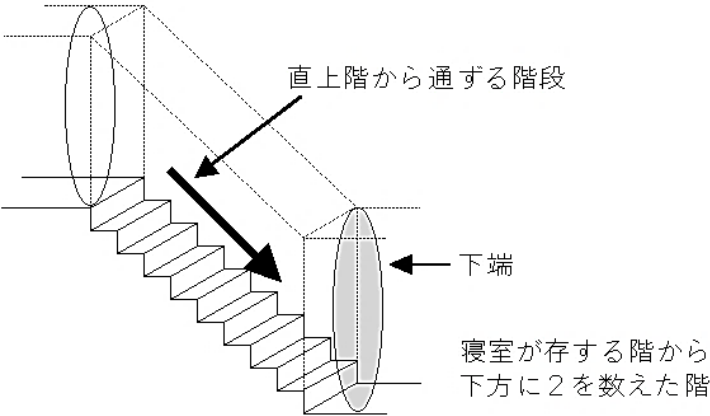
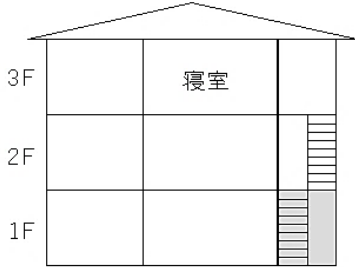
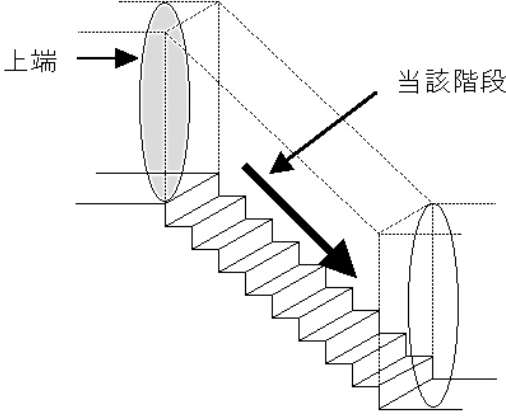
条	項	号	事 項	基 準
29	1		火災予防上必要な措置	1 取扱位置は条例第19条第1項第1号及び第3号から第5号までの例によること。 2 加熱の状況によっては条例第3条第3項第5号の例によること。 3 適切な消火の準備をすること。 4 実験中である旨の表示を掲出すること。
			引 火 性 物 品	常温又は加熱により可燃性ガス又は蒸気を発生する物品（法別表第1に掲げる第2類の危険物のうち引火性固体，第4類の危険物，危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類の指定可燃物をいう。）
			爆 発 性 物 品	1 加熱により分解爆発するもの及び燃焼速度がきわめて早く，瞬時に燃焼するもの。 2 空気中に散乱し，浮遊する可燃性の固体微粒子。
	2		火災予防上安全な措置	次のような措置をいう。 1 土孔を掘ってこの中でたき火をするなど火の粉の飛散を防止する。 2 不燃性の容器中で行い，不燃性の蓋を設ける。 3 看視人を置く。 4 同時に多量の可燃物を燃やさない。
			自動車の解体作業	自動車の解体作業にあつては特に火災予防の徹底を図る必要があるため，あらかじめ燃料等の可燃性物品を除去し，消火用具を準備してから作業を開始するなど，火災予防上必要な措置の徹底を図ろうとするものである。 なお，燃料タンクの取り外し，燃料の抜き取り作業等を行う際には，火気管理に特に注意すること。
			火災予防上必要な措置	1 作業の開始前，周囲の安全を確認し，必要な措置を行う。 2 周囲の可燃物を除去する。 3 点火源となるおそれのある原因を排除する。 4 看視人を置く。 5 作業中関係者以外の者の出入りを禁止する。 等をいう。

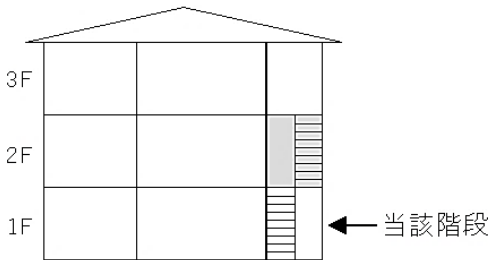
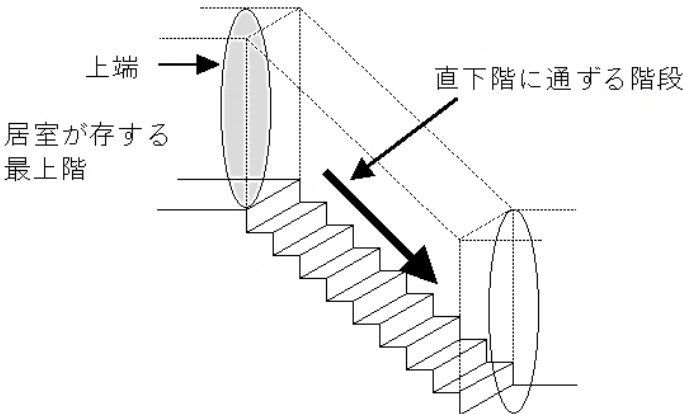
条	項	号	事 項	基 準
29 の2	4	5	可燃性の蒸気若しくはガス	都市ガス、プロパンガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の30%以上であるガス又は蒸気をいう。
			爆発性若しくは可燃性の粉塵	可燃性粉塵、爆発性粉塵、導電性粉塵、易燃性粉塵等をいう。 例 木粉、皮革粉、小麦粉、でん粉、砂糖、樹脂粉、ナフタリン、石けん、コルク、石炭、鉄粉、たばこ、紙、綿、ゴム等
			換 気	強制換気装置又はその他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限界値を30%未満に止めることを原則とする。
			除 塵	1 強制除塵装置又はその他の除塵方法により爆発（燃焼）のおそれがないよう、有効に除塵すること。 2 発生する場所を密閉し、集塵器を設け有効に除塵すること。
			作 業 現 場	本条第1項に掲げた溶接作業等を行う作業現場でなく、あらゆる作業現場をいう。 ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災発生と関係なく、周囲にも可燃物のない作業を除く。
29 の3		1	火災予防上安全な場所	1 周囲に可燃物がない場所であること。 2 適当な広さを有すること。 3 付近で危険作業が行われていないこと。 上記のような場所をいい、同場所には (1) 消火準備をさせておく。 (2) 喫煙場所である旨の標識を掲出させておく。
			用途上やむを得ない備品等	飲食店におけるカウンター、テーブル、椅子等用途上不燃材にすることが困難なものをいう。
29 の5			難 燃 性 防 炎 処 理	難燃材料を使い、難燃性能を有したものをいう。 防火処理とは、政令第4条の3に定める防火性能と同程度以上とすること。
			煙 火 の 消 費	煙火としての使用と、火薬類取締法に規定する焼却等の廃棄処分を含む。
			煙 火 の 範 囲	玩具用煙火を含む。(条例第27条参照)

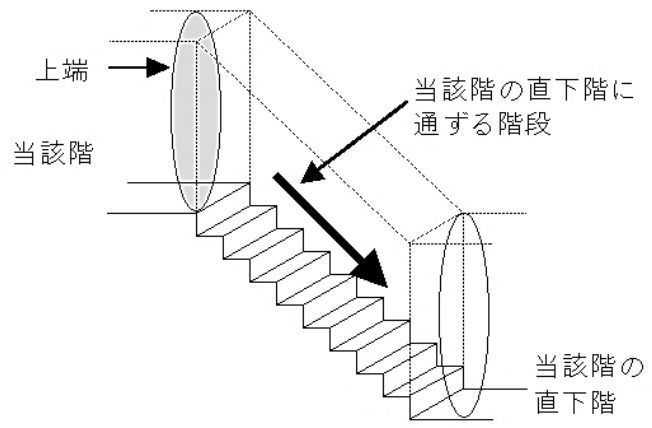
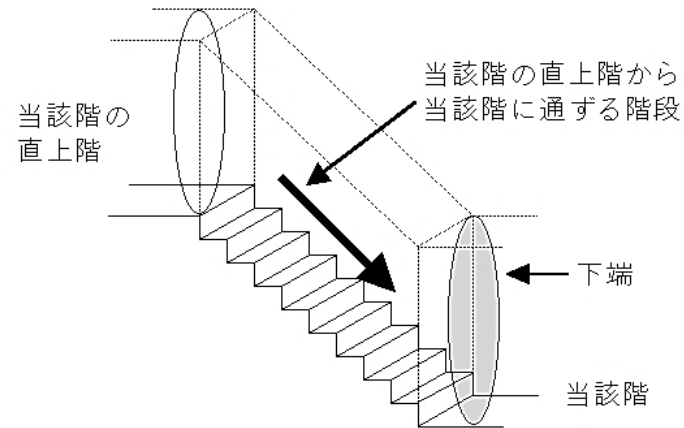
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

条	項	号	事 項	基 準
30 の2			住 宅	法第9条の2第1項に規定する住宅の用に供される防火対象物であって、いわゆる戸建て住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物をいう。 政令別表第一に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であって、政令第1条の2第2項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分についても対象となる。
			関 係 者	当該住宅の所有者、管理者、占有者をいう。 関係者の区分が分かれている賃貸住宅等の場合は、3者のうちいずれかの者が設置し及び維持する必要がある。
			住宅用防災機器	法第9条の2に規定する住宅用防災機器のことであり、政令第5条の6に規定する住宅用防災報知器及び住宅用防災報知設備（以下「住警器等」という。）のことをいう。 住警器等の形状、構造、材質及び性能については、「住宅用防災警報器及び住宅用防災警報設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。）に定める技術上の規格に適合する必要がある。 なお、条例を含む法令上の用語は、「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」であるが、住警器等の設置に係る広報・普及啓発を行う際は、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（住宅防火対策関係）」（平成16年11月26日付け消防安第221号・消防庁防火安全室長通知）に示されているとおり、従来から普及を促進してきた「住宅用火災警報器」を「住宅用防災警報器」の代替用語とし、また、「住宅用自動火災報知設備」を「住宅用防災報知設備」の代替用語として使用すること。
30 の3		1	ア 就寝の用に供する居室	住宅の設計上想定された就寝場所ではなく、居住者の生活実態に着目したものをいう。例えば、子供が就寝する子供部屋、日中は居間として使用しているが夜間には就寝する部屋は、就寝の用に供する居室（以下「寝室」という。）に該当する。 季節に応じて就寝場所を変更している場合は、当該場所で就

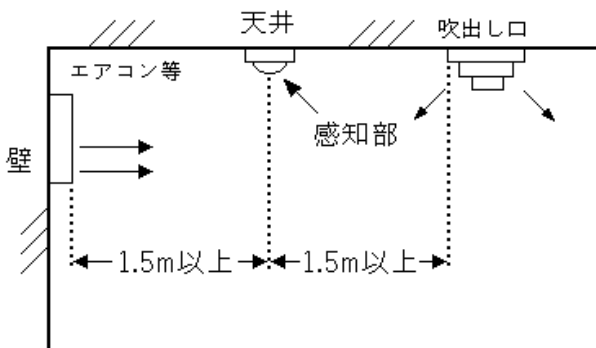
条	項	号	事 項	基 準
			イ アに掲げる住宅の部分が存する階から直下階に通ずる階段の上端	寝している期間については、当該場所は寝室に該当する。 普段は就寝の用に供しない居室で、一時的に就寝の用に供する客間等は、寝室に該当しない。 なお、居室とは、建基法第2条第4号に規定する居室をいい、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。(同号エ及びオについて同じ。) 寝室が存する階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。  (例) 2階建て住宅で寝室が2階のみにある場合の該当部分 ( は、該当する部分。以下同じ。)  吹き抜け等の天井がない階段の場合は、設置を必要とする階段に最も近い階の天井又は天井に近い壁等、当該階段に流入した煙を有効に感知できる位置に設置する。 有効な火災の感知が期待できない屋外に設けられた階段は、当該規定の設置場所から除かれる。

条	項	号	事 項	基 準
			ウ アに掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上ある階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端	避難階から上方に2以上を数えた階に寝室が存する場合において、当該階から下方に2を数えた階の直上階から通ずる階段の下図に示す部分をいう。  直上階から通ずる階段 下端 寝室が存する階から下方に2を数えた階 (例) 3階建て住宅で寝室が3階にある場合の該当部分  3F 寝室 2F 1F 当該階段の上端 当該階段（寝室が存する階から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段）の下図に示す部分をいう。  上端 当該階段

条	項	号	事	項	基	準
			エ	アに掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合にあつては、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端	（例）3階建て住宅の場合の該当部分  避難階から上方に2以上を数えた階に居室が存する場合において、寝室が避難階のみに存する場合、居室が存する最上階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。 	
			オ	床面積が7㎡以上である居室	通常四畳半以上の広さの部屋が該当する。	
			オ (イ)	当該階から直下階に通ずる階段の上端	当該階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。	

条	項	号	事	項	基	準
			オ (ウ)	当該階の直上階か ら当該階に通ずる 階段の下端	 上端 当該階 当該階の直下階に通ずる階段 当該階の直下階	当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下図に示す部分という。  当該階の直上階 当該階の直上階から当該階に通ずる階段 下端 当該階
			カ	台 所	調理を目的として、コンロ、その他火気を使用する設備又は器具を設けた場所をいう。 ※ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する法改正に伴い定められた政省令において設置義務とされた住宅の部分に加えて、本市における住宅火災の現状を踏まえ、条例において台所への住警器等の設置を義務付けたものである。 条例第3章第1節及び第2節に掲げる火を使用する設備又は器具のうち、調理を目的として使用する設備又は器具をいう。例えば、ガスコンロ、電気コンロ、電磁調理器、電子レンジ等が該当し、簡易給湯設備、食器乾燥機等は該当しない。	コンロその他の火災の発生のおそれのある調理の設備又は器具

条	項	号	事 項	基 準
			カ アからオまでに掲げる住宅の部分内にあるもの	間取り上、台所が寝室や階段部分等に含まれているような形態のものをいう。例えば、ワンルームマンション等で、居室（寝室）部分と台所部分とを完全に仕切る扉等がない形態である当該台所部分や、リビングダイニングキッチン（居室部分と台所部分とを完全に仕切る扉等がない形態のものに限る。）の居室部分を寝室をしている場合における当該台所部分等が該当する。 なお、上記の例に示す形態の室には、条例第30条の5第2項に規定する機器のみの設置は、原則として認められない。
	2	ア	壁若しくははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分 天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁の屋内に面する部分	壁若しくははりから、概ね感知部の中心までの位置をいう。 天井から、概ね感知部の中心までの位置をいう。 壁とはりが一体となっており、当該はりの部分に設置した場合、壁に設置した場合と同等に火災を感知できると認められる状態にあるときは、当該はりに住宅用防災警報器を設置しても差し支えない。（条例第30条の4第2号に掲げる感知器の位置

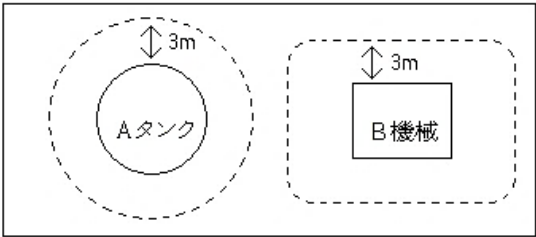
条	項	号	事 項	基 準
30 の3		2	イ (ア) 換 気 口 等 1.5m未満の位置	において同じ。) 火災による煙を感知する障害となるような換気口をいう。例えばエアコンの吹出し口その他これに類するものが該当する。 換気口等の空気吹出し口から、概ね感知部の中心までの位置をいう。  The diagram illustrates a cross-section of a room. On the left is a vertical line representing a wall. To its right is an air conditioner (labeled 'エアコン等') with arrows indicating air being blown out. Further right is a smoke detector (labeled '天井' for ceiling) with a dashed line pointing down to its '感知部' (sensing unit). To the right of the detector is an air outlet (labeled '吹出し口'). Horizontal double-headed arrows at the bottom indicate that the distance between the wall and the sensing unit, and between the sensing unit and the air outlet, must be '1.5m以上' (1.5m or more).
		3	イオン化式住宅用 防災警報器	設置することができる住宅の部分は、廊下のみ限定されている。 イオン化式住宅用防災警報器は、警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、平成16年に改正された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要がある。（条例第30条の4第3号に掲げるイオン化式スポット型感知器において同じ。）
		4	住宅用防災警報器 等規格省令に定め る技術上の規格に 適合するもの	住宅用防災警報器が住警器等規格省令に定める技術上の規格に適合していることの確認方法については、日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NS マーク）が付いていること及び型式番号が「鑑住第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。 なお、「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号消防庁予防課長通知）中に定める技術的基本事項に適合している煙式住宅用火災警報器（日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NS マーク）が付いていること及び型式番号が「鑑ケ第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。）については、当分の間、住警器

条	項	号		事 項	基 準
30 の4		5	イ	正常に電力が供給されていること	等規格省令に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。 通常商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではなく、非常電源の附置は要しない。
			ウ	開 閉 器	分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当せず、通常のスイッチ等が該当する。
			オ	交 換 期 限	住宅用防災警報器には、出荷時を起点として最大10年を目途として、交換期限の「年月」が明示される。(自動試験機能を有するものを除く。)
			ア 及 び イ	住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所	受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等、住宅内のあらゆる場所にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所をいう。
30 の5	2	5	ウ	容易に導通試験をすることができるように措置されていること	感知器の信号回路を送り配線にするとともに、回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けること。ただし、配線が感知器若しくは発信機から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するもの(断線表示機能が付いたもの)は除かれる。
			エ (イ)	受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること	感知器と受信機との間の信号を無線により送信又は受信する機器については、「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」(平成21年3月23日付消防予第119号・消防庁予防課長通知)等による。
			オ	その他の見やすい箇所 感知器の交換期限	受信機のほか感知器等が該当する。 設置時を起点として10年後の「年月」を明示するものであること。(自動試験機能を有するものを除く。)
				次に掲げる機器	「定温式住宅用火災警報器及び当該機器の設置に係る技術上の基準の指定」(平成18年3月消防告示第4号)及び「熱感知器及び当該機器の設置に係る技術上の基準の指定」(平成18年3月消防告示第5号)に示す機器をいう。

条	項	号	事 項	基 準
30 の6			消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による基準により住宅用防災警報器等の設置又は維持をしなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとき	基準の適用除外を認める際には、単に住宅において防火管理が適切に行われているというような主観的な判断では不十分であり、自動火災報知設備やスプリンクラー設備等が設置され、住宅の位置、構造又は設備の状況を勘案した上で火災に対する安全性が確保されているというような客観的な判断が求められるものであること。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

条	項	号	事 項	基 準
31		2	不 必 要 な 物 件	当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理すること。
		3	必 要 な 措 置	危険物の貯蔵、取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けするときの受け皿の設置等とともにこれらの適正な管理等をいう。
		6	必 要 な 措 置	1 容器を収納する戸棚又は棚等は、容易に傾斜し、転倒し、若しくは落下しないよう固定すること。ただし、高さが低く、据付面積の大きい戸棚等で容易に転倒しないと認められる場合はこの限りではない。 2 容器の転倒、転落又は破損を防止するため金属製又は木製の有効なさく、若しくは木杵、砂箱等によるすべり止め等を設けること。 3 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められるときは、この限りでない。
			少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物取扱所」という。）の規制範囲	規制の範囲は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（建築物内にあっては室）、その他の工作物及びこれらに付属する設備の一体を原則とする。 ただし、次の場合はそれぞれに定めるところによる。 1 屋外のタンクはタンクごととする。 2 同一室内において、2以上のボイラー、油圧装置等の危険物の貯蔵取扱い形態が(1)に定める安全なもの等で、かつ(2)又は(3)の基準に適合している場合にあつては、別件とすることができる。

条	項	号	事	項	基	準
31 の2					(1) 危険物の貯蔵取扱い形態が安全なもの等とは、次に掲げる以外のものとする。 ア 粉末硫黄，マグネシウム粉，その他可燃性粉体の危険物を取り扱い，その粉末が相当量飛散するおそれのある場合及び小麦粉，でん粉，その他可燃性の粉塵で空気中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのある場合 イ 引火点40℃未満の危険物を取り扱い，その蒸気が相当量発生するおそれのある場合 ウ 危険物を引火点，又は着火点以上に加熱し，その蒸気がもれるおそれのある場合 エ 場所的に一体性を有し，作業工程上一連の施設として認められる場合，又は施設の維持管理上，一の施設として貯蔵，取り扱うのが適切と認められる場合 (2) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されているもの。ただし，当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては，当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。 〔危険物を取り扱う設備A及びBによる例図〕 ：不燃構造 別件にできる例1 ：耐火構造 A，Bとも屋内空地が確保できている。 	

条 項 号	事 項	基 準
31 の2		<u>別件にできる例2</u> Aの屋内空地の足りない部分は耐火の壁と自動閉鎖の特定防火設備であり、かつ、Bは屋内空地が確保できている。 <u>別件にできない例1</u> A及びBの屋内空地が重なっている。 <u>別件にできない例2</u> Aは屋内空地が確保できているが、Bの屋内空地不足部分には窓がある。 (3) 危険物を貯蔵し、取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている

条	項	号	事	項	基	準
31 の2				数 量 の 算 定	もの。 3 地盤面下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）を隣接して設ける場合に、次の各号に該当するものは、それぞれ一の地下タンクとみなし、その合計量をもって規制する。 (1) 2以上の地下タンクを同一のタンク室に設ける場合 (2) 2以上の地下タンクを同一の基礎上に設ける場合 (3) 2以上の地下タンクを同一のふたで覆って設ける場合 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う数量の算定は、貯蔵する全量と取り扱う全量とを比較していずれか大なる方の量とする。 ただし、貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合にあつては、その総和をもって規制する。	
31 の3	1	2	安 全 な 場 所	他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法	火災予防上安全な場所をいう。 危険物等の焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋設することによる井水への流入等によって、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理すること。	
		3	遮	光	黄リン、エーテル、二硫化炭素その他揮発しやすい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所について行うものである。	
			換	気	危険物の貯蔵、取扱いの状態等に応じて、当該貯蔵、取扱場所の空気を有効に置換することをいい、可燃性蒸気等の滞留、室温の上昇などを防止することを目的として行うものである。 換気設備については、次のようなものがあり、貯蔵、取扱い状態等に応じた換気設備を選び、当該換気設備を適正な位置に設置すること。 (1) 自然換気設備：吸気口と換気口により構成し、自然の対流等を利用し、換気するもの（窓の開放等も該当する。） なお、吸気口と換気口は同等の大きさとする。 (2) 強制換気設備：給気口又は給気ダクトとルーフファン又は回転式（又は固定式）ベンチレーターにより構成し、風力、空気の対流等を利用し、強制的に換気するもの。なお、回転式（又は固定式）ベンチレーターのダクト（又は筒）の内径又は1辺は、0.15m以上とすること。	

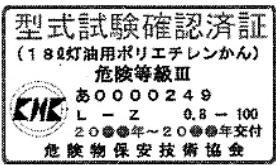
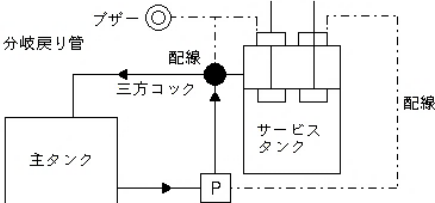
条	項	号	事 項	基 準
31 の3	1	4 5 6 7	そ の 他 の 計 器 異 物 必 要 な 措 置 安 全 な 場 所 完 全 に 除 去 可燃性の液体，蒸 気若しくはガスが 漏れ，若しくは滞 留するおそれのあ る場所又は可燃性 の微粉が著しく浮 遊するおそれのあ る場所	(3) 自動強制換気設備：吸気口と電気動力ファンにより構成し，電気動力を利用し，自動的に強制換気するもの。なお電気動力ファンのダクト（又は筒）の内径又は1辺は，0.15 m以上とすること。 液面計，流量計，回転計又は電流計等がある。 危険物の危険性が増大するような物質全般であり，危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質は除く。 不必要な長期貯蔵をしないことのほか，例えば，危険物を取り扱う設備にふたをすること，タンク等への誤注入防止のため明確に区分し，明記しておくこと等が考えられる。 火災予防上安全な場所をいう。 加熱又は溶剤等の使用により，危険物又は危険物の蒸気が全く存在しないようにした状態をいう。完全に除去できない場合は，不燃性のガス又は水等で置換，封入等の措置を講じること。 おおむね次の場所とする、 1 粉末硫黄，マグネシウム粉，その他可燃性粉体の危険物を取り扱い，その粉末が相当量飛散するおそれのある場所及び小麦粉，でん粉，その他の可燃性の粉塵で空気中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのある場所 2 アセチレン，水素，液化石油ガス，又は都市ガス等の可燃性ガスが室内に発散し，滞留するおそれのある場所 3 引火点40℃未満の危険物を取り扱い，その蒸気が相当量発生するおそれのある場所 4 危険物を引火点，又は着火点以上に加熱し，その蒸気が漏れるおそれのある場所

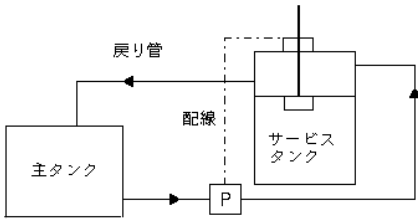
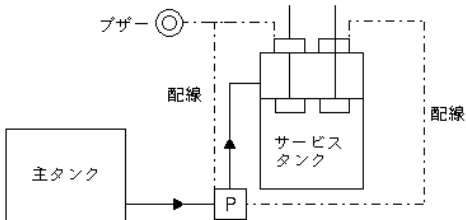
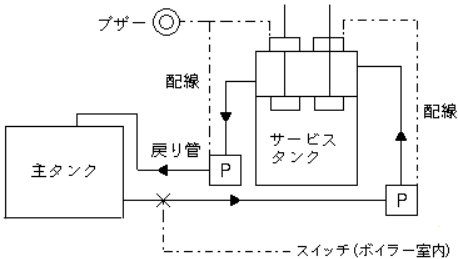
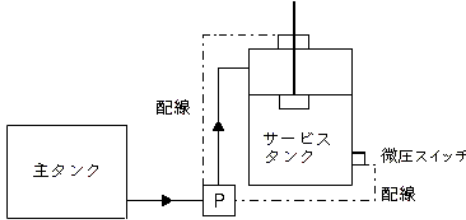
条	項	号		事	項	基	準										
31 の3	1	7		電線と電気器具とを完全に接続		接続器具，ネジ等を用いて堅固に，かつ，電氣的に完全に接続し，接続点に張力が加わらない状態にすることをいう。											
			火花を発する機械器具		溶接機，グラインダー，フォークリフト等の使用に伴い，必然的に火花を発するもの又は火花を発するおそれのある電気機器等をいう。												
		火花を発する工具，履物		ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金，木製ハンマー等）等以外のものをいい，鉄ハンマー，底に鉄びょうのあるくつ等衝撃により火花を発するものをいう。													
		8		保	護	液	空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液をいい，保護液中に保存する危険物は，次表のようなものがある。										
							<table><tr><th>危 険 物</th><th>保 護 液</th></tr><tr><td>黄 り ん</td><td>水</td></tr><tr><td>金属ナトリウム 金属カリウム</td><td>液体炭化水素類 （灯油、軽油等）</td></tr><tr><td>二 硫 化 炭 素</td><td>水</td></tr><tr><td>ニトロセルロース</td><td>水、アルコール等</td></tr></table>	危 険 物	保 護 液	黄 り ん	水	金属ナトリウム 金属カリウム	液体炭化水素類 （灯油、軽油等）	二 硫 化 炭 素	水	ニトロセルロース	水、アルコール等
危 険 物	保 護 液																
黄 り ん	水																
金属ナトリウム 金属カリウム	液体炭化水素類 （灯油、軽油等）																
二 硫 化 炭 素	水																
ニトロセルロース	水、アルコール等																
				露出しないようにする		容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管し，目視できない場合は定期的に保護液の量を確認することが必要である。											

条	項	号		事	項	基	準																																																																		
31 の3	1	9		接触又は混合によ り発火するおそれ のある危険物と危 険物その他の物品	次表のようなものがある。																																																																				
					<table><tr><th>物 質 名</th><th>接触混合禁止物質</th><th>備 考</th></tr><tr><td>塩素酸塩類，過塩素酸塩類，過マンガン酸塩類，重クロム酸塩類，硝酸塩類</td><td>硫黄，木炭，金属粉，リン，硫化アンチモン，有機物その他酸化されやすい物質</td><td>わずかな摩擦，衝撃，加熱あるいは濃硫酸がさらに接触すると危険</td></tr><tr><td>過酸化物</td><td>硫黄，木炭，金属物，リン，有機物</td><td>湿気のあるものは特に危険</td></tr><tr><td>過酸化水素濃厚液</td><td>金属粉，粉じん，金属酸化物，炭素粉末，有機物等</td><td></td></tr><tr><td>酸化銀</td><td>マグネシウム，セリウム，硫黄，硫化物</td><td>摩擦，衝撃，加熱により発火又は爆発</td></tr><tr><td>発煙（濃）硝酸 発煙（濃）硫酸</td><td>リン化水素，硫化水素，テレピン油，紙，木布等の有機物</td><td>過酸化物</td></tr><tr><td>液体空気 液体酸素</td><td>各種有機物</td><td></td></tr><tr><td>塩素 臭素</td><td>水素，メタン，エチレン，アセチレン等，硫黄，アンチモン，ヒ素リン，ナトリウム，カリウム，金属粉末，テレピン油及びその浸潤物等</td><td>可燃性ガスの場合は太陽光線によって爆発</td></tr><tr><td>無水次亜塩素酸</td><td>硫黄，リン，有機物</td><td>わずかな加熱により爆発</td></tr><tr><td>無水クロム酸</td><td>酢酸，アルコール等</td><td></td></tr><tr><td>次亜硝酸</td><td>二酸化炭素等</td><td></td></tr><tr><td>亜酸化窒素</td><td>リン，硫黄，炭素等</td><td></td></tr><tr><td>ピクリン酸</td><td>有機物</td><td></td></tr><tr><td>ヒドラジン及びその水和物</td><td>塩素，臭素，沃素，酸化水銀，亜硝酸，亜硝酸塩類</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシルアミン及びその塩類</td><td>重クロム酸塩，塩素酸塩，過塩素酸塩，過マンガン酸塩，酸化物等の酸化剤</td><td></td></tr><tr><td>アセチレン</td><td>硝酸，次亜塩素酸溶液，サラシ粉濃溶液，塩酸</td><td></td></tr><tr><td>アンモニア及び塩化アンモン濃厚溶液</td><td>塩素，次亜塩素酸塩，臭素，沃素</td><td></td></tr><tr><td>アンモニア水と炭酸アンモン溶液</td><td>酸化金（銀），塩化筋，硝酸銀</td><td></td></tr><tr><td>エチルアルコール</td><td>硝酸水銀等の硝酸塩</td><td></td></tr><tr><td>アセチレン，ジアセチレン，その他のアセチレン系炭化水素</td><td>銅，銀，水銀の塩類あるいはアンモニアと湿気存在下のこれらの重金属</td><td></td></tr><tr><td>塩素酸カリ</td><td>アンモニア，炭素アンモン，塩化第1スス，硝酸銀，アンモニウム塩，酸化鉛，亜酸化水銀等</td><td></td></tr><tr><td>塩素酸塩類，過マンガン酸塩類</td><td>強酸</td><td></td></tr></table>	物 質 名	接触混合禁止物質	備 考	塩素酸塩類，過塩素酸塩類，過マンガン酸塩類，重クロム酸塩類，硝酸塩類	硫黄，木炭，金属粉，リン，硫化アンチモン，有機物その他酸化されやすい物質	わずかな摩擦，衝撃，加熱あるいは濃硫酸がさらに接触すると危険	過酸化物	硫黄，木炭，金属物，リン，有機物	湿気のあるものは特に危険	過酸化水素濃厚液	金属粉，粉じん，金属酸化物，炭素粉末，有機物等		酸化銀	マグネシウム，セリウム，硫黄，硫化物	摩擦，衝撃，加熱により発火又は爆発	発煙（濃）硝酸 発煙（濃）硫酸	リン化水素，硫化水素，テレピン油，紙，木布等の有機物	過酸化物	液体空気 液体酸素	各種有機物		塩素 臭素	水素，メタン，エチレン，アセチレン等，硫黄，アンチモン，ヒ素リン，ナトリウム，カリウム，金属粉末，テレピン油及びその浸潤物等	可燃性ガスの場合は太陽光線によって爆発	無水次亜塩素酸	硫黄，リン，有機物	わずかな加熱により爆発	無水クロム酸	酢酸，アルコール等		次亜硝酸	二酸化炭素等		亜酸化窒素	リン，硫黄，炭素等		ピクリン酸	有機物		ヒドラジン及びその水和物	塩素，臭素，沃素，酸化水銀，亜硝酸，亜硝酸塩類		ヒドロキシルアミン及びその塩類	重クロム酸塩，塩素酸塩，過塩素酸塩，過マンガン酸塩，酸化物等の酸化剤		アセチレン	硝酸，次亜塩素酸溶液，サラシ粉濃溶液，塩酸		アンモニア及び塩化アンモン濃厚溶液	塩素，次亜塩素酸塩，臭素，沃素		アンモニア水と炭酸アンモン溶液	酸化金（銀），塩化筋，硝酸銀		エチルアルコール	硝酸水銀等の硝酸塩		アセチレン，ジアセチレン，その他のアセチレン系炭化水素	銅，銀，水銀の塩類あるいはアンモニアと湿気存在下のこれらの重金属		塩素酸カリ	アンモニア，炭素アンモン，塩化第1スス，硝酸銀，アンモニウム塩，酸化鉛，亜酸化水銀等		塩素酸塩類，過マンガン酸塩類	強酸			
					物 質 名	接触混合禁止物質	備 考																																																																		
					塩素酸塩類，過塩素酸塩類，過マンガン酸塩類，重クロム酸塩類，硝酸塩類	硫黄，木炭，金属粉，リン，硫化アンチモン，有機物その他酸化されやすい物質	わずかな摩擦，衝撃，加熱あるいは濃硫酸がさらに接触すると危険																																																																		
					過酸化物	硫黄，木炭，金属物，リン，有機物	湿気のあるものは特に危険																																																																		
					過酸化水素濃厚液	金属粉，粉じん，金属酸化物，炭素粉末，有機物等																																																																			
					酸化銀	マグネシウム，セリウム，硫黄，硫化物	摩擦，衝撃，加熱により発火又は爆発																																																																		
					発煙（濃）硝酸 発煙（濃）硫酸	リン化水素，硫化水素，テレピン油，紙，木布等の有機物	過酸化物																																																																		
					液体空気 液体酸素	各種有機物																																																																			
					塩素 臭素	水素，メタン，エチレン，アセチレン等，硫黄，アンチモン，ヒ素リン，ナトリウム，カリウム，金属粉末，テレピン油及びその浸潤物等	可燃性ガスの場合は太陽光線によって爆発																																																																		
					無水次亜塩素酸	硫黄，リン，有機物	わずかな加熱により爆発																																																																		
					無水クロム酸	酢酸，アルコール等																																																																			
					次亜硝酸	二酸化炭素等																																																																			
					亜酸化窒素	リン，硫黄，炭素等																																																																			
					ピクリン酸	有機物																																																																			
					ヒドラジン及びその水和物	塩素，臭素，沃素，酸化水銀，亜硝酸，亜硝酸塩類																																																																			
					ヒドロキシルアミン及びその塩類	重クロム酸塩，塩素酸塩，過塩素酸塩，過マンガン酸塩，酸化物等の酸化剤																																																																			
					アセチレン	硝酸，次亜塩素酸溶液，サラシ粉濃溶液，塩酸																																																																			
					アンモニア及び塩化アンモン濃厚溶液	塩素，次亜塩素酸塩，臭素，沃素																																																																			
					アンモニア水と炭酸アンモン溶液	酸化金（銀），塩化筋，硝酸銀																																																																			
					エチルアルコール	硝酸水銀等の硝酸塩																																																																			
					アセチレン，ジアセチレン，その他のアセチレン系炭化水素	銅，銀，水銀の塩類あるいはアンモニアと湿気存在下のこれらの重金属																																																																			
					塩素酸カリ	アンモニア，炭素アンモン，塩化第1スス，硝酸銀，アンモニウム塩，酸化鉛，亜酸化水銀等																																																																			
					塩素酸塩類，過マンガン酸塩類	強酸																																																																			

条	項	号	事 項	基 準
31 の3	1	10	接触し、又は混合しないような措置 温度が局部的に上昇しない方法	棚、箱、間仕切り、区画、堤等によって、明確に区分することをいう。 温度が局部的に上昇しない方法には、次のようなものがある。 1 直火を用いない方法 2 熱源と被加熱物とを相対的に動かす（攪拌しながら加熱するなど）方法 3 熱源の分布又は被加熱物の分布に片よりを生じさせない（十分な容量の危険物を循環させて冷却する、冷却水を循環するなど）方法
		11	防火上安全な場所	不燃材料等の塀で区画された場所及び火気、火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所で、かつ、通風、換気が有効に行われているものをいう。
		12	防火上安全な隔壁	小屋裏に達する準耐火構造（建基法第2条第7の2号に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁をいう。当該壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては自動閉鎖の防火設備（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）とし、その他のものにあつては防火上有効なダンパー等を設けること。
		13	区画された場所等安全な場所 危険な温度に達しない方法	上記の壁で区画されている場所のほか、次に掲げる場所をいう。 1 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所 2 屋外であつて、火源等から安全と認められる距離を有している場所 危険物が危険な温度に達しない方法には、次のようなものがある。 1 焼入油の容量を十分に取る。 2 循環冷却装置を用いる方法 3 攪拌装置を用いる方法

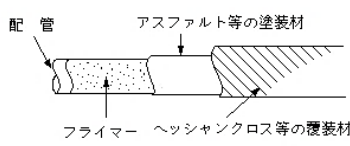
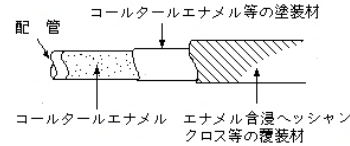
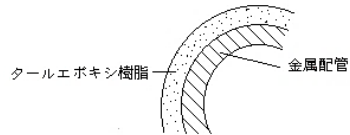
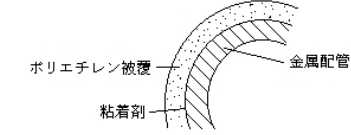
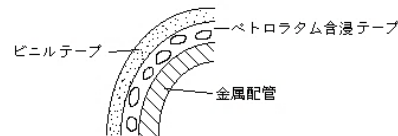
条	項	号		事	項	基	準																																
31 の3	1	13		危 険 な 温 度		引火点（表） から50℃を差し引いた温度以上の温度が該当する。																																	
						表 熱処理油の引火点																																	
						<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>用途</th><th>引火点(℃)</th><th>燃焼点(℃)</th></tr><tr><td rowspan="2">1種</td><td>1号</td><td>焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用</td><td>180以上</td><td>200以上</td></tr><tr><td>2号</td><td>焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用</td><td>170以上</td><td>190以上</td></tr><tr><td rowspan="2">2種</td><td>1号</td><td>120℃内外の熱浴焼入れ用</td><td>200以上</td><td>220以上</td></tr><tr><td>2号</td><td>160℃内外の熱浴焼入れ用</td><td>250以上</td><td>280以上</td></tr><tr><td rowspan="2">3種</td><td>1号</td><td>油温150℃内外の焼きもどし用</td><td>230以上</td><td>250以上</td></tr><tr><td>2号</td><td>油温200℃内外の焼きもどし用</td><td>280以上</td><td>310以上</td></tr></table>		種類		用途	引火点(℃)	燃焼点(℃)	1種	1号	焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用	180以上	200以上	2号	焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用	170以上	190以上	2種	1号	120℃内外の熱浴焼入れ用	200以上	220以上	2号	160℃内外の熱浴焼入れ用	250以上	280以上	3種	1号	油温150℃内外の焼きもどし用	230以上	250以上	2号	油温200℃内外の焼きもどし用	280以上	310以上
						種類		用途	引火点(℃)	燃焼点(℃)																													
						1種	1号	焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用	180以上	200以上																													
							2号	焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用	170以上	190以上																													
						2種	1号	120℃内外の熱浴焼入れ用	200以上	220以上																													
							2号	160℃内外の熱浴焼入れ用	250以上	280以上																													
						3種	1号	油温150℃内外の焼きもどし用	230以上	250以上																													
							2号	油温200℃内外の焼きもどし用	280以上	310以上																													
14		可燃性の蒸気の換	低所に排出設備等を設けること等をいう。前記の換気設備の																																				
		気をよく	例によること。																																				
		廃液をみだりに報	廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させ																																				
15		知しないで安全に	ず、また、油分離装置、中和装置等の設備を設け、危険物の流																																				
		処置する	出を防止すること等をいう。																																				
		逆火防止の方法	バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガ																																				
16	ア	危険物があふれな	ス等を除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、																																				
			い方法	ある一定時間送風を継続して燃焼室内の未燃焼ガス等を除去す																																			
			これと同等以上で	る方法（ポストパージ） 等がある。																																			
		あると認められる	燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装																																				
			容器	置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等によ																																			
				る方法がある。																																			
			1 総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上である																																				
			と認めて告示した容器																																				
			2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内におい																																				
			て危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容																																				
			器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵																																				
			又は取扱いが火災予防上安全であると認められる場合の容器																																				

条	項	号	事	項	基	準
31 の3	1	16	ア	容器の構造等の確認	灯油用ポリエチレン容器，金属製18ℓ缶などについては，危険物保安技術協会が試験により性能の確認を行っており，合格したのに対して試験確認済の表示（例図参照）がされているので，容器の構造等の確認に際しては，当該表示の有無を活用することができる。  灯油用ポリエチレン容器  金属ドラム等  金属製18ℓ缶   運搬容器（一般）	
		17		容器を積み重ねて貯蔵する場合	容器の積み重ね高さは，最下段の容器の底面から最上段の容器の上段までの高さ（パレットを使用する場合にあっては，最下段のパレットは床の一部とみなし，積み重ね高さには算入しない。）をいう。	
	2	2		漏れ等を防止することができる構造 漏れ等による災害を防止するための 附帯設備	通常の使用条件に対し，十分余裕をもった容量，強度，性能等を有するもの等が該当する。 タンク，ポンプ類等に設けるフロートスイッチ，微圧スイッチ，戻り管，それらを組み合わせた二重安全装置等（例図参照），混合装置及び攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い，その他にはブース，逆止弁，ふた，囲い，受皿等が該当する。  例1 フロートスイッチと分岐戻り管等	

条 項 号	事 項	基 準
31 の3	2	2
		 例2 フLOATスイッチと戻り管  例3 二重のフLOATスイッチ等  例4 フLOATスイッチと強制戻り管等  例5 フLOATスイッチと微圧スイッチ
31 の3	2	4
	直 火	可燃性の液体やガス等を燃料とする火気，露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。 なお、「直火」以外のものとしては，水蒸気，温湯，熱媒体及び熱風等が該当する。

条	項	号	事 項	基 準
31 の3	2	4	防火上安全な場所	加熱又は乾燥する設備において、当該設備の中で危険物を取り扱う部分と直火を用いる部分とが、耐火構造等で防火的に区画されている場所等をいう。
			火災を防止するための附帯設備	おおむね次のものが考えられる。 1 危険物の温度を一定温度以下（引火点以下）に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置） 2 危険物の引火を防止できる装置（不燃性ガス封入装置等） 3 ニクロム線の保護管設備等
		5	有効な安全装置	1 おおむね次のものが考えられる。 (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置 (2) 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの (4) 破壊板（危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限る。） 2 安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が噴出するおそれがあるため、その設置は、通風の良好な場所で、かつ、周囲に火気等のない安全な場所に設けること。
		6	引火性の熱媒体	一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加温された第4類第3石油類、第4石油類などに該当する引火性の液体（熱媒体）を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいう。
			引火性熱媒体の安全装置	火気使用室以外の室に設ける膨張タンク等が該当する。
			熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造	安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。
		7	電気工作物に係る法令	「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）をいう。
		8	静電気が発生するおそれのある設備	静電気を発生しやすい可燃性液体、可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備等が該当する。

条	項	号		事 項	基 準
31 の3	2	8		静電気を有効に除去する装置	ここで、静電気を発生しやすい可燃性液体とは、第4類の危険物では特殊引火物、第一石油類、第二石油類が考えられる。 次のような方法がある。 1 接地による方法（接地抵抗値は、おおむね100Ω以下とする。） 2 加湿装置を取り付け、空気中の相対湿度を75%以上とする方法 3 空気をイオン化する方法
		9		危険物を取り扱う配管	金属製以外の配管にあつては次によること。 1 強化プラスチック製配管にかかる管及び継ぎ手は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等の使用条件に応じて、適切に選択すること。 2 強化プラスチック製配管は、呼び径100A以下のものであること。 3 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに埋設することができる。 4 強化プラスチック製配管の接続方法や埋設方法については、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年3月11日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）と同等に運用すること。
		9	ア	配管の特例 水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体	5 油圧設備等での構造上、配管の一部に、やむを得ず可とう性を必要とする場合は、必要最小限度の耐圧耐油ゴムホースを用いることができる。 「水以外の不燃性の液体」には水系の不凍液等が、「不燃性の気体」には窒素ガス等が該当する。

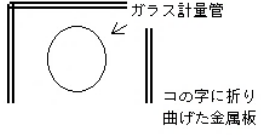
条	項	号	事 項	基 準
			エ 腐食を防止するための措置	「腐食を防止するための措置」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては塗履装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗履装又はコーティングによる防食措置が該当する。詳細は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第3条から第4条までによること。（例図参照）  配 管 アスファルト等の塗装材 フライマー ヘツジャンクロス等の覆装材 例 1 アスファルトと覆装材の例  配 管 コールタールエナメル等の塗装材 コールタールエナメル エナメル含湿ヘツジャンクロス等の覆装材 例 2 コールタールエナメルと覆装材の例  タールエポキシ樹脂 金属配管 例 3 防食塗料による塗装材の例  ポリエチレン被覆 金属配管 粘着剤 例 4 合成樹脂被覆によるコーティングの例  ビニルテープ ペトロラタム含湿テープ 金属配管 例 5 防食テープによる覆装の例

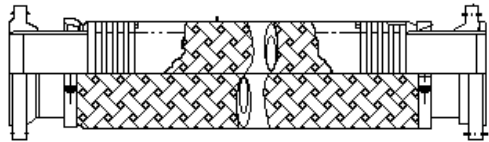
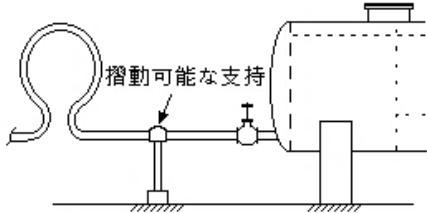
条	項	号		事 項	基 準
31 の3	2	9	エ	地上配管の腐食防止措置の省略	地上に設置する配管で銅管，ステンレス鋼管，亜鉛メッキ鋼管又は JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管等，さびにくい材質で造られたものにあつては，腐食防止塗装を省略することができる。
			オ	危険物の漏洩を点検することができる措置	1 地下埋設配管の溶接以外の接合方法の部分については，漏洩の有無を点検するため，点検箱又はマンホール等を設けること。 図例 ピットに収納する例 2 ピット内配管等で常時点検することができないものの接続は溶接継手とすること。 3 地下タンク等の各配管には，地下タンクと容易に分離することができる弁，フランジ等を設けるとともに配管の地上部分にソケット等の加圧，減圧のための接続口を設けるなど，異常時の対応として，気密試験が実施できる措置を講じること。
			カ	重量が当該配管にかからないように保護	配管の構造に対して支障を及ぼさないように堅固で耐久力のある構造のコンクリート製の管等に収めることが該当する。
31 の4	1	1		架台で貯蔵する場合	危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の高さを制限した規定である。条例第31条の3第1項第17号において容器を積み重ねる場合は3 m（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合は4 m）以下とされているが，不燃材料で堅固に造られた架台を用いる場合は，架台上の容器の頂部までの高さを6 m以下とすることができる。
				貯蔵し，又は取り扱う屋外の場所の周囲	当該場所の境界には，排水溝，囲い，柵等を設け明示することとし，当該明示された場所の周囲をいう。

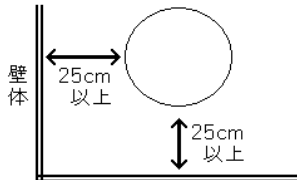
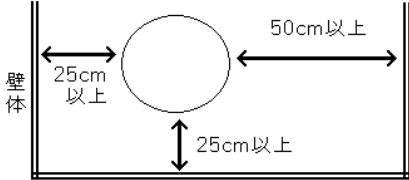
条	項	号	事 項	基 準
31 の4	2	1	保 有 空 地	1 少量危険物取扱所の周囲に保有する空地は、自己の所有地、又は地上権、借地権等が存する部分の空地であること。 2 保有空地内には、防潮堤、危険物配管(架台を含む。)、水槽、ダクト、コンベアー、その他これらに類する工作物等で空地の効用を損しない規模のものに限り設けることができる。 高さ2m以上の不燃材料で造ったものとし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要な程度の高さとする。
		2	防火上有効な掘 湿潤でなく、かつ、 排水のよい場所	当該場所を周囲の地盤面より高くし、かつ、有効な排水設備を設けること。ただし、危険物の小出し、詰替え等を行わない場合は、排水設備を省略して、さく等で明示されていることで足りる。
		3	流出防止の措置	危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置とはおおむね次の場合とする。 1 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に油分離槽を通じる排水溝を設ける方法 2 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法 3 パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの
		4	た め ま す 油 分 離 装 置 堅 固 に 造 る	ためますの大きさは、縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上を標準とすること。 槽数は原則として2槽以上(砂溜槽を除く。)とすること。 架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の重荷によって生ずる応力に対して安全であることをいう。
31 の4 の2	2	2	防 火 設 備 防火上支障がない と認められる部分	建基法第2条第9号の2ロに定める防火設備をいう。 室規制の少量危険物取扱所で、危険物を貯蔵取り扱う部分が室の一部であり、消防の見地から他に危険が及ぶおそれがないと判断される部分にある開口部
		3	浸透しない構造	コンクリート舗装等をいう。
		4	堅 固 に 造 る	前条第2項第4号の例によること。
		5	換 気 設 備	1 給気口は、換気のための有効な位置に設けるとともに延焼のおそれのある建築物のある側に設ける場合は、温度ヒュー

条	項	号	事 項	基 準
31 の4 の2	1	6	可燃性の蒸気又は 微粉が滞留するお それのある場合 屋外の高所に排出 する設備	ズ付防火ダンパー等を設けること。 2 条例第31条の3第1項第7号に規定される場所に設ける給気口には、引火防止網等を設けること。 3 換気口は、給気口に応じて換気が有効に行われるように設けるものとして屋根上又は地上2 m以上の高さとする。この場合、延焼のおそれのある場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。 条例第31条の3第1項第7号中の「場所」を「場合」に改め適用するものとする。 概ね次によること。 1 換気ガラリ、排出筒等でよいものとする。ただし、特に可燃性の蒸気又は微粉が著しく滞留するおそれのある場合は、強制排出装置を設けること。 2 排出口は、高所（概ね2 m以上）で、かつ、建物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1 m以上離れている場所とする。 3 排出筒が他用途部分を貫通（耐火構造の貫通部に限る。）して架設する場合は、有効な位置に温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。
31 の5	1		タンクの容量	少量危険物等のタンクの容量計算方法は、条例第3条第1項第17号エの規定により「タンクの内容積の90%の量」となっているが、次の場合は、90%以上95%以下の範囲をタンクの容量としてよい。ただし、1,000ℓ以下の移動タンクについては、積載容量を10ℓ単位としていることから10ℓ未満を切り捨てた数量を最大数量とする。 1 危政令第8条の2の2によりタンク検査を受けたもの。 2 タンクの容量（90%以上95%以下の範囲）に対する板厚が条例第31条の5第2項第1号を満足するもの。

条	項	号	事 項	基 準
31 の5	2	1	鋼 板 同等以上の機械的 性質を有する材料	J I S G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材 (SS400) をいう。 次の計算式により算出された数値 (小数点 2 位以下の数値は切り上げる。) 以上を有する金属板をいう。ただし、2,000ℓを越えるタンクにあっては、最小板厚を2.8mm以上とすること。 $t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$ t : 使用する金属板の厚さ (mm) σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm ²) t_0 : 条例において定める鋼板の厚さ (mm)
			圧 力 タ ン ク タンクの水張又は 水圧試験	最大常用圧力が5 k P a 以上のものをいう。 タンクの水張又は水圧試験による漏れ、又は変形しないものであることの確認は、政令によるタンク検査済証、条例による少量等タンク検査済証、危険物保安技術協会が発行した水張 (水圧) 試験確認証明書若しくはタンク製造業者、工事施行業者等が水張又は水圧試験を行った結果、漏れ、変形がなかった旨を記載した書類を完成時まで提出させることをもって運用する。
		2	タ ン ク の 架 台	タンクは、コンクリート等で造られた基礎、又は満液状態でその荷重等に耐えられる不燃材料で造った架台上にボルト等で固定されていること。
		4	安 全 装 置 雨水の浸入しない 構造	条例第31条の3第2項第5号の例によること。 無弁通気管にあっては、通気管の先端を水平より下に45度以上曲げること。
		5	通 気 管 の 径 引火を防止するた めの措置	管の直径は、20mm以上とすること。 40メッシュ以上の銅又はステンレスの網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有するものをいう。(加熱されて引火点以上になるものも必要である。) なお、引火のおそれのある危険物以外の危険物にあっては、20メッシュ程度の銅網等とすることができる。

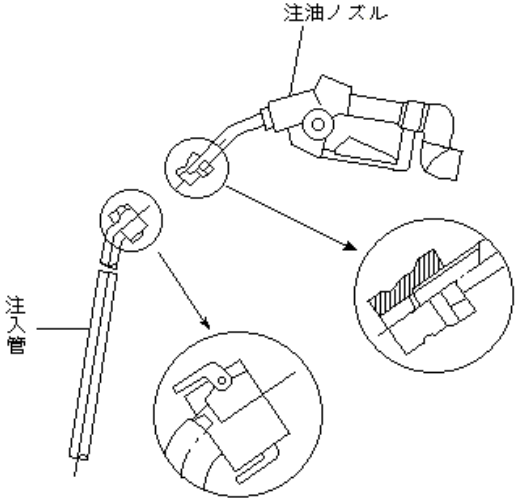
条	項	号	事 項	基 準
31 の5	2	6	危険物の量を自動的に表示する装置 (ガラス管等を用いるものを除く)	1 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置 2 フロート式，エアージ式又は電気式による自動計量装置等 3 次の方法により金属板等で保護した硬質ガラス管で，かつ，両端に閉止弁を設けた計量装置は可とする。 (1) ガラス計量管に金属管の一部を削った外筒で保護する方法  (2) ガラス計量管にコの字型に折り曲げた金属板を取り付けて保護する方法  (3) ガラス計量管に両端を折り曲げた金属板で両側から保護する方法  なお，重油タンク等で液量計のガラス管内部に重油が付着して計量できなくなるおそれのあるものは，他の計量方式とすること。
		7	火災予防上支障のない場所	1 注入口は，原則として遠方注入方式として，注入口の付近に火気を取り扱う設備等がないこと。 2 通気管は，次によること。 (1) 屋外及び地下のタンクで引火点40℃未満の危険物の場合は，その先端が屋外で地上2 m以上とし，かつ，建築物の開口部から1 m以上はなれた位置であること。 (2) 屋内のタンクで次の場合は，その先端が屋外で地上2 m以上とし，かつ，建築物の開口部から1 m以上はなれた位置であること。 ア 引火点40℃未満の危険物の場合 イ 危険物を移動タンク等でポンプ圧送する場合 ウ 室内に火気使用設備がある場合 (3) 上記以外のタンクにあつては，付近に火気，可燃物等のない適当な高さとすることができる。

条	項	号	事 項	基 準
31 の5	2	8	タンクの開閉弁	タンクの開閉弁は、金属製のものとすること。ただし、貯蔵する危険物の性質等により金属製の弁を使用することに支障がある場合は、この限りではない。
		9	配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置	1 金属製可とう管継手（例1）を用いる場合は、配管の長さを配管径の8倍以上のものとすること。ただし、（財）日本消防設備安全センターの認定品を用いる場合は、この限りでない。 例1  2 配管等が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径20cm以上のループ状とする等の措置（例2）が講じられていること。 例2 
		10	流出を防止するための有効な措置	囲いを設ける場合は、次によること。 1 囲いは、コンクリート又は鋼板等で造られたものであること。 2 囲いの容量は、タンクの容量（1の囲い内に2以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収納できるものであること。ただし、次のいずれかの設置がされている中継タンク（サービスタンクを含む。）に設ける囲いの容量は、2分の1以上とすることができる。 (1) フロートスイッチ等の自動制御装置が設置されていること。 (2) 満液警報装置が設置されていること。 (3) 送油管の断面積の1.5倍以上の断面積を有する返油管が設置されていること。 3 囲いに水抜口を設ける場合は、弁を設けること。

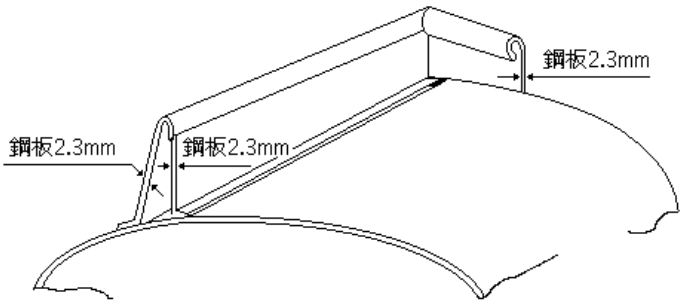
条	項	号	事 項	基 準
31 の5	2	11	腐食を防止するための措置	4 平家建の建築物にタンク専用室を設置する場合にあつては前記によらず，出入口の敷居の高さを，床面から0.2m以上とすることができる。 次のいずれかによるものとする。 1 タンクの底板の下に，タンクの底板の腐食を有効に防止できるようにアスファルトサンド等の防食材料を敷くこと。 (敷設厚さは5cm以上とすること。) 2 タンクの底板に電気防食の措置を講ずること。 3 その他1，2に掲げる方法と同等以上の底板の腐食を防止することができる措置を講ずること。
		12	点検作業に必要な間隔	タンクの側板が壁体に一方又は二方に面する場合にあつては25cm以上とし，三方が面する場合にあつては，二方を25cm以上とし，他の一方を50cm以上とすることができる。 〔二方に面する場合〕  〔三方に面する場合〕 
31 の6	1	1	タンクの容量	条例第31条の5第1項の例によること。
	2		タンク室の構造	地下タンク室のふた，壁及び底は，厚さ20cm以上の水密性を有する鉄筋コンクリート造で雨水等が浸入しない構造とすること。 ただし，タンクの容量が2,000ℓを越えるものにあつては，厚さを30cm以上とすること。なお，タンク室の配筋方法については，おおむね平成18年5月9日付け消防危第112号「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」消防庁危険物保安室長通知を準用すること。
			危険物の漏れを防止することができる構造	タンクを水密性を有する厚さ20cm以上のコンクリートで被覆すること。ただし，タンクの容量が2,000ℓを越えるものにあつては，タンクの側方及び下方の被覆の厚さを30cm以上とすること。

条	項	号	事	項	基	準						
31 の6	2	1	有効に保護されて いる又は腐食し難 い材質で造られて いる		危規則第23条の2の規定に準ずること。							
		2	タンクに直接荷重 がかからないよう にふたを設ける方 法		タンク室を省略するものにあつては、タンクを厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆い、かつ、当該タンクの基礎から立ち上る支柱（直径20cm以上の鉄筋コンクリート造）で支えられていること。							
		3	堅 固 な 基 礎		基礎は、コンクリート厚さ20cm以上（鉄筋コンクリート造の場合は、厚さ10cm以上）とすること。なお、地下タンクを基礎に固定する場合は、締付けバンド及びアンカーボルト等で固定すること。このとき、締付けバンド及びアンカーボルト等についても錆止め塗装が必要である。							
		4	鋼 板 同等以上の強度を 有する金属板 同等以上の性能を 有するガラス繊維 強化プラスチック		JIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材（SS400）をいう。 次の計算式により算出された数値（小数点2位以下の数値は切り上げる。）以上を有する金属板をいう。 $t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$ t：使用する金属板の厚さ（mm） σ：使用する金属材料の引張強さ（N／mm²） ガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）のタンクとは、次のものであること。 1 FRPタンクは、その容量に応じ、次表に掲げる板厚を有し、厚さ及び機械的強度が均一なものであること。 <table><tr><th>タ ン ク 容 量</th><th>必 要 板 厚</th></tr><tr><td>500 ℓ 未満</td><td>3.2mm以上</td></tr><tr><td>500 ℓ 以上2,000 ℓ 未満</td><td>4.5mm以上</td></tr><tr><td>2,000 ℓ 以上3,000 ℓ 未満</td><td>6.0mm以上</td></tr></table> 2 タンクのマンホールは、タンク本体と同等以上の強度を有するものであること。		タ ン ク 容 量	必 要 板 厚	500 ℓ 未満	3.2mm以上	500 ℓ 以上2,000 ℓ 未満	4.5mm以上
タ ン ク 容 量	必 要 板 厚											
500 ℓ 未満	3.2mm以上											
500 ℓ 以上2,000 ℓ 未満	4.5mm以上											
2,000 ℓ 以上3,000 ℓ 未満	6.0mm以上											

条	項	号	事 項	基 準
31 の6	2	4	圧 力 タ ン ク	3 タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。 最大常用圧力が46, 7kPA 以上のものをいう。
		5	タンクの水圧試験	条例第31条の5第2項第1号の例によること。
		7	危険物の量を自動的に表示する装置 損傷を防止するための措置 液体の危険物の漏れを検知する設備	フロート式、エアーパージ式又は電気式による自動計量装置等をいう。 計量口の直下のタンクの底板にあて板を溶接する措置等がある。 液体の危険物の漏れを検知する設備の例として、液体の危険物の漏れを検知する管（以下「検知管」という。）があり、検知管は次によること。 1 材質は、金属管又は塩化ビニール管等、貯蔵する危険物に浸されるおそれのないものとする。こと。 2 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。 3 検知管の上部にはふたを設け、水の浸入しない構造とすること。 4 検知管の小孔は原則として、下端からタンク中心までとすること。ただし、地下水位の高い場所では、地下水位の上方まで小孔を設けること。 5 検知管を2箇所とする場合は、タンクの対角線上の位置に設けること。ただし、容量2,000ℓを超えるタンクには、4箇所設けること。
31 の7	1	1	注入ホースの構造	注入ホースは次によること。 1 材料は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。 2 長さは必要以上に長いものでないこと。 3 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。
		2	安全な注油速度	毎分60ℓ以下の速度

条	項	号	事 項	基 準
31 の7	1	3	静電気による災害 が発生するおそれ のある液体の危険 物	第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。
		4	注 入 管 の 構 造	注入管の構造はおおむね次図のような例がある。 〔例図〕 
	2	1	火災予防上安全な 場所	移動タンクの所有者が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいう。
		2	鋼 板	JIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材（SS400）をいう。
			同等以上の機械的 性質を有する材料	次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8mm以上とすること。 $t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$ t：使用する金属板の厚さ（mm） σ：使用する金属の引張強さ（N/mm²） A：使用する金属板の伸び（%） ここで、引張強さ、伸び等が不明な場合は鋼材検査証明書等により確認すること。
			圧 力 タ ン ク タンクの水圧試験	最大常用圧力が46,7kPa以上のものをいう。 条例第31条の5第2項第1号の例によること。

条	項	号	事 項	基 準
31 の7	2	3	これに相当する部分 強 固 に 固 定	シャーシフレームのない車輛にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。 Uボルトの他に堅結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。
		4	安 全 装 置	安全装置の吹き出し部分の有効面積は、容量2,000ℓ以下のタンク室にあつては15cm ² 以上、2,000ℓを超えるタンク室にあつては25cm ² 以上とすること。
		5	同等以上の機械的性質を有する材料	第2号の規定の例によること。
		6	鋼 板	防波板の鋼板とは、JIS G 3131に規定される熱間圧延軟鋼（SPHC）をいう。
			同等以上の機械的性質を有する材料	次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。 $t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$ t：使用する金属板の厚さ（mm） σ：使用する金属材料の引張強さ（N/mm ² ）
			防波板の設置方法	走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両安定性を確保するために設けるものであるが、その設置方法は、危規則第24条の2の9の規定の例によること。
		7	同等以上の機械的性質を有する材料	第2号の規定の例によること。
		8	防 護 枠 の 高 さ 防 護 枠 の 板 厚	防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上であること。 防護枠は厚さ2.3mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼：SPHC）又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

条	項	号	事	項	基	準
31 の7	2	8	防 護 枠 の 形 状		$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$ t : 使用する金属板の厚さ (mm) σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm²) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。 〔例図〕 二方山形（山形部分接ぎ合せ造り） 	
		9	非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等 弁等の損傷を防止するための措置		移動タンク貯蔵所と異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものでなければならない。また、当該装置の操作方法を見やすい位置に表示しなければならない。 移動タンクが自動車の衝突その他の外部からの衝撃を受けた場合に、底弁が損傷しないようにするためのものであり、配管による方法と緩衝用継手による方法が考えられる。 1 「配管による方法」は、次によること。 (1) 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けて衝撃力を吸収させるようにすること。（例図1参照） (2) 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。（例図2参照）	

条	項	号	事	項	基	準
					例図1 配管による方法 (例1 鋼帯による固定) (例2 Uボルトによる固定) 例図2 配管の固定 2 「緩衝用継手による方法」は、次によること。 (1) 底弁に直接衝撃が加わらないように底弁と吐出口の間の配管の途中に緩衝用継手を設けること。(例図3参照) (2) 緩衝用継手は、フレキシブルホースの場合は金属製のものです、可とう結合金具の場合は配管接続部を可とう性に富み、かつ、取り扱う危険物によって侵されない材質のゴム等で密閉し、その周囲を金属製の金具で覆われたものであること。 また、いずれの場合も配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。	

条	項	号	事	項	基	準
					(例1 フレキシブルチューブによる方法) (例2 可とう結合金具による方法) 例図3 緩衝用継手による方法	
31 の7	2	11	可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所	引火しない構造	危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつてはタンク内部をいい、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク及び引火点以上の温度で危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては、タンク内部並びに防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等をいう。ただし、次のような通気換気のよい場所は、遮へいされた場所とみなさない。 1 上方の覆いのみで周囲に遮へい物のない場所 2 一方又は二方に遮へい物があつても他の方向が開放されていて十分な自然換気が行われる場所 3 強制的な換気装置が設置され十分な換気が行われる場所 防爆性能を有する構造をいう。	

条	項	号	事 項	基 準
32	2		十 分 な 措 置	発生する可燃性蒸気，化学反応，発熱等の危険因子に対する換気，冷却等の措置
33 の2	2		火気禁止場所の指定	昭和38年12月消防告示第4号
33 の3	1		百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗	百貨店及び政令第1条の2第1項に規定する大規模小売店舗をいう。
		1	出 入 口 付 近	公共の用に供する道路（地下街の通路，地下道を含む。）又は広場に面する出入口から水平距離6mの範囲内とする。
		2	階 段 付 近	当該階段から水平距離6mの範囲内とする。
		3	指 定 し た 場 所	避難設備又は避難用タラップ（昭和49年7月消防告示第2号）からそれぞれ6mの範囲内とする。
34			品 名 の 区 分	1 綿花類 (1) トップ状の繊維とは，原綿，原毛を製綿，製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。 (2) 綿花類には，天然繊維，化学繊維の別なく含まれる。 (3) 羽毛及び羊毛は綿花類に該当する。 (4) 不燃性又は難燃性の繊維は，次のものが該当する。 ア 不燃性のものとしては，ガラス等の無機質の繊維がある。 イ 難燃性のものとしては，塩化ビニリデン系の繊維がある。 2 木毛及びかんなくず (1) 木毛には，木材を細薄なヒモ状に削ったもので，一般に用いられている緩衝材だけに限らず，木綿，木繊維（しゅろの皮，やしの実の繊維等）等も該当する。 (2) かんなくずとは，手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず，木材加工品及び木くずの品名に該当する。 3 ぼろ及び紙くず

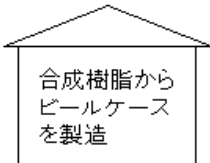
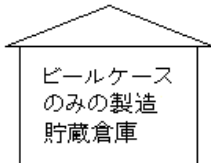
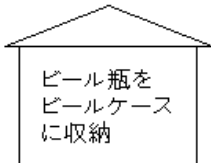
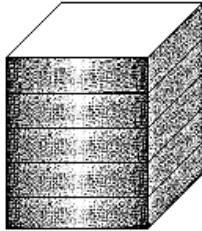
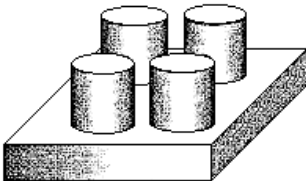
条	項	号	事	項	基	準
34					ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、これらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。 4 糸類 糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。 5 わら類 (1) わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。 (2) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。 (3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。 6 再生資源燃料 (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。 ア RDF 家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ゴミ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたものの。 イ RPF 廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。 ウ 汚泥乾燥・固形燃料 下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。	

条	項	号	事	項	基	準
34					(2) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。 7 可燃性固体類 (1) 可燃性固体類には、o-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。 (2) 条例別表第2備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。 8 石炭、木炭類 (1) 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。 (2) れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭や炭団（たどん）もこれに該当する。 (3) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。 9 可燃性液体類 可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。 10 木材加工品及び木くず (1) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。 (2) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用	

条	項	号	事	項	基	準
34					する電柱材，木箱，建築用足場は，木材加工品に該当する。 (3) 水中に貯蔵している木材は，木材加工品に該当しないものである。 (4) 廃材及びおがくずは，木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは，木くずに該当しないものである。 (5) 防災処理された木材加工品は，不燃性又は難燃性を有していない限り，木材加工品に該当する。 11 合成樹脂類 (1) 合成樹脂とは，石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し，冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては，塩化ビニル樹脂，ポリエチレン，ポリスチレン等があり，熱硬化性樹脂としては，フェノール樹脂，ユリア樹脂，メラミン樹脂，フタル酸樹脂，ポリエステル樹脂，ケイ素樹脂，エポキシ樹脂等が該当する。 (2) 合成樹脂類のうち，発泡させたものとは，概ね発泡率6%以上のものをいい，梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。 なお，発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。 (3) 条例別表第2備考9の不燃性又は難燃性の判断については，JIS K 7201-2「プラスチック - 酸素指数による燃焼性の試験方法 - 第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし，当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。 ア 酸素指数26未満の合成樹脂の例（難燃化により酸素指数が26以上のものがある。） アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS） アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS）	

条	項	号	事	項	基	準
34					エポキシ樹脂（E P）…接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（U P） ポリアセタール（P O M） ポリウレタン（P U R） ポリエチレン（P E） ポリスチレン（P S） ポリビニルアルコール（P V A L）…粉状（原料等） ポリプロピレン（P P） ポリメタクリル酸メチル（P M M A，メタクリル酸樹脂） イ 酸素指数26以上又は液状の合成樹脂の例 フェノール樹脂（P F） フッ素樹脂（P F E） ポリアミド（P A） ポリ塩化ビニリデン（P V D C，塩化ビニリデン樹脂） ポリ塩化ビニル（P V C，塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（U F） ケイ素樹脂（S I） ポリカーボネイト（P C） メラミン樹脂（M F）…球状（原料等） アルキド樹脂（A L K） 注 （ ） 書は略号又は別名を示す。 (4) 合成樹脂製品には，合成樹脂を主体とした製品で，他の材料を伴う製品（靴，サンダル，電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。 なお，再生資源燃料に該当する場合は，合成樹脂の容積又は重量にかかわらず，再生資源燃料として取り扱う。 (5) 不燃性又は難燃性でないゴム製品，ゴム半製品，原料ゴム及びゴムくずには，次のものが該当する。 ア 天然ゴム ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を	

条	項	号	事 項	基 準
34				精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。 イ 合成ゴム 天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。 例 スチレンブタジエンゴム、ニトリルブタジエンゴム、ネオプレンゴム、ブチルゴム、ステレオラバー、ハイバロン、アクリルゴム、シリコンゴム、フッ素ゴム、ウレタンゴム ウ 再生ゴム 廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。 (6) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。 (7) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において、50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しない。 (8) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。 例 エバーソフト、グリーンフォーム、ファンシーフォーム、ラバーソフト、アポロソフト、ヤカイフォーム、マックスフォーム、ハマフォーム (9) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあ

条	項	号	事 項	基 準
34			指定可燃物の貯蔵 及び取扱い	るすべての仕掛品をいう。 貯蔵及び取扱いに該当しない場合の例 1 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等 2 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの 3 百貨店等において陳列、展示しているもの 4 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等 5 ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合 例図 ビールケース製造工場  指定可燃物取扱所 ビールケース製品倉庫  指定可燃物取扱所 ビール工場  指定可燃物の貯蔵・取扱いに 該当しない  パレット等の集積は、指 定可燃物に該当する  道具として使用されているパレット 等は、指定可燃物に該当しない

条	項	号		事 項	基 準
34	1	1	ア	指定可燃物取扱所の規制の範囲	条例第31条の2の「少量危険物取扱所の規制範囲」(P106)の例によること。
				数 量 の 算 定	条例第31条の2の「数量の算定」(P109)の例によること。
				これと同等以上であると認められる容器	条例第31条の3第1項第16号の「これと同等以上であると認められる容器」(P114)の例によること。
				容器構造等の確認	条例第31条の3第1項第16号の「容器構造等の確認」(P115)の例によること。
				2 容器を積み重ねて貯蔵する場合	条例第31条の3第1項第17号の「容器を積み重ねて貯蔵する場合」(P115)の例によること。
				3 十 分 な 措 置	条例第32条第2項の「十分な措置」(P134)の例によること。
				2 1 貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲	条例第31条の4第2項第1号の「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」(P120)の例によること。
				保 有 空 地	条例第31条の4第2項第1号の「保有空地」(P121)の例によること。
				3 危険物と区分して	1 m以上の空地を確保することをいう。
				5 ア 水 分 管 理	水分量を10%以下のできる限り低い管理値に抑え、発熱を防止する。
34 の2	1	3	イ ウ	適切な温度に保持	製造後の燃料について、十分に冷却した後貯蔵する。
				3日を超えて集積する場合	長期にわたる貯蔵を行わないとともに、定期的（少なくとも3ヶ月に1回以上）に貯蔵場所から全量の掻き出しを実施する。
				集 積 高 さ	その他RDFの貯蔵に伴う集積高さについては、次の提言が示されているので、(平成20年8月29日付け消防危第333号)参考とすること。 [参考] RDF貯蔵槽の安全管理に関する提言の概要について 1 RDF貯蔵槽の安全管理に関する提言内容 (1) 受入RDF性状管理方法 ア 水分：8%以下（湿潤状態の目視，触手確認及び簡易水分計測定）

条	項	号		事 項	基 準
34 の2	1	5	ウ		イ 温度：表面温度40℃以下（受入ホップの温度計により表面温度を連続計測） ウ 粉化度：著しく粉化していない（目視確認及び粉化度の分析） エ カルシウム含有量：ごみに対し消石灰を1%以上添加（溶出液 pH10以上及びC a 含有量分析） (2) R D F 貯蔵管理方法 ア 酸化・蓄熱防止対策 (7) 受入R D F の温度を40℃以下に管理 (4) 発熱部位(センターコーン)の換気，空調により温度管理 (7) 窒素ガスシールや締切ダンパー設置により空気流入を抑制 イ 湿潤防止対策 窒素ガスシールや締切ダンパー設置等により空気流入を抑制 ウ 貯蔵期間 必要以上の長期保管をさけるため一定期間毎（概ね6ヶ月以内）にサイロ内を空にし，内部点検を実施 エ 集積高さ 集積高さは概ね30m以下とし，必要以上の集積を避けるため年間計画を所轄消防署に提出 オ 自然発火防止対策 集積高さが5mを超過した場合，窒素ガスを封入し希薄酸素環境（酸素濃度を10%以下）に維持 カ 監視装置 R D F 貯蔵サイロ内の温度，湿度，酸素濃度，一酸化炭素濃度，全炭化水素濃度を連続計測，監視 (3) R D F 貯蔵槽異常時の安全管理方法 ア R D F 貯蔵サイロ異常監視 R D F 温度と貯蔵量及びサイロ内ガス希釈量から求めた予測値に基づき，一酸化炭素濃度管理基準を設定し、

条	項	号		事 項	基 準
34 の2	1	5	ウ		常に管理基準以下であることを把握し、異常を早期検知 イ 異常時の対応 (7) 異常時は直ちに窒素ガスを貯蔵サイロ内に大量に封入し、希薄酸素環境の強化(酸素濃度5%以下)による早期沈静化 (4) 爆発限界監視のため高濃度域での可燃性ガス濃度の連続計測及び換気等の適切な措置 (4) 安全管理体制の維持 R D F 貯蔵槽安全管理に関するマニュアル等の整備及び関係者への教育・訓練を継続して実施し、適切な安全管理体制の維持 (5) その他 ごみの分別方法の変更、ごみ性状変化等によりR D F の貯蔵性に大きな影響を及ぼす可能性があるとして予想される場合は活性化エネルギー等の性状を把握し、R D F 貯蔵槽安全管理方法の有効性を確認
	1	5	エ	可 燃 性 ガ ス	メタン、水素、一酸化炭素等
34 の2	2	3	ア	散水設備を設置する等	散水設備に限らず、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等
			イ	水幕設備を設置する等	上記アの例によること。
			ウ	不燃性の材料を用いて区画する 水幕設備を設置する	不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画する。 上記アの例によること。
		4	ア	温 度 測 定 装 置	発熱の有無を適正に監視できるよう精度、設置位置等に留意すること。
34 の3				危険要因を把握	一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、例えばこれまでの経験・検知に基づ

条	項	号		事 項	基 準
34 の3					き構成設備，取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

条	項	号	事 項	基 準
35			基 準 の 特 例	屋上に設ける危険物を消費する発電設備及びその付属するタンク（発電設備に内蔵される燃料タンクを除く。以下「サービスタンク」という。）を設ける場合の条例第31条の4の2の基準（屋内の施設の基準）の特例については、次のとおりとする。
（基準の特例） 1 貯蔵し、又は取り扱う危険物 引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。 2 発電設備 （1）屋上に設ける発電設備（サービスタンク及び配管を除く。）は、キュービクル式（条例第13条第3項に規定する消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式で、外箱の材料は鋼板で板厚2.3mm以上のものに限る。以下「キュービクル式発電設備」という。）のものとし、周囲には油の流出を防ぐ設備を設けること。ただし、キュービクル式発電設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式発電設備の外箱等を代替えとすることができる。 （2）キュービクル式発電設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。ただし、扉の開放により、十分な採光が得られる場合にあっては、照明を省略することができる。 （3）キュービクル式発電設備は、避難上支障ない位置に設けること。 （4）キュービクル式発電設備は、屋上に固定すること。 （5）キュービクル式発電設備の周囲には、点検のため必要な空地を設けること。 3 サービスタンク サービスタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、条例第31条の4第2項第1号及び第31条の5の規定によること。ただし、鋼板等不燃材料で造られた外箱に収納した場合にあっては、周囲の空地を点検が適正に行われる距離とすることができる。 4 配管 配管は、条例第31条の3第2項第9号の規定によるほか、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないように緩衝装置を設けること。 5 流出防止措置 危険物を取り扱う部分は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、				

ためます又は油水分離装置を設けること。ただし、発電設備及びサービスタンクが外部に危険物が流出しない構造のものは、傾斜、ためます又は油水分離装置を省略することができる。

6 消火設備

消防法施行令第10条第1項第4号及び条例第36条、第36条の2及び第38条の規定によること。

7 その他

- (1) 発電設備及びサービスタンクの上空にあつては、原則利用できない。ただし、火災予防上安全と消防署長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 発電設備及びサービスタンクに危険物をドラム缶等で供給する場合にあつては、ウエス等を準備するなど、危険物の流出防止に努めること。

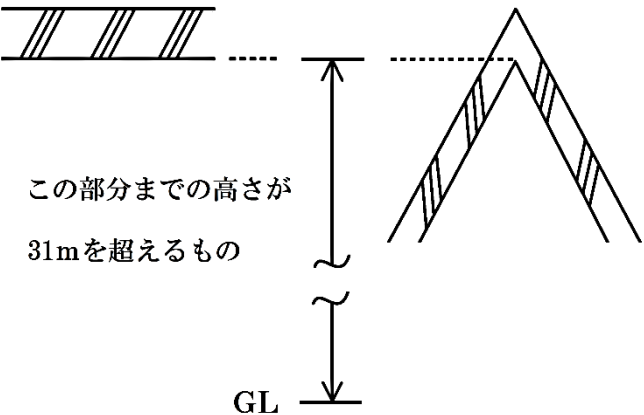
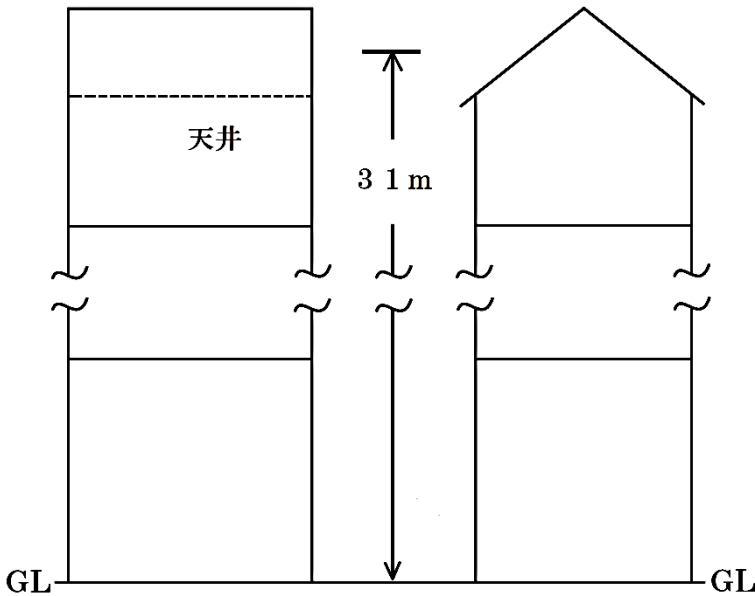
第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

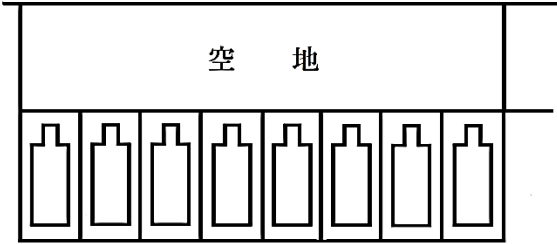
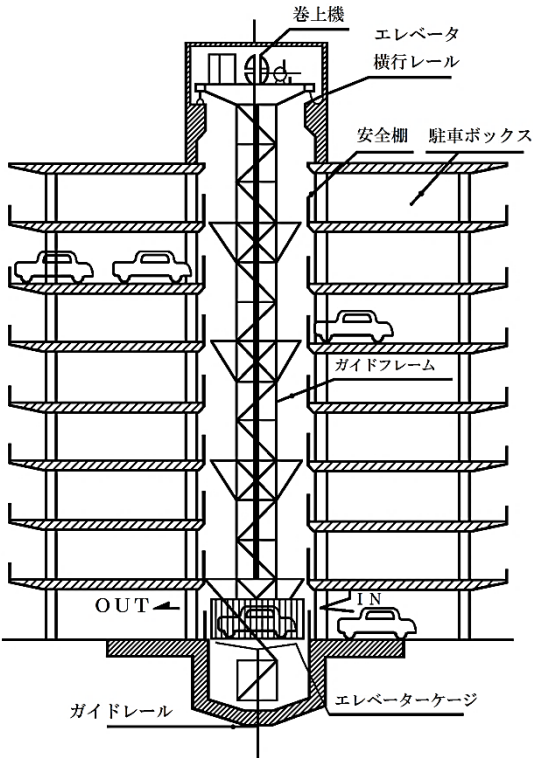
条	項	号	事 項	基 準
35 の2			基 準 の 付 加	本条は、条例第5章消防用設備等の技術上の基準の付加に関する通則的規定である。 消防用設備等の技術上の基準については、本来、政令・省令・告示の定めるところによるものとされているが、この技術上の基準は全国的に画一化されて適用される最低基準を示したものである。もし神戸市に、この基準をそのまま適用した場合は、大都市に共通に潜在する火災危険などの特殊性からみて、実態にそぐわないという問題が生ずる。そこで本条は、法第17条第2項の規定に基づいて、これら最低基準に対して付加的要素を加味した技術上の基準を定めたものである。従って、この付加基準と、政令・省令・告示との関係については、前提として、政令・省令・告示によるものである。
36	1	1	主たる用途に共する部分	技術基準第2章第1節第2「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」による。
		1	消防長の指定する地域	昭和38年12月消防告示第5号 ・北区有馬町一円
		2	簡易宿泊所	関係法令において、次のような規定があるが実態により指導するものとする。 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第2条第4項 「旅館業法施行令」（昭和32年政令第152号）第1条第3項 ・県条例，規則 「旅館業法施行条例」（昭和39年4月条例第63号）第4条 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準 「旅館業に係る施設の構造設備の基準などを定める規則」（昭和39年4月規則第70号）第5条 簡易宿所営業の施設の客室等の構造設備の基準 「旅館業法施行令の規定に基づく構造設備の基準を定める条例」（神戸市）平成16年3月条例第66号 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

条	項	号	事 項	基 準
		3	消防長の指定するもの	昭和38年12月消防告示第5号 ア ゴム工場の糊引場、貼場、バフ場、製品仕上げ場 イ 自動車修理場 ウ 塗装場
	2	1	火花を生ずる設備のある場所	グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。
		2	その他これらに類する電気設備のある場所	交流にあつては600V、直流にあつては750Vを超え、かつ、5kVA以上の電気設備（高圧又は特別高圧の電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断機、計器用変成器等）のある場所をいう。
		3	その他多量の火気を使用する場所	・火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として省令第5条の2に定める措置が講じられたものを除く。）を設けた厨房（個人住宅の厨房を除く。） ・営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所 ・工業炉及びかまどを設置する場所 ・熱風炉を設置する場所 ・公衆浴場の火焚場 ・火葬場のかま場 ・焼却炉を設置する場所
		4	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所	「核燃料物質」とは、「原子力基本法」（昭和30年法律第186号）第3条第2号及び「核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令」（昭和32年政令第325号）第1条第1号から第8号までに掲げる物質をいい、「放射性同位元素」とは、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）第2条第2項及び同法施行令（昭和35年政令第259号）第1条並びに放射線を放出する同位元素の数量等（平成12年科学技術庁告示第5号）に掲げるものをいう。
		5	可燃性の高圧ガス	高圧ガス保安法、容器保安規則（昭和41年5月通商産業省令第50号）第2条第29号に定めるもの。

条	項	号		事	項	基	準
36 の2				設 置 義 務 場 所	貯蔵場所 以下に規定する数量以上貯蔵する場所 1 液化石油ガス		

条	項	号		事 項	基 準
37	1	2	イ	共同住宅の部分	した対象物については本条に定める大型消火器の設置を免除することができる。 共同住宅に含まれる集会室，遊戯室，倉庫，機械室，電気室その他これらに類する室をいう。（寄宿舍，下宿は共同住宅に含まない。） なお，防火対象物の一部に一般住宅が存する場合は，この一般住宅は共同住宅の住戸とみなす。
		2 3		非 常 電 源 20分間放水することができる量	技術基準第3章第2節第3「非常電源」参照 技術基準第3章第2節第2 3水源(1)「水源水量」参照
	1 の2	1		地階，無窓階又は 4階以上の階に達する吹抜け部分を 共有するもの	例 図1，2参照 ただし，吹抜け部分に建基政令第112条第9項に定める縦穴区画が形成されていれば免除 例 図1 4階以上の階に達する吹抜け部分を共有する例 例 図2 地階に達する吹抜け部分を共有する例

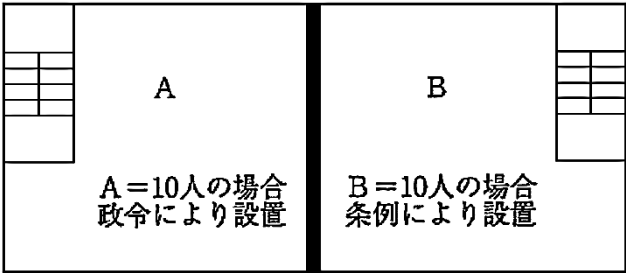
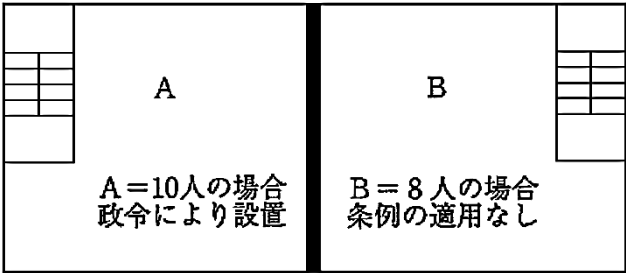
条	項	号	事	項	基	準
37 の2	1	3	建築物の階で、地盤面からの高さが31mを超えるもの		屋根の形状や天井の有無に関わらず、31mを超える部分が存する場合、該当するものとする。 スラブ等部分詳細 最上部屋根スラブ  この部分までの高さが 31mを超えるもの GL 要設置例 1 要設置例 2 	
38	1		令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はその部分		(13)項イに掲げる防火対象物及び(16)項に掲げる防火対象物のうち(13)項イの用途に供される部分をいう。 ただし、表中第1欄上欄に掲げる規定は、自動車車庫又は駐車場等について、その範囲を定めたものであるため、他の用途で類似のものにあつては、同様に取り扱われたい。	

条	項	号	事 項	基 準
			車両が同時に屋外に出ることができる構造のもの	道 路  第1号の規定の適用を受けるものは、延面積700㎡以上の防火対象物となっているが、延面積については、「駐車のために供する部分」という限定はないので、全体の延面積が設置の基準となる。ただし、車両が横に並んで駐車する車庫で、かつ、前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出ることができる場合、緩和される。 昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで人が運転又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。 
			吹抜け部分を共有する防火対象物	

条	項	号	事 項	基 準
38	1		駐車の用に供する部分 全出力1,000kW以上の変電設備 全出力1,000kW以上の発電設備 (特 例)	駐車する部分のほか、駐車場内の車路を含むものとする。 ただし、駐車場へ至る外部の誘導路は面積に算定しない。 油入機器とそれ以外の機器が同一場所（同一防火区画内）に存する場合も、それぞれの出力の和が1,000kW以上の場合は、水噴霧消火設備等の設置を要する。 燃料電池発電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備 「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取り扱いについて」（昭和51年7月20日消防予第37号）（参考） 次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置した場合は、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略して差し支えないものであること。 1 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれがなく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの 2 1,000kVA未満の容量の電気設備 3 密封方式のOFケーブル油槽 4 昭和48年消防庁告示第1号、昭和48年消防庁告示第2号、平成18年消防庁告示第8号又は昭和50年消防庁告示第7号に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備 5 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
39	3		警 戒 区 域	防火対象物の延面積が600㎡（当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあつては1,000㎡）以上となる場合には、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分は、別の警戒区域とすること。 運用的事項 1 2の階にわたって警戒区域を設定できる場合。 (1) 警戒区域の面積が500㎡以下の場合で、2の階にわたる警戒区域のいずれかの部分に階段が設けられている場合。

条	項	号	事	項	基	準
					(2) 階段及び傾斜路、エレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクト等を煙感知器で警戒する場合。 (注) 1 小屋裏は階ではないが警戒面積に算入する。 この場合警戒面積合計は500㎡以下であるから、一警戒区域とすることができる。 2 小屋裏を容易に点検することができるよう、必ず点検口を設けることが必要である。 立体的な設定例	
					2 面積を1,000㎡以下にできる場合 主要な出入口からその内部を見とることができる場合 (注) 主要な出入口とは、常時使用される室内外の出入口であって、直接屋外又は下階に直結しているものをいう。なお、これらに該当するものとしては、学校の講堂、体育館、屋内競技場、観覧場及び劇場等の客席部分があげられる。	

条	項	号	事	項	基	準
					事務室，倉庫，工場等は，荷物の積上げや機械類，ロッカー等が置かれるので，一般的に主要な出入口からその内部を見と おすことができる場合には該当しない。 平面的な設定例 (注) 1 ※位置に，つい立て等をおかない限り，見とおしができる出入口といえる。 2 原則的条件からすれば， (1600 (㎡) ÷ 600 (㎡) = 3 警戒区域)	

条	項	号	事 項	基 準
40	1		当 該 部 分 ご と	ある階部分に2以上の区画が生じ、その区画された部分から地上に直通する階段が1箇所となる場合は、その階の収容人員が10人以上で避難器具の設置が必要となる。 しかしながら、収容人員を算定した結果、必要となる避難器具の設置個数よりも、区画された部分の数が多い場合は、いずれかの区画された部分に設置すれば足りることとなり、小規模雑居ビルの避難安全対策の観点から、避難器具は階ごとに設置することに加え、区画された部分ごとに設置する必要があるため、条例で付加することとしたもの。 なお、区画された部分の政令及び条例の適用については、次のとおり運用すること。  

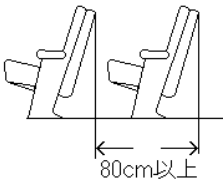
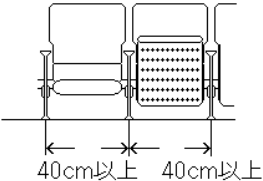
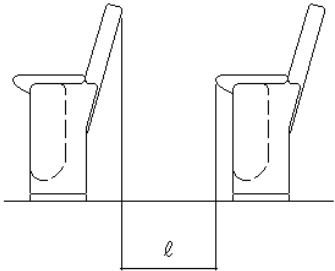
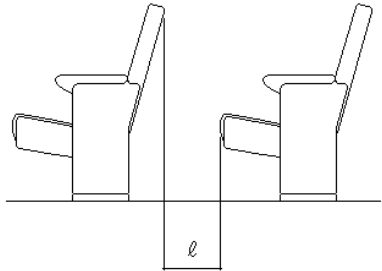
条	項	号	事	項	基	準																																
41	1				(適用の範囲) 本条により設置する避難用タラップは、下階においても使用 できるものであること。 なお、この場合において本条各号で設置する避難用タラップ は兼用することができ、さらに政令第25条により設置する避難 器具のうちの1とも兼用することができる。 (特例) 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物 全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視 ができる場合には、避難用タラップの設置を免除することがで きる。																																	
	1	1			<table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td>----</td><td>附加設置電路</td></tr><tr><td>—</td><td>消防法による電路</td></tr><tr><td>□</td><td>開閉表示用端子付バルブ</td></tr><tr><td>—</td><td>管路</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">表示警報項目</th></tr><tr><td>①</td><td>ポンプ吐出側止水弁</td></tr><tr><td>②</td><td>送水口止水弁</td></tr><tr><td>③</td><td>自動警報装置 制御弁</td></tr><tr><td>④</td><td>補助用高架水槽 止水弁</td></tr><tr><td>⑤</td><td>呼水槽 止水弁</td></tr><tr><td>⑥</td><td>自動警報弁 2次側 小区域制御弁</td></tr><tr><td>⑦</td><td>圧力タンク 止水弁</td></tr><tr><td>⑧</td><td>制御盤 電源灯</td></tr><tr><td>⑨</td><td>呼水槽 減水</td></tr><tr><td>⑩</td><td>貯水槽 減水</td></tr></table> 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備	凡 例		----	附加設置電路	—	消防法による電路	□	開閉表示用端子付バルブ	—	管路	表示警報項目		①	ポンプ吐出側止水弁	②	送水口止水弁	③	自動警報装置 制御弁	④	補助用高架水槽 止水弁	⑤	呼水槽 止水弁	⑥	自動警報弁 2次側 小区域制御弁	⑦	圧力タンク 止水弁	⑧	制御盤 電源灯	⑨	呼水槽 減水	⑩	貯水槽 減水	
凡 例																																						
----	附加設置電路																																					
—	消防法による電路																																					
□	開閉表示用端子付バルブ																																					
—	管路																																					
表示警報項目																																						
①	ポンプ吐出側止水弁																																					
②	送水口止水弁																																					
③	自動警報装置 制御弁																																					
④	補助用高架水槽 止水弁																																					
⑤	呼水槽 止水弁																																					
⑥	自動警報弁 2次側 小区域制御弁																																					
⑦	圧力タンク 止水弁																																					
⑧	制御盤 電源灯																																					
⑨	呼水槽 減水																																					
⑩	貯水槽 減水																																					
				(参考) 政令第25条に規定する避難器具については、上記特例内容に																																		

条	項	号	事 項	基 準
41	1	2	スプリンクラー設備が令第12条に規定する技術上の基準により設けられているもの	加えて、建基政令に規定する特別避難階段に準じた避難階段（前室は防火防煙区画され、排煙機能を有するものに限る。）が1以上設けられていることにより、政令第25条第2項第1号に定める個数を減ずることができるので、運用上注意すること。 スプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されている場合をいう。
	3		避難橋	技術基準第2章第2節第7「道路の上空に設ける通路」及び同基準第3章第2節第16避難器具2(8)「避難橋」の技術基準に適合するもの。
41 の2	4		その他避難のための施設 連結送水管	昭和53年消防庁告示第1号タラップ等固定的かつ外気に開放された避難施設を有したもの。 屋上に設ける放水口については、階段等が使用できず消防隊が有効に活動できない屋上は、放水口を設けないことができる。 また、放水口は、容易に視認できる場合は、赤色の灯火については設けないことができる。ただし、屋上が駐車場の場合はこの限りではない。
41 の4			消防長が防火上支障がないと認めた階	次のいずれかに該当する階 ア 特別避難階段又は屋外避難階段（平成14年消防庁告示第7号の屋内避難階段を含む）が設けられている階 イ 避難橋又は避難用タラップが設けられている階 ウ 外気に面するバルコニー等が避難上有効に設けられており、かつ当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられている階 エ 防火区画された小室が設けられており、その部分に避難器具等が設置されている階
42			基準の特例	本条は、政令第7条に掲げる消防用設備等の設置維持についての特例を規定したものである。これらをあらゆる場合に、そのまま適用するということは、防火対象物に存する火災危険の実情にそぐわない点が生ずるおそれがあるので、次に示す特殊

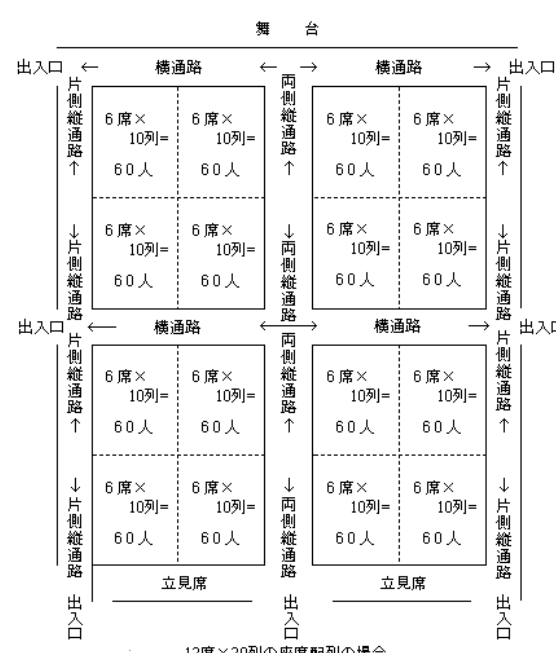
条	項	号	事 項	基 準
				な事情があると認められた場合に限り、これらの設置、維持についての規定は適用しない。 1 防火対象物の実態により緩和される場合。 政令第32条と同様、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合は、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ない」のいずれかが満たされれば、十分な防火安全性が確保できるものと認める。 ただし、出火危険や、延焼拡大危険が少ないものであっても、一度火災が発生した場合、避難上の障害、有毒ガス等の発生による人命危険発生のおそれのあるもの及び現在は前記状態にあっても将来事情が変更する可能性があり、かつ、その際に本章に定める基準に従って消防用設備等を設置することが困難と予想される場合は緩和の対象とならない。 2 予想しない特殊な消防用設備等その他の設備を用いることにより代替される場合。 現行法令によって設置する消防用設備等はその種類も限定され、かつ、省令の規格に適合するものでなければならないこととなっている。しかし、科学技術は、日々急速な進歩をとげており、将来非常にすぐれた設備が発明されることも予想される。したがってそのような新しく発明された設備が規格に適合しない消防用設備等であってもこれを設置した場合、現行法令による消防用設備等と同等以上の効力を有すると認められる。 政令第32条との違いについて 政令第32条の規定は、消防長又は消防署長が防火対象物の個別の状況から判断して消防上支障ないと認めたとき、防火対象物の関係者に課せられた法第17条第1項の規定に基づく政令で定められた消防用設備等の技術上の基準を適用しないことができる旨を定めたものである。 一方、本条の規定は、消防署長が防火対象物の個別の状況か

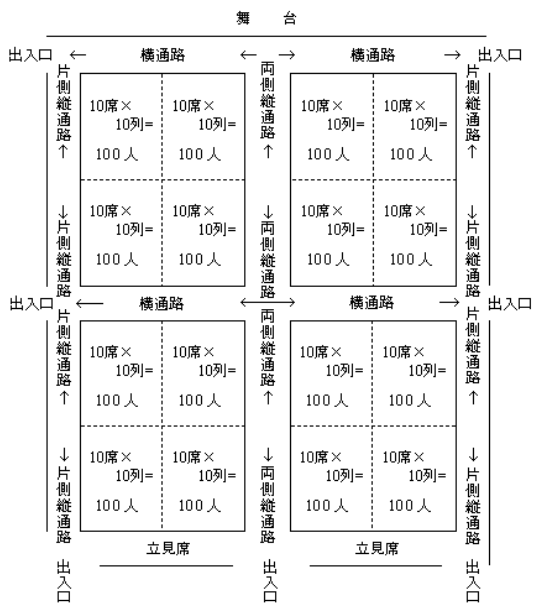
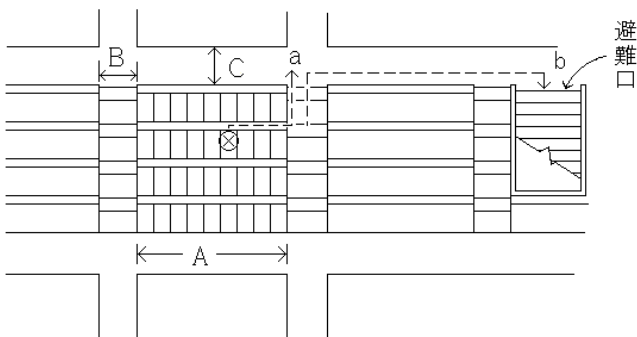
条	項	号	事	項	基	準
					ら判断して消防上支障ないと認めたとき、法第17条第2項の規定に基づく条例で定められた消防用設備等の技術上の基準を適用しないことができる旨を定めたものである。 政令第32条の規定は、本条後段の規定（予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき）が定められてないが、本条はこの規定を定めている。 これは、本条後段の規定に基づき、消防署長が法第17条第2項の規定に基づく条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備等の政令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めることができるようにするためである。 ただし、本条後段の規定を適用して、消防署長が法第17条第1項の規定に基づく政令で定められた消防用設備等に代えて、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置を認めることはできない。 この場合は、法第17条第3項の規定に基づき総務大臣の認定を受けなければならない。 なお、前1、2による場合であっても、必ずしも全面的に本条が適用されるものとは限らず、場合によっては部分的な適用となり、また代わりに他の消防用設備等を設けることによって適用する場合もある。	

第6章 避難管理

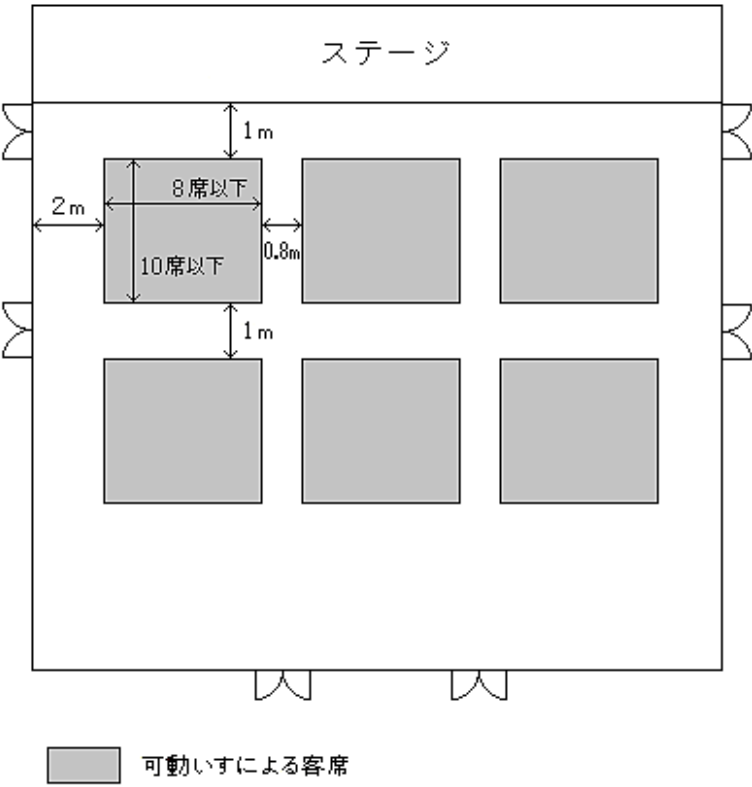
条	項	号	事 項	基 準
43	1	2	い す 背 の 間 隔 座 席 の 幅 い す 席 の 間 隔	いす背の間隔とは、前列のいす背の背面最先端からこれに面する後列のいす背の部分までの水平最短距離をいう。 (いす背の間隔)  80cm以上 (座席の幅)  40cm以上 40cm以上 前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し（図1参照）、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定する（図2参照）。 図1  図2  ℓ：いす席の間隔 なお、いす背等に、テーブル、コップ置き等が設置される場合で、それらが避難障害となる場合は、それらと後席の最前部の間の水平距離とする。 また、いすがリクライニング式（席を離れると自動的に座の位置が元に戻るものは除く。）のものにあつては、前席のいす背を最も倒した状態で測定する。

条	項	号		事	項	基	準
43	1	5	ア	いす席の基準席数		いす席の間隔に応じ，最大20席まで認める（表 1 参照。）	
						表 1 いす席の間隔と基準席数の関係	
						いす席の間隔（cm） A	基準席数 （小数点以下切捨て）
						35 以上 47 未満	8 +（A－35）
						47 以上	20
			イ	通過すると想定される人数		また，片側のみの通路とする場合にあっては，基準席数は表 1 の 2 分の 1（小数点以下切捨て）とすること。	
						座席配列，出入口の位置，階段の位置等により定まることとなるが，実務的には，劇場の設計者によって計画された座席から出入口までの避難経路について，その避難計画が適正であるかどうかを判断すること。	
						その際には，基本的に，座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。	
						なお，算定幅員は各通路ごとに，当該通路のうち，通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6cmを乗じた幅員とすること。	
				通 路 の 幅		算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては60cm，それ以外の縦通路にあっては80cm，横通路にあっては1 mとする。）のうち大きい方を用いることとなるが，各通路のどの部分においても各通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。	
						（参考）	
						上記の他，「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」（平成20年 4 月条例第 1 号）第24条の 3 から第28条を参考にすること。	

条	項	号	事	項	基	準
					(設計例) 12列×20列の座席配列  12席×20列の座席配列の場合	
					両側縦通路の計算 6列×10列×2ブロック×0.6cm/人=72cm<80cm (両側縦通路の幅員は80cm) 片側縦通路の計算 6列×10列×0.6cm/人=36cm<60cm (片側縦通路の幅員は60cm) 横通路の計算 6列×10列×2ブロック×0.6cm/人=72cm<100cm (横通路の幅員は100cm)	

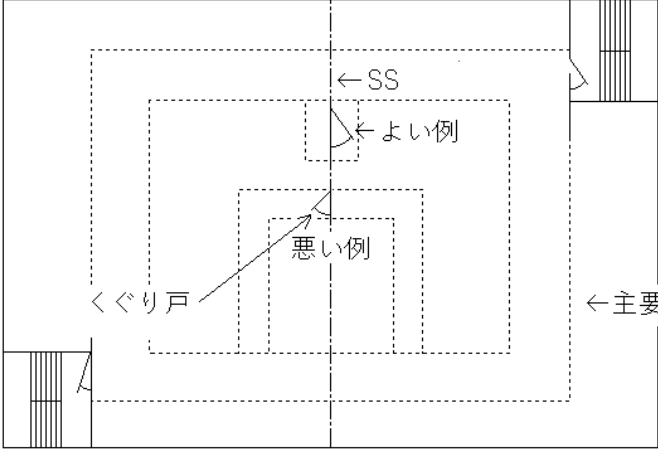
条	項	号	事	項	基	準										
					20列×20列の座席配列数											
					舞 台  20席×20列の座席配列の場合											
					両側縦通路の計算 10列×10列×2ブロック×0.6cm/人=120cm>80cm（両側縦通路の幅員は120cm） 片側縦通路の計算 10列×10列×0.6cm/人=60cm（片側縦通路の幅員は60cm） 横通路の計算 10列×10列×2ブロック×0.6cm/人=120cm>100cm（横通路の幅員は120cm）											
44	1	2	いす背の間隔	保 有 の 方 法	条例第43条の基準参照。											
		4			通路の床を色彩等により通路部分と他の部分とを明確に区分されていることが望ましい。											
			ア	通 路 を 保 有	(いす席を設ける客席の構造例)											
																
					<table><tr><td>A</td><td>10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下</td></tr><tr><td>B</td><td>80cm</td></tr><tr><td>C</td><td>1 m</td></tr><tr><td>a</td><td>各座席から歩行距離15m以下</td></tr><tr><td>b</td><td>各座席から歩行距離40m以下</td></tr></table>		A	10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下	B	80cm	C	1 m	a	各座席から歩行距離15m以下	b	各座席から歩行距離40m以下
A	10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下															
B	80cm															
C	1 m															
a	各座席から歩行距離15m以下															
b	各座席から歩行距離40m以下															

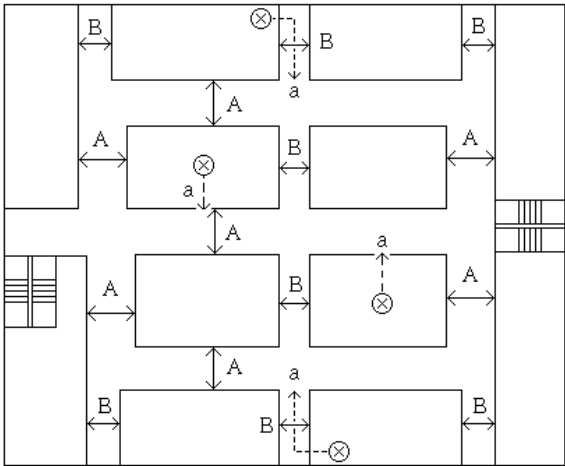
条	項	号	事 項	基 準
44 の2			消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合	欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列数以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの）等で、避難口その他避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。 なお、避難上支障がないことを確かめる手段としては、建基政令第129条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する方法（階避難安全検証法）等があるが、当該手段の選択については、所轄消防署との協議が必要である。 （いす席の固定） 劇場等の客席のうち、条例第43条第1項第1号の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる事項の全てに該当し、避難上支障がないと認められる場合は、いすを床に固定しないことができる。（別図―1「可動いすの設置例」参照） (1) 客席の部分の床面積が1,000㎡未満のもので、次の条件を満たす場合 ア いす背（いす背のないときは、いす背に相当するいすの部分）の間隔は、0.8m以上とし、座席の幅は、0.4m以上とする。 イ いす席に接して立見席がないこと。 ウ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅0.8m以上の縦通路を保有すること。 エ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に幅1m以上の横通路を保有すること。 オ 客席の外周部（客席の最前部を除く）に幅2m以上の通路を保有する。 (2) 客席の部分の床面積が1,000㎡以上のもので前(1)ア、イ、オによるほか、次の条件を満たす場合 ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅1m以上の通路を保有すること。

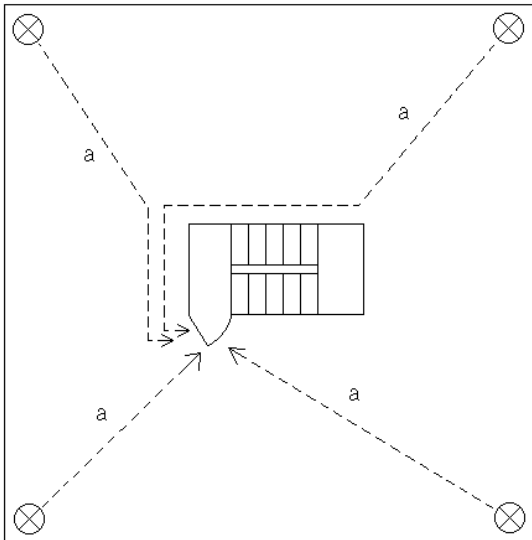
条	項	号	事	項	基	準
					イ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に1.5m以上の横通路を保有すること。 ウ いすを連結する等いすが容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。 エ 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置して避難経路の管理をすること。 オ 特例適用を受ける部分の防火管理は、防火管理に必要な知識、技能等を有する者に行わせること。また、あらかじめ防火対象物の防火管理者と必要な協議を行い、十分な防火管理体制を整えておくこと。	
					別図—1 可動いすの設置例 (1/2) 1 客席部分の面積が1,000㎡未満の場合 	

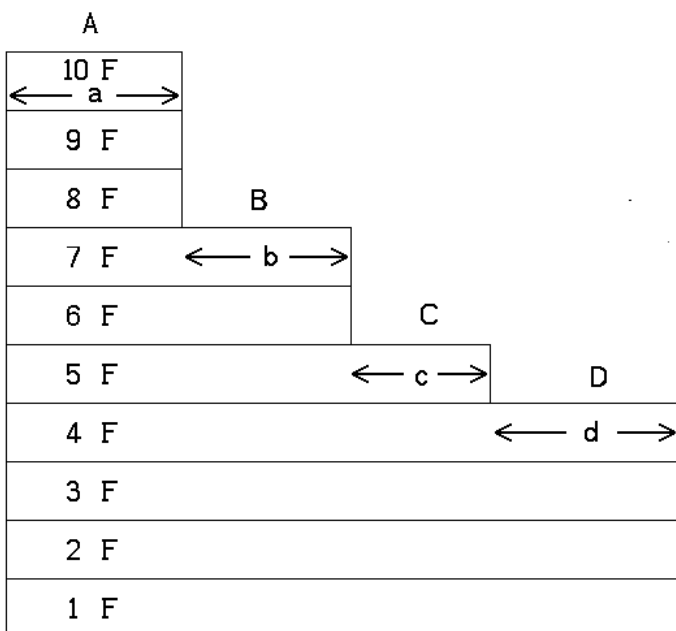
条	項	号	事 項	基 準
				別図―1 可動いすの設置例 (2/2) 1 客席部分の面積が1,000㎡以上の場合 （全席立見席とする場合） 第43条第1項第3号で、立見席は固定席の後方に奥行き2.4m以下としているが、この規定によらず全席立見席とする等の場合 (1) 立見席の定員は、立見席部分の床面積を0.2で除して得た数以下とすること。 (2) 立見席のブロック（避難用の通路に囲まれた一の客席エリアをいう。以下同じ。）の面積は128㎡以下とすること。 (3) 縦通路の幅員は、左右に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を0.8mとする。 (4) 横通路の幅員は、前後に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た数（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を1 mとする。

条	項	号	事 項	基 準
44 の3			ディスコ等の避難 管理	(5) ブロックの前部（横通路と立見席の間）には、高さ1.1m以上で使用状況に応じた堅牢な手すり等を設けること。なお、ブロックの側方及び後方と通路の境界には、当該床面に反射テープ等（幅5 cm以上が望ましい）で明示すること。 (6) 舞台と立見席最前ブロックとの間は1 m以上の空間を確保すること。 (7) 警備員は、ブロックごとに配置すること。 (8) 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置して避難経路の管理すること。 (9) 「避難計算方法」（P234参照）により避難時間の評価を行うこと。 （事務処理） 1 関係者は、「劇場・百貨店等（喫煙管理・客席基準）特例適用願出書」（正副各一部）の提出により緩和を願い出るものとする。（P233参照） 2 願出書の内容を審査した結果、基準緩和適用に際しての要件等があれば明記し、副本には条規に定める届出済印を押印して、届出者に返却するものとする。（P90参照） 3 関係者には、願出書の写しを防火管理台帳に編冊するとともに、消防計画に当該内容を明記しておくこと。 （趣旨） ディスコ、ライブハウス等多数の客が密着状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業している店舗等では、特に避難管理を徹底する必要がある。 このような営業形態の店舗等においては、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等非難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。

条	項	号	事 項	基 準
44 の 3			その他これらに類するもの 非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない	ディスコ又はライブハウスと類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上の安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設等（キャバレー、カラオケルーム、カラオケBOX等）が該当する。 自動火災報知設備が設置されている場合は、当該設備に連動し、特殊照明、音響を停止し、かつ、避難上有効な明るさ（床面において1 lx以上の照度）を有するものとする。また、自動火災報知設備が設置されていない場合は、ワンタッチ操作により特殊照明、音響を停止し、かつ、避難上有効な明るさを有するものとする。
46			百貨店等の避難通路	（設置上の注意事項） 避難通路を要する売場又は展示部分について、面積区画のシャッター等がある場合、当該シャッター等のくぐり戸は、建基政令第112条第14項第2号に適合し、主要避難通路等に近接して設けるよう、留意すること。 （図例）  SS：面積区画用シャッター

条	項	号	事	項	基	準																
46	1		屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する		主要避難通路は、バックヤード等の部分を含めて屋外へ通ずる避難口又は階段まで直通するように保有しなければならない。 なお、直通するとは、「直接に通ずる」ということであり、「直接的に通ずる」こと（避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存在すること）は、必ずしも必要でない。																	
	1	}	売場又は展示部分の床面積		売場又は展示部分（以下本文において「売場等」という。）の床面積は、百貨店等の階のうち、市場等のように、売場等と売場等が界壁で区画され、かつ、廊下等が明確であるものが存するものにあっては、それぞれの売場等について算定するものとする。																	
	2																					
	3		主要避難通路に至る歩行距離が20m以下となるように保有しなければならない		（主要避難通路及び補助避難通路の保有例）  <table><tr><th>A (主要避難通路)</th><th>幅</th><th>売場又は展示部分の床面積</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>1.2m以上</td><td>150㎡以上</td></tr><tr><td>1.6m以上</td><td>300㎡以上</td></tr><tr><td>2.0m以上</td><td>1,500㎡以上</td></tr><tr><td>B (補助避難通路)</td><td colspan="2">1.2m以上（売場又は展示部分の床面積が600㎡以上）</td></tr><tr><td>a</td><td colspan="2">20m以下（歩行距離）</td></tr></table>		A (主要避難通路)	幅	売場又は展示部分の床面積		1.2m以上	150㎡以上	1.6m以上	300㎡以上	2.0m以上	1,500㎡以上	B (補助避難通路)	1.2m以上（売場又は展示部分の床面積が600㎡以上）		a	20m以下（歩行距離）	
A (主要避難通路)	幅	売場又は展示部分の床面積																				
	1.2m以上	150㎡以上																				
	1.6m以上	300㎡以上																				
	2.0m以上	1,500㎡以上																				
B (補助避難通路)	1.2m以上（売場又は展示部分の床面積が600㎡以上）																					
a	20m以下（歩行距離）																					

条	項	号	事 項	基 準
46 の2	3		階段，出口等に至る歩行距離が20m以下となるように保有しなければならない	当該階における売場又は展示部分の各部分から，階段，出口等に至る歩行距離が20m以下となる場合は，主要避難通路を保有しなくてもよいものと解するものとする。 (例)  ※ a は，歩行距離20m以下。
			一時避難広場	(趣旨) 避難階以外の階から避難する場合，階段等の施設を利用して地上へ避難するのを原則とするが，過去の火災時例に鑑み屋上に一時避難広場を設け安全に上方又は水平避難を行うことにより人命の保護を図ろうとするものである。 (特例) 1 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており，防災センター等において常時機能監視ができる場合も，本条第2項に規定する屋上広場の面積の2分の1以下として差し支えない。 2 本条第1項第1号又は第3号に掲げる防火対象物で，条例第49条第2項に定める2方向避難経路が確保されたものにあつては，本条第1項に規定する屋上広場はヘリコプターの緊急離着陸場等を設ける場合の当該必要部分を除き，その全てを減ずることができる。

条	項	号	事	項	基	準
46 の2	1 }	2			(屋上広場保有例)  ※1 a, b, c, dは, 屋上部分A, B, C, Dに対応する直下階の床面積を表わす。 ※2 (1) $\frac{a}{2}$の面積の広場をAに設ける (Bでは不可)。 (2) $\frac{b}{2}$の面積の広場をB又はCに設ければよい。 (3) $\frac{c}{2}$の面積の広場をC又はDに設ければよい。 (4) dに対応する広場は設けなくてもよい。 (5) 上記(1)~(4)にかかわらず, A, B, C, Dが屋外階段等で連絡されているときは$\frac{a+b+c}{2}$の広場をA, B, C, Dのいずれかの位置に設ければよい。 有効な屋上広場とは, 次に掲げる措置等が講じられているものの等をいう。 1 屋上広場に物品等 (容易に移動できるいす, テーブル類を除く。) が置かれていないこと。 2 屋上広場の周囲には, 安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁, さく又は金網が設けられていること。 (建基政令第126条第1項参照) 3 百貨店等の屋上に, 駐車用の供する部分が設けられている場合は, 当該部分の面積は有効な屋上広場に含まれないも	
	1		一時避難のための有効な屋上広場			

条	項	号	事 項	基 準
	1		避 難 器 具	のとする。 なお、ヘリコプターの緊急離着陸場等を設ける場合は、当該部分は一時的避難広場の面積に参入することができるものとする。（ただし、転落防止用の1.1m以上の手すり、柵等が設けられている部分に限る。）（技術基準第2章第1節第12「屋上緊急離着陸場等」5.(2)イ「緊急救助用スペース」中、〔キャットウォーク型〕によること。） 避難器具の種類等は、次のとおりとする。 1 避難器具の種類は、政令第25条第2項表中「6階以上の階」に適応する器具（ただし、避難はしごは固定はしごに限る。）及び条例第41条第2項に規定する構造の避難用タラップであること。 2 避難器具の設置の方法は、政令第25条第2項及び規則第27条並びに条例第41条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によるものとする。
	3	6	消防長が指定した 防火対象物 減ずることができる	現在のところ指定されていない。 本条第2項に規定する屋上広場の面積の2分の1以下とする。

条	項	号	事	項	基	準												
47		1	消防長が指定した 防火対象物	見 や す い 箇 所	平成21年3月消防告示第1号により指定。 1 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物 2 政令別表第1に掲げる防火対象物（同表(2)項ニに掲げる防火対象物を除く。）の部分で、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの。 見やすい箇所とは、次表の部分进行う。	<table><tr><th>用 途</th><th>避難経路図を掲示する部分</th></tr><tr><td>劇場等</td><td>ロビー，喫煙所，廊下，階段の出入口等</td></tr><tr><td>百貨店等，地下街</td><td>階段の出入口，エレベーターホール及びエスカレーターの乗降口，喫煙所等</td></tr><tr><td>旅館，ホテル宿泊所</td><td>宿泊室，廊下，階段の出入口，ロビー等</td></tr><tr><td>病院</td><td>病室，待合所，廊下，階段の出入口等</td></tr><tr><td>(2)項ニ</td><td>受付カウンター，階段の出入口等各個室</td></tr></table>	用 途	避難経路図を掲示する部分	劇場等	ロビー，喫煙所，廊下，階段の出入口等	百貨店等，地下街	階段の出入口，エレベーターホール及びエスカレーターの乗降口，喫煙所等	旅館，ホテル宿泊所	宿泊室，廊下，階段の出入口，ロビー等	病院	病室，待合所，廊下，階段の出入口等	(2)項ニ	受付カウンター，階段の出入口等各個室
用 途	避難経路図を掲示する部分																	
劇場等	ロビー，喫煙所，廊下，階段の出入口等																	
百貨店等，地下街	階段の出入口，エレベーターホール及びエスカレーターの乗降口，喫煙所等																	
旅館，ホテル宿泊所	宿泊室，廊下，階段の出入口，ロビー等																	
病院	病室，待合所，廊下，階段の出入口等																	
(2)項ニ	受付カウンター，階段の出入口等各個室																	
			避難経路図		避難経路図の様式は，次のとおりとする。 1 避難経路図は，入場者，利用者等に対し避難口，避難階段，避難器具の設置場所，現在地が一見してわかるものとし，現在地から2方向に避難できる経路を原則として緑色で示したものであること。 2 避難経路図の大きさは利用者等が容易に確認し把握できる大きさ（概ね1㎡とする。ただし，宿泊室，病室にあっては，概ね「J I S A列4番」の大きさとする。）とし，前記1の内容が確認できるものであれば，店内案内図と兼用してよいこと。 (特例) 延べ面積300㎡未満の百貨店等で，売場又は展示部分からすべての避難口が容易に見通せる場合には，避難経路図を掲示しないことができる。													

条	項	号	事	項	基	準				
47		2		適 当 な 数	適当な数とは、次表のとおりとする。					
		<table><tr><td>用途</td><td></td></tr><tr><td>劇場等</td><td>常駐人員の数</td></tr><tr><td>百貨店等，地下街</td><td>(1) 各階ごとに当該階に通ずる階段数の3倍の数以上 (2) 保安室には，常駐人員の数以上</td></tr><tr><td>旅館，ホテル，病院</td><td>(1) 各室1以上，ただし大部屋にあっては，おおむね5人に1個とする。 (2) 夜間に勤務する者の数以上</td></tr><tr><td>(2)項ニ</td><td>(1) 各室1以上（受付時の貸出しでも可） (2) 夜間に勤務する者の数以上</td></tr></table>			用途		劇場等	常駐人員の数	百貨店等，地下街	(1) 各階ごとに当該階に通ずる階段数の3倍の数以上 (2) 保安室には，常駐人員の数以上
用途										
劇場等	常駐人員の数									
百貨店等，地下街	(1) 各階ごとに当該階に通ずる階段数の3倍の数以上 (2) 保安室には，常駐人員の数以上									
旅館，ホテル，病院	(1) 各室1以上，ただし大部屋にあっては，おおむね5人に1個とする。 (2) 夜間に勤務する者の数以上									
(2)項ニ	(1) 各室1以上（受付時の貸出しでも可） (2) 夜間に勤務する者の数以上									
		3		携 帯 用 電 灯 就寝施設を有するものにあっては，就寝場所に	携帯用電灯のほか，携帯用メガホンの備え付けがのぞましい。 24時間営業，深夜営業を営む施設における個室部分も含むものとする。 なお，個室に常備が困難な場合は，受付時に利用者に貸し出しし，利用終了後返却することでも足りるものであること。					
48		4		公衆の見やすい場所	公衆の見やすい場所とは，劇場等の出入口，入場券発売窓口等をいう。					
49	1			防火対象物の安全避難	(趣旨) 本項は，政令別表第1に掲げる防火対象物における避難対策の基本的理念を宣明にしたものである。 本項が設けられたことにより，第2項の適用を受ける防火対象物以外のものであっても，同項に規定する2方向避難経路に準ずるものを確保するよう努めなければならないことになる。 (趣旨) 政令別表第1(5)項及び(6)項の対象物は，就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のあるもののための施設であり，避難開始が遅れるなど，過去において，火災発生時に居室内に閉じ込められ，あるいは窓等より飛び下りて死傷する例が多いことなどに鑑み，設けられたものである。 (適用の範囲) 政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)					
		2								

条	項	号	事	項	基	準
	2				項に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の2方向避難経路は、就寝部分について確保するものとする。 1 増築とは、既存建築物の床面積を増加させることをいい、増築部分に適用される。 2 既存建築物の部分で、大規模の修繕又は大規模の模様替に至らない修繕又は模様替の部分についても、外壁工事を伴うものについては、適用されることがある。 3 その他の既存部分についても準じる。 1 改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引続き、これと用途、規模、構造の著しく異なるない建築物を建てることをいい、改築部分に適用される。 建築物が、従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。 2 改築部分以外の部分は、前記増築2、3による。 移 転 移転とは、既存建築物の敷地及びこれと一段をなす土地内において移転することをいい、曳行移転以外は適用される。 建築物を外の敷地へ移す場合は、新しい敷地について新築又は増築となる。 大 規 模 の 修 繕 1 政令第34条の3に規定する大規模の修繕をいい、大規模の修繕部分に適用される。 2 大規模の修繕部分以外の部分については、前記増築2、3による。 大規模の模様替え 1 政令第34条の3に規定する大規模の模様替えをいい、大規模の模様替え部分に適用される。 2 大規模の模様替え部分以外の部分については、前記増築2、3による。 防火対象物のうち… 部分の新築… … 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物に存する同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築等をする者とは、当該防火対象物の全体又は当該部分について新築、増築等をする関係者等をいい、用途変更を行うものもこれ	

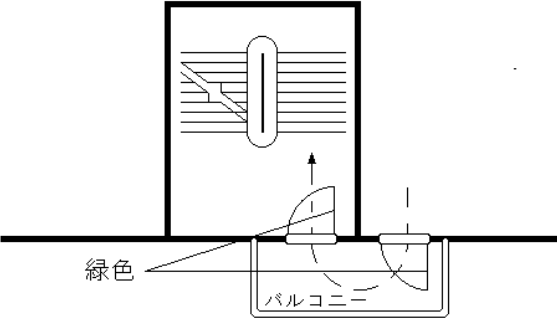
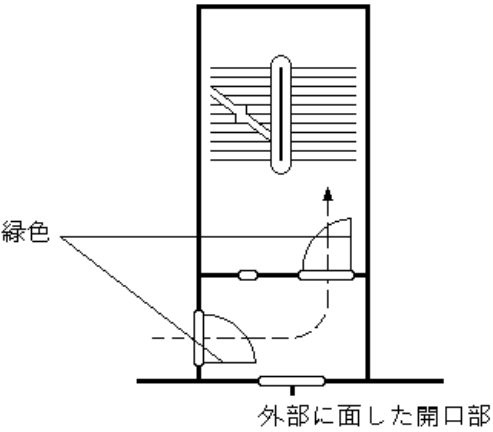
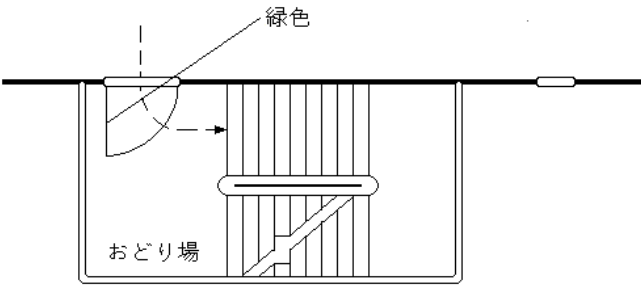
条	項	号	事 項	基 準
49	2	1	する者	に準じて行うこと。
			2 方向避難経路	技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」3「用語の定義」((6)を除く)～6「避難空地からの避難通路」による。
			延べ面積が6,000㎡未満の防火対象物	ここでいう延べ面積とは、(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに(16)項に掲げる防火対象物のうち(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の面積の合計をいう。
49	3		有効にスプリンクラー設備を設置するとき	技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」3(6)「有効にスプリンクラー設備を設置する場合」及び7「二方向避難経路の確保」による。
			(6)項に掲げる防火対象物	(6)項に掲げる防火対象物については、災害弱者を収容することから、全周バルコニーを設置する等、容易に避難できるよう居室等を経由することなく、バルコニーから直接、階段室(附室)(避難階段又は特別避難階段に限る。)に到達できるものとする。
49 の2	1	3	避難上支障がないと認められる場合	避難口付近で、大規模な滞留等が発生するおそれがない場合等をいう。
		4	内開き以外の戸	(特例) 居室から廊下に至る箇所に設ける扉については、廊下での避難障害が無く、かつ、小規模居室又は特定人の利用する場合に限り、内開き戸とすることができる。 (適用の範囲) 前号の戸のうち、無人若しくは無人に近い状態になる場合は、本号は適用しないことができる。ただし、建基政令第125条の2第1項各号に該当する場合はこの限りでない。 (適用例) 1 事務所ビルで、夜間無人になる場合は、本号を適用しないことができる。 2 病院、ホテル、旅館、カラオケボックス等については、全て本号を適用する。

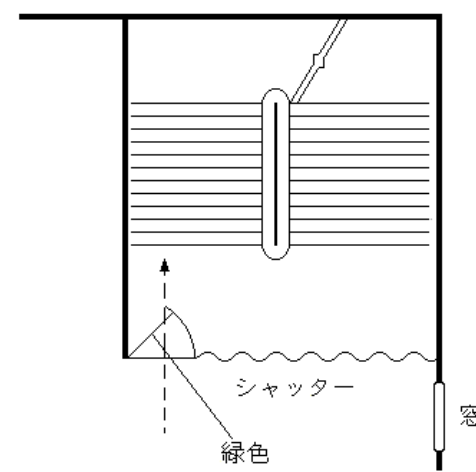
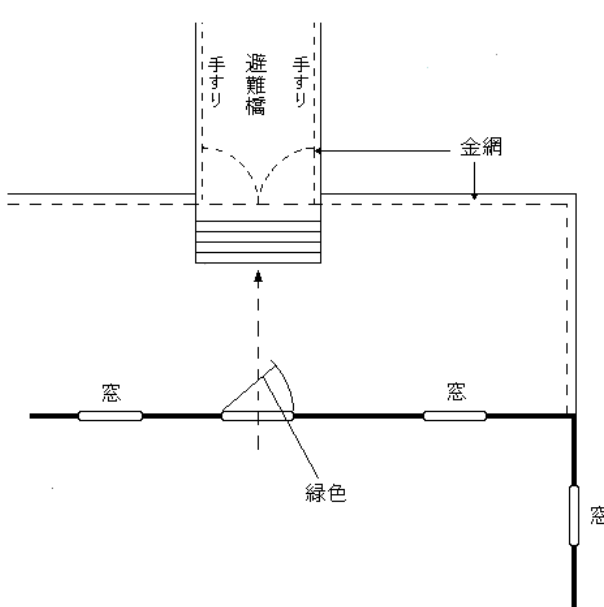
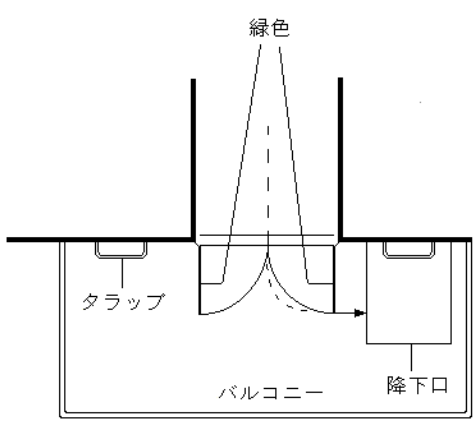
条	項	号	事 項	基 準
	1	4	非常時に自動的に解錠できる構造 (屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる機能)	自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造等のものをいう。 避難しようとする際に、鍵，ＩＤカード，テンキー等を用いることなく，その扉に付属するサムターン，非常開放装置等により解錠できる機能をいう。また，次のものとは同等とみなす。 政令別表第１にかかげる防火対象物の避難口に設ける扉に「電気錠」を設置する場合で，次の１，２，３の全てに該当する場合は，「屋内から鍵等を用いることなく解錠できる構造」と同等のものとする。 １ 防災センター，ナースセンター等に設置された制御盤で施錠状況を監視でき，かつ一斉解錠できること。 ２ 停電時には自動的に解錠できること。 (非常電源が作動しても解錠状態が維持できるものとすること) ３ 停電時に手動開放できるなど避難上支障とならない構造とすること。 (届出) 電気錠を避難口の扉に設置する場合は，条例第56条の３（消防用設備等の工事計画届出等）に準じた届出をおこない，次の書類を添付する。 １ 平面図（電気錠，制御盤の位置を示したもの） ２ 電気錠，制御盤の機能が確認できる仕様書，カタログ等 (趣旨) 政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物に存する部分を含む。）の関係者は，当該防火対象物又はその部分のバルコニー等に破壊板等が設けられている場合は，当該破壊板等を避難の際，通行，破壊等が阻害されないよう管理しなければならないもので，前条の規定が設けられたことに伴い，規定されたものである。 なお，本項の防火対象物におけるバルコニー等以外の避難施設等及び本項の防火対象物以外のものにおけるバルコニー等の避難施設等は，従前どおり，本条第１項により管理しなければ
	2			

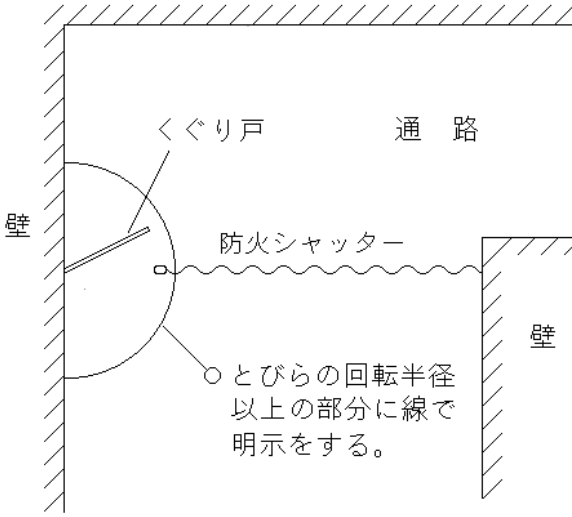
条	項	号		事 項	基 準
49 の2	2			通行，破壊，操作 等が阻害されない	ならないものである。 表示の例は，技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」8 「避難施設等の管理」(1)による
49 の3	1			(16) 項 イ 高 層 建 築 物 緑 色 の 表 示	技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」8「避難施設等 の管理」(2)による (特例) (5)項口の用途部分を除く。 (特例) (5)項口の用途部分を除く。 技術基準 第2章第2節第14「避難口の扉等の緑色表示の基 準」による。

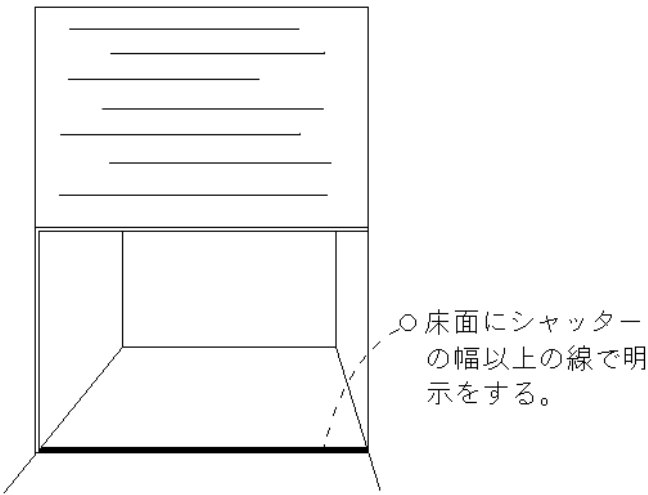
条	項	号		事 項	基 準
					(削除)

条	項	号		事 項	基 準
					(削除)

条	項	号	事 項	基 準
				3 表示例 (1) 特別避難階段 (例 1)  (例 2)  (2) 屋外階段 

条	項	号	事	項	基	準
					(3) くぐり戸付シャッター 	
					(4) 避難橋 	
					(5) 避難器具 	

条	項	号	事 項	基 準
49 の3	2		扉等の床面には、他の部分と明確に区別できる表示	1 表示方法は次によること。 (1) 扉又はくぐり戸が設けられている床面にあつては、当該扉等の回転半径以上の部分について、次のいずれかにより表示すること。 ア 床面の色と異なる色で全面塗装する。 イ 床面の色と異なる色のタイルを設ける。 ウ 点線又は実線を設ける。 エ 他の部分と明確に区別できる措置を講ずる。 (2) シャッター等が降下する床面には、当該シャッター等の幅以上の線で表示すること。 2 表示例 (1) くぐり戸等 

条	項	号	事	項	基	準
					(2) シャッター等  ○床面にシャッターの幅以上の線で明示をする。 (表示の代替) 床面に表示をしても効果が得られない場合は、次に掲げる項目のいずれかに満足させることにより、床面に表示しているものと同等とみなして差し支えないものとする。 1 扉自体に、他の部分と明確に区別する旨を表示する。 2 扉又はその付近にセンサーを設けて、扉の閉鎖障害に対して警報等を発する構造とする。 (表示例1) 防火戸の開閉障害とならないよう、この付近に物を置かないで下さい。 (表示例2) ここは火災等の際防火戸が閉まるところです。物品を置くと扉が閉まらなくなります。物を置いてはいけません。	

条	項	号	事 項	基 準
				(表示例3) 非常の際、防火戸が有効に閉鎖しないので、絶対に物品の放置等はしないこと。 (表示例4) <u>FIRE NOTICE</u> THIS AREA MUST BE KEPT CLEAR OF ALL OBSTRUCTIONS ※ 表示の大きさ、色等は、扉及び周囲の状況に合わせ、視認性の高いものとする。
49 の4	1		共 用 部 分	廊下及び階段（外部の気流が常時流通するものを除く。）をいう。
49 の4	2		避難器具等を設ける	屋外階段等避難上有効な施設を設けている場合を除く

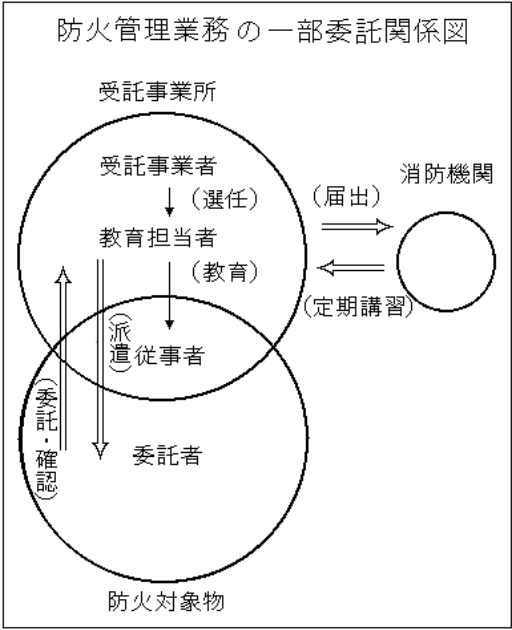
第7章 防 火 管 理 等

条	項	号	事 項	基 準
50 の2		1	防火設備に近接	本号が火災時における防火戸のふく射熱により付近にある可燃物を燃焼させないことを趣旨とするものであることに鑑み、概ね30cm以上離すものとする。
50 の3	1	1	車両又は歩行者が容易に接触する恐れのある場所	1 道路に面し、車両が衝突するおそれのある場所。 2 工場入口、工場道路等で、通行する人等が接触して災害が発生するおそれの多い場所。
		2	日光の直射をさける	1 夏季において日光の直射を1日6時間以上受けないこと。 2 1日6時間以上の直射日光を受ける場合にあっては、日光をさえぎる措置が講じられていること。（日光をさえぎる措置とは、軽量な不燃性又は難燃性の材料を使用した屋根等により日光をさえぎる方法をいう。）
		3	バルブ類の折損等による漏洩を防止するために必要な措置	転等、転落等による衝撃を防止する措置をいい、次の基準によること。 1 容器置場に置く場合 (1) 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。 (2) 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。 (3) 10kg容器にあっては、原則として、2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。 2 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合 (1) 前1(1)の基準による。この場合、充填容器等の設置位置は、屋根又は庇の垂直投影面の内側の位置であること。 (2) 充填量10kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構造物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。
			火災予防上支障ある場所	障壁等の防護措置を講じた場合を除いた次の場合をいう。 1 消火活動上又は避難上支障ある位置 (1) 避難口、避難施設の直近、階段下

条	項	号	事 項	基 準
	2		標 識 の 掲 出 掲出標識の特例	(2) 床下，地下室 (3) 崖崩れ，山崩れ等で土砂が流入するおそれが極めて高い場所 2 可燃性ガス又は酸素の消費に使用する設備（家庭用設備を除く。）の場合は，喫煙，火気（当該設備内のものを除く。）及び引火性又は発火性の物から5 m以内の場所 3 容器置場の場合は，火気設備から2 m以内の場所 貯蔵・取扱い数量に関係なく掲出しなければならないが，次の場合は掲出しないことができる。 1 液化石油ガス法第2条第2項で規定する一般消費者等の用に供する場所で貯蔵し，又は取り扱う場所。 2 建物外に貯蔵庫あるいは専用置場を設けて貯蔵し，貯蔵場所の表示及び警戒標（「火気厳禁」，「L P ガス容器置場 ㊤」等）を掲出している場合。 条例別表で規定する標識を掲出することを原則とするが医療用，ガス分析用等としてビル内等で微量の高圧ガスを貯蔵，取扱う場合においては次の標識を当該部屋の入口の目につきやすい場所に掲出することができる。 地，文字及び塗色は，条規別表で規定する標識に準ずるものとする。 7 cm 以上 ガス名 20 cm 以上

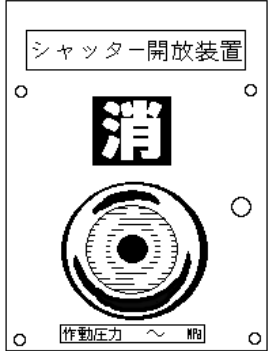
条	項	号	事 項	基 準
50 の4	1		掲 出 場 所	建物の入口で、目につきやすい場所とし、入口が2以上ある場合は各入口に掲出する。
			防 火 の 管 理	概ね次の事項について予め定めるとともに、その内容を実行し、かつ、その内容について従業員等に周知徹底させることを内容とする。 1 火気の使用又は取扱いに関する事項 2 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関する事項 3 火災等の災害が発生した場合における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項
	2		管理について権原を有する者	法第8条1項に定める管理について権原を有する者と同じ。
	4		定期的 に 実施 あらたに従業員を配置するとき 防火上必要な教育	年1回以上の実施が望ましい。 新規採用、配置転換等いずれの場合においても、あらたに配置するものをいう。 1 法第8条第1項に規定する防火対象物については、概ね次のような教育を行うものとする。 (1) 消防計画の概要に関する事項 (2) 自衛消防組織における各人の役割分担に関する事項 (3) 当該従業員の職場に設置されている防火及び避難施設・設備等の周知、取扱方法等に関する事項 (4) 災害発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項等 2 前1以外の防火対象物については、概ね次のような教育を行うものとする。 (1) 火気の管理に関する事項 (2) 危険物等の取扱い等に関する事項 (3) 当該従業員の職場に設置されている防火及び避難施設・設備等の周知、取扱方法等に関する事項 (4) 災害発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項

条	項	号	事 項	基 準
50 の4 の2	3		防災センターの設置	非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段と容易に連絡できる位置に設けること。
		1	この限りでない	止むを得ない事情で、地階に設ける場合は、浸水対策及び消防無線を使用するに当たり支障がないような措置を講じること。
		2	直接地上に通ずるもの	防災センターに設けられる直接地上に通ずる出口は、防災センターに勤務する従業員等の非難に使用するものであり、かつ、消防隊の防災センターへの進入路にも使用するため、当該出入口は、道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に面しているものであること。
		3	防 火 区 画	他の部分と防火区画し、防災センターに勤務する者の仮眠、休憩をする部分が有る場合は当該部分とも防火区画をすること。 なお、換気、空調は専用の設備とすること。
		4	有 効 な 照 度	床上80cm以上の位置で500lx以上
50 の4 の3	1	5	非 常 電 源	有効な照度を1時間以上給電できる能力を有すること (趣旨)
				防火管理は、防火対象物の管理権原者、防火管理者及び省令第3条第1項に掲げられているような防火管理上必要な業務に従事する者が、それぞれの役割に応じて適切に業務を行い責任を果たすことによりその安全が図れるものである。
				当該業務の一部を部外者に委託する防火対象物については当該業務の受託者においても、条規の責任を負担するものとして、当該受託者の従業員として実際に当該業務に従事する者の防火管理に関する知識等の充実を図る必要がある。
				また、受託者においても、自らの責任の一部を部外者に委託する以上は、当該受託者の業務体制、当該知識等の充実程度等に配慮しなければならないものである。
				条規第7条参照。
			防火管理上必要な業務 担当する事務所	本社、支社、営業所等で直接防火管理業務に従事する者を派遣する一定の目的と計画に基づいて経営する経済活動を反復継続して行う諸所を指し、現場詰所、休憩所等に準ずるものは担当事務所に該当しない。

条	項	号	事	項	基	準
50 の4 の4					(趣旨) 防火管理業務の一部を外部に委託する者は、受託した業務に従事する者が、その防火対象物の防火管理体制を十分理解しないままその中に組み込まれるおそれがある。防火管理業務の一部を委託したとしても法令上の防火管理責任は委託者にある。委託にあたっては防火管理業務従事者の能力を確認するため、受託事業所の業務体制や教育体制をチェックしてから防火管理業務の委託をすべきである。 上記趣旨の関係図  「業務体制が整備されている」とは、 受託事業所（※特定労働者派遣事業（常用雇用型）、一般労働者派遣事業（登録型））で厚生労働大臣に対し、許可又は届出がされていること。 (趣旨) 総合操作盤の構造、機能及び操作方法等、近年技術の進歩に伴い、ますます複雑になってきたにもかかわらず、これらの監視業務等に従事する者の技能知識が追いつかず、火災時等には十分な対応ができないという可能性もあるため、当該業務の重要性を考慮し、消防長が定める講習を受講した者でなければ、これに従事できないもので、講習制度等を条例・条規で、また	
50 の4 の5	1			業務体制が整備されていること		

条	項	号	事 項	基 準
50 の4 の6	2		総 合 操 作 盤	消防告示で講習実施機関及び、講習内容を定めたもの。 防災センターにおいて建物内に設置されている防災関連設備の集中監視及び制御を行うほか、ビル管理に必要な設備機器類の監視制御も含めてビルの総合的な防災監視を行う機構をいう。
			これに類する制御盤、操作盤等で消防長が定めるもの	平成17年10月消防告示第2号による スプリンクラー設備及び放送設備が併設された防火対象物に設置されている当該消防用設備等の制御盤及び操作盤。 なお、法令義務により設置されたものに限る。ただし、政令別表1(5)項イ及び(6)項に掲げる防火対象物のうち自主設置されているものについては講習の受講に努めるものとする。
			消防長が定める講習	平成21年7月消防告示第1号による (趣旨) 自動火災報知設備又は放送設備の操作又は監視の業務を警備会社等に委託した場合、防火管理経験のない警備員等が派遣される場合が多く、過去の火災事例においても、これら警備員等の防火管理知識等の不足により被害を大きくする傾向にあったため、これらの委託業務に従事する者は、必要とされる知識を習得した者でなければならない。 さらに上記に限らず、委託しない場合においても、当該消防用設備等の操作又は監視の業務を行わせる場合は、政令第3条第1項第1号に該当する者又は条例第50条の4の5に定める講習を受けた者に従事させるものである。
			他に委託して行わせる場合	委託を受けた者が常駐する場合のほか、常駐はしないが巡回方式により業務を行う場合等、その形態にかかわらず当該業務を委託して行わせる場合はすべて該当する。
50 の5			高圧ガスを販売する事業者	高圧ガス保安法第20条の4に規定する販売事業の届出及び液化石油ガス法第3条第1項に規定する販売事業の登録を受けた者。
			指 導	- 消費設備の位置、構造、設備に関すること。 - ガスの性質等に関すること。 - 適正な器具の取扱いに関すること。

条	項	号	事 項	基 準
50 の6	2		前項に規定する訓練と併せて実施することができる	4 その他火災予防に関し必要な事項 5 条例第51条の3に規定する消防機関への届出が必要な消費者教育は原則として年1回以上実施すること。 前項に規定する訓練と規則第3条第10項に規定する訓練を異なった時期に実施すれば、年間4回消火訓練及び避難訓練を実施することとなるため、これらを併せて実施すれば年間2回で済ませることができるとするものである。(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に基づく訓練を除く。)
			50 の9 その他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗 床面積の合計が1,000㎡以上のもの	通称げたばき住宅の集合店舗部分及び商店街等をいう。また商店街等にあつては公道により分割されたブロックを1の規制単位とする。 店舗部分を有する建築物の各延面積の合計をいう。なお、これは1,000㎡に満たない対象物に対しての設置をさまたげるものではない。
50 の10	1		消火活動が容易に行うことのできる場所	規則第5条の3第2項第2号の規定に準じるものとする。
			その他これに類する開口部 1 以 上 外部から容易に開放できる構造	鍵等を使用しなくては容易に開放できない構造の扉等をいうが、人の出入専用の戸等小規模のものは該当しない。 大規模なものについては、その目的を達し得る適切な数を設けるよう指導すること。また、複数設置する場合にあつては分散して設置すること。 技術基準第2章第1節第5「無窓階の取扱い」の内1.(3)「開口部の構造」を準用する。 上記運用中、非常電源は蓄電池設備、自家発電設備、専用受電設備又は燃料電池設備のいずれかとする。また、制御盤等の設置場所に応じた耐火、耐熱性能については(屋内に設けた場合のみ)規則第12条第1項第4号イ、(ホ)の規定を準用する。

条	項	号	事 項	基 準
50 の10 の2	2	1	開口部として、水圧開放装置を備えたシャッター等を設置する場合の表示（水圧開錠装置についても同様とする）	水圧開放装置の直近には、シャッター等開放用の装置である旨容易に視認できるよう、黄色の地に赤色の「消」の文字（文字の大きさ5cm×5cm以上）を表示するとともに送水圧力を明記すること。 （表示例）  「消」…黄地赤色反射塗料 文字5cm×5cm以上
			スプリンクラー設備を設置した場合	1階部分のみの設置ではなく全館設置の場合のみが該当する。
			可燃性発泡樹脂	平成22年7月消防告示第1号1項による
			消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合	平成22年7月消防告示第1号2項による
50 の10 の2	1	2	火災予防上必要な措置	条例第29条第3項（P95参照）に定める措置による。
		2	標 識	条規別表による。 このスプリンクラーヘッドの設置及び維持管理については、スプリンクラー設備と同様に、法第17条の3の2，法第17条の3の3，法第17条の14などに準じて取り扱うものとする。 建築物の外周の3面以上がはしご車などの特殊な車両が部署できる道路，空地に面し，各階の外壁面に窓その他の開口部（規則第5条の2第2項の規定に適合するもの）を該当壁面の長さ10m以下ごとに設けている場合をいう。

条	項	号	事	項	基	準
					(活動空地) 30m級はしご車による活動を考える建築物にあっては5×12m、50m級はしご車にあっては6×12mの範囲で、総重量20tの車両が通行可能な地盤支持力が確保された勾配5%以下の空地を確保する。なお、架空線等、架梯障害が生じないこと。 (進入路) 幅員5m以上、勾配5%以下とし、総重量20tの車両が通行可能な地盤支持力を有する他、道路構造令に準拠するものとする。但し、高さ31m以上の建築物の場合は、幅員6m以上確保する。 条例によるヘッドの設置は、10階以下の階及び31m以下の階に適用するもので、政令第12条第2項及び第3項並びに規則第13条から第14条の規定を準用するもののほか、制御弁、自動警報装置などの一連の機器などについても設けることが必要である。 スプリンクラーヘッドの設置部分については、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備の設置を要しないことができ、当該ヘッドの設置部分以外の部分については、補助散水栓を設	
			スプリンクラーヘッドを設ける		スプリンクラー系統図	スプリンクラー作動フロー

条	項	号	事	項	基	準
50 の10 の4			寝	具	類	けることで代替できることとなっている。 ・側地類（ふとん側地，マットレス側地，敷布，布団カバー，毛布カバー，枕カバーなど） ・詰物類（寝具用中綿，プラスチック発泡体等） ・ふとん類（ふとん，座ぶとん，ベッドパット，枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）マットレス等） ・毛布類（毛布，ベッドスプレッド，タオルケット等）などという。 防災性能を有するもの 防災製品ラベルが貼付されている物をいう。

第7章の2 屋外催しに係る防火管理

条	項	号	事 項	基 準
50 の10 の5	1	1	(目 的) 多数の者の集合する屋外での催し 大規模なものとして消防長が別に定める要件 対 象 火 気 器 具	多数の者が集合する催しにおいて、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備、特に大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付け、より安全で安心な催しの開催となることを目的としている。 一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりをもつものを指すものである。したがって、集合する範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）のような社会的な広がりがなく、混雑が想定されない催しなどは対象外である。この際、同第54条第1項第7号（露店等の開設届出書）の届出は必要ない。 神戸市消防長告示「祭礼、縁日、花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件（平成26年7月23日消防告示第1号）」で、「露店等の数が80以上のもの」と定められている。 展示ブース等で対象火気器具等を使っていない場合は、消火器の準備や露店等の開設届は不要であるが、告示要件の80店舗には含まれる。また、屋内の厨房部分については、露店等に含まれない。 「露店等」：第50条の10の6第1項第3号運用基準参照 「対象火気器具等」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年3月6日総務省令第24号）」の第18条で掲げるものを指す。ガスコンロ等の対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備（第19条第1項第9号の2）と露店等の開設届（第54条第1項第7号）が義務となる。

条	項	号	事 項	基 準
50 の10 の6	1		防 火 担 当 者	(電気を熱源とする器具の特例) 条例別表第1に掲げるもの以外で、電気を熱源とする器具のうち器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具（電気ポット、コーヒーマーカー及び電気あんか等）にあつては、火災予防上支障がないと認め、条例第23条の特例を適用し、同第22条第1項の規定（同第19条1項第9の2号の規定の準用）を適用しない。 防火担当者の資格について特段の定めはない。指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する。なお、主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げない。
	3		露店等，屋台その他これらに類するもの	祭礼，縁日等における露店，屋台，学園祭や各種団体等の模擬店，移動店舗その他，これらに類するものを指す。 これらに類するものとは，来場者等に物品を販売するほか，炊き出し，広報チラシの配布ブースなどの無料で提供するもの，展示のための陳列，見世物や体験ブース等である。

第8章 市民生活の安全の確保

条	項	号		事	項	基	準
50 の11	1			生活安全情報を収集し、及び調査する		本条は、市、事業者及び市民の基本的な防災責務を定めたものである。 法第31条の火災の原因の調査に限らず、火災及びその他の災害、家庭内の環境や生活に関連する機器に起因して発生する災害及び事故等から市民生活の安全を守るための情報を言う。 災害現場活動、火災原因調査を通じての情報収集のほか、通商、経済産業及び消費者保護行政を担当する行政機関（消費者庁、経済産業省・同近畿経済産業局、神戸市民参画推進局・同生活情報センター、兵庫県立生活科学センター等をいう。以下「関係行政機関」という。）と連絡を密にして情報の収集を行うとともに、条例第50条の13、第50条の14及び第51条に基づき、事業者その他あらゆる方面からの情報収集に努め、災害等の発生について調査することをいう。	
	2			事業者		神戸市内に事業所を有するもの及び神戸市域に事業活動の及ぶ事業者をいう。 本条は、事業者が行う自主防災活動に参加すべきことを定めたものである。 条例第50条の15から第50条の18に規定するものにかかる自主防災活動等を市民とともに行うことをいう。 事業者が有する地域防災活動に必要な技術と生活安全情報の提供をいう。	
50 の12				必要な活動		条例第50条の15から第50条の18に規定するものにかかる自主防災活動等を市民とともに行うことをいう。 事業者が有する地域防災活動に必要な技術と生活安全情報の提供をいう。	
50 の13				技術の提供等		本条は、事業者の事業活動に伴い災害等の発生又はその原因が生じた場合、法令の規制するものはもちろんのこと、その他についても事業者が「必要な措置」をとるべきことを定めたものである。	
	1			必要な措置		市及び市民への迅速な情報提供、製品の改善、回収等を行うことをいう。 なお、これらの措置が十分でないと認められる場合は、関係行政機関と協力し、事業者に対して「必要な措置」をとるものとする。	

条	項	号	事 項	基 準
50 の14	2		事 前 に 把 握 し	緊急時の責任者連絡先，対象物の構造，設備，収容物等の情報を事前に簡略な書面とすることが望ましい。 本条は，事業者が器具等の安全な使用方法及び構造等に起因して発生又はそのおそれのある災害及び人命危険の被害を事前にくい止め，又は最小限に止どめるために必要な情報を，自主的に，かつ，迅速的確に提供する努力義務を課するものである。 なお，市が情報の提供を受けた場合は，条例第51条に基づく異常発熱器具等の通報に関する調査事務に準じて処理するものとする。
50 の16	1		住宅用防災警報器等，消火器その他の家庭用防災機器	第1項は，市民個々の責任に帰する火気管理，機器の使用管理及び避難管理等の責務を定めたものである。 第2項は，火災等の災害時に自力避難困難な高齢者，身体障害者等を近隣の市民で救護する相互協力関係を推進するよう定めたものである。 第3項は，市，事業者及び市民が相互に協力し合って，高齢者等の安全な就寝環境づくりを推進しようとするものである。
50 の17	3		寝具類は防災性能を有するもの	住宅用防災警報器，住宅用防災報知設備のほか，住宅用スプリンクラー，台所用簡易消火装置，避難器具等が該当する。 条例第50条の10の4の基準参照 本条は，放火に対する市民の自衛手段について定めたものであるが，神戸市内の事業所についても条例第50条の13により，市民とともに放火されない環境づくりに努めなければならないものである。 また，本条は，個々の市民の責務でもあるが，条例第50条の15の市民が組織的に行う防災活動にも該当するものである。 なお，市はこの放火されない環境づくりを推進するため，市民に放火の発生状況等必要な情報を積極的に提供するものである。

第 9 章 雑 則

条	項	号	事 項	基 準
51	1		通 報 者	本条は、異常発熱器具等の通報義務を定めたもので、これに関する消防機関の情報収集手段の整理を図り、事業者に対する適切な指導及び市民に対する幅広い生活安全情報の提供を目的とするものである。 通報義務対象の器具等は、熱源（すなわち発熱体を有するもの）に関係なく、広く、電気、ガス、石油その他のエネルギー源を使用する全ての器具等とする。 また、通報義務対象の事案は、火災の発生のおそれのあった事案及び酸欠事故、火傷、感電等の人命の危険の発生若しくはそのおそれがあった事案をいう。 地域を問わず、直接その事案を発見した者及び伝聞等によりこれを知り得た者も含まれる。 なお、調査する内容は、「発生日時」、「発生場所」、「器具・設備名」、「事案の概要」、「発生原因」、「死傷者の状況」及び「その他必要な事項」とする。
		2	資 料 を 提 出	安全な市民生活を確保するために、その根源となる要因の排除が必要となるため、神戸市域外の事業者に対しても適用される。
51 の 2			発 見 し た 者 通 報	当該行為者を含むものである。 法第23条の2において、ガス、火薬、危険物等の事故発生時の火災警戒区域の設定とその区域内における措置命令権が規定されているが、その早期、かつ有効な初動をもって、市民の安全を確保するため「おそれの状態」のうちに通報を求めようとするものである。
51 の 4			届 け 出	条規第12条に定める様式第5号は、規則第3条第11項の避難訓練実施時の通報用紙にも用いることができる。
51 の 6			これに類する物品 販売業を営む店舗	政令第1条の2第1項で定めるものをいう。 （法第8条の2の2に基づき防火対象物の点検報告がなされている対象物及び市場等の連続的小売店舗は除く。）

条	項	号	事 項	基 準
51 の7			変 更 の 範 囲	主要避難通路又は、補助避難通路の変更をするときは、規模の大小にかかわらず、届け出をする必要がある。
52	1		防 火 対 象 物	既存の建造物で新たに政令別表第1(17)項に指定されたときは、防火対象物の使用開始の届け出が必要である。
			届 出 義 務 者	第1項の届出義務者は「新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は用途の変更をして使用しようとする者」であるが、それは所有者、賃貸人、賃借人その他権原に基づいて使用しようとする者である。 ただし、新築であって工事管理が適切に行われている場合は、現場管理者等によることができる（第1項に限る。）
			防火対象物を新築、増築……又は用途の変更をしようとする者	新築、増築、改築、移転、用途変更については、一般住宅（政令別表第1に掲げる(16)項の対象物の部分にあるものを除く。）を除く全ての防火対象物。 修繕、模様替えについては、それらの変更により、消防用設備等または防火管理面で変更が生じる対象物。
53			所轄消防署長に届出	技術基準第3章第1節第3のうち、2「防火対象物使用開始届出書の添付図書等」、3「軽微な工事における特例的な取扱」を準用 (趣旨) 本条は、火を使用する設備またはその使用に際し、火災のおそれのある設備について、これを設置する場合にあらかじめ所轄消防署長へ届け出たうえで審査を受けることを規定したものである。 本条の趣旨から、設置後に設備を変更する場合についても、あらかじめ、その旨を改めて所轄消防署長に届け出たうえで審査を受けなければならない。
54	1	1	行 為	本条は、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずる行為の届出について規定したものである。 行為自体が火災予防上の危険が存するもので、消防機関がそれを知らなければ、自ら火災と誤認し、あるいは一般市民からの通報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱する

条	項	号	事 項	基 準
				おそれのあるもの。
54 の2	1		消防長が指定した もの	昭和61年3月消防告示第2号
55	2		指 定 す る 区 域	平成10年2月消防告示第3号
	3		実体なく、関係者 不明のものの届出 の処理	実体がなくなり、かつ、関係者が不明の届出は、消防職員の 調査により廃止処理することができる。
56			核 燃 料 物 質 等	従来は、法第4条の規定に基づく立入検査等によってこれらの 物質の貯蔵取扱の実態を把握していたところであるが、実際 には、このような方法ではその一部の実態を把握するにすぎない 実情にあったので、本条の規定により消防長の指定するすべ ての物質について、その実態を把握し、災害活動の効果的な対 策を樹立することをねらいとしたものである。
			消防長の指定する もの	昭和41年6月消防告示第1号による。 この告示により核燃料物質、核原料物質、火薬類、高圧ガス (毒性ガス、可燃性ガス、酸素)の一定数量以上のもの等が指 定されている。
			業務として	条文にある物質そのものの貯蔵、販売は勿論であるが、その 他の業においても、その業務を行うため関連的に貯蔵、取り扱 う場合も含まれるものと解する。 たとえば、浄水場で滅菌剤として水に塩素ガスを添加してい る場合などは含まれる。
			あ ら か じ め	貯蔵又は取扱いを開始しようとする前のことであり、何日前 までというように具体的な日数を定めてはいないが、届け出に 伴う現場の実態把握(立入検査)等の必要性も生ずるところか ら、これらのことを考慮にいれ、できるだけ早目になされるこ とが望ましい。
56 の2	1		計画を消防長へ届 け出なければなら ない	条規第12条に定める様式第27号(0.17mm程度の厚紙で、確 認申請書(正)から容易に取り外せる(ミシン目等)措置を講じ ること。)

サウナ設備設置基準

電気サウナ設備編

平成15年8月6日
火災予防技術情報第27号

第1章 総 則

1. 目的

この基準は、消防法、火災予防条例等の関係法令によるほか、離隔距離等、安全装置及び維持管理に関し、社団法人日本サウナ・スパ協会による自主基準を定め、電気サウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、電気サウナ設備のうち、1台の最大消費電力が30kW^{*1}以下のものに適用する。

3. 用語の定義

(1) 電気サウナ設備とは、(2)に掲げる電気サウナ放熱器及び当該放熱器に付属する機器装置（操作盤、温度調節器、温度過昇防止器等）をいう。

(2) 電気サウナ放熱器とは、電気を熱源として高温を発生させる次に掲げる装置をいう。

ア 対流型放熱器

イ 遠赤外線放射装置

ウ 対流・遠赤外線放射併用型装置

エ その他の放熱器

(3) 対流型放熱器とは、サウナ放熱器のうち、対流により高温低湿の空気をつくる装置をいう。

(4) 遠赤外線放射装置とは、サウナ放熱器のうち、遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる装置をいう。

(5) 対流・遠赤外線放射併用型装置とは、サウナ放熱器のうち、対流と遠赤外線放射を併用して、高温低湿の空気をつくる装置をいう。

(6) その他の放熱器とは、(3)、(4)又は(5)以外のサウナ放熱器をいう。

(7) サウナ室とは、サウナ放熱器を設け、その特性により人体の発汗を促進させる室をいう。

（※1）最大30kWとした理由

1. サウナ設備はサウナ室に熱源（サウナ放熱器）を設置するので、1台当たりのサウナ放熱器の容量に条件設定し熱源の過大化を防止することが、安全対策を講じる上で有効である。

2. 実績のある30kW以下を対象とした。なお、30kWを超えるものにあつては別途検討する。

第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領

1. 基本事項および構造

- (1) サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
- (2) サウナ室には、異常に温度上昇したときに自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。
- (3) 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね2/3以上の位置に取り付けること。
- (4) ファンを用いるサウナ放熱器の場合は、ファン停止の際に熱源の電源を遮断することができる装置を設けること。
- (5) サウナ放熱器には容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。

2. サウナ設備の設置要領（離隔距離等）

- (1) 対流型放熱器の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等^{※2}及び周辺の仕上げは図1に示すとおりとすること。
- (2) 遠赤外線放射装置の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等、周辺の仕上げについては図2に示すとおりとすること。
- (3) サウナ放熱器の周囲には図3に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
- (4) 対流型放熱器及び対流・遠赤外線放射併用型装置の対流方向のサウナ室の天井部分には、対流熱を有効に拡散できる防熱板（金属または不燃材料による）を天井面から15cm以上離して設けること。なお、当該防熱板は対流型放熱器又は対流・遠赤外線放射併用型装置の平面外形の寸法以上のものとする。
- (5) 図1、2に規定する離隔距離等又は仕上げによらないもの、対流・遠赤外線放射併用型装置及びその他の放熱器については国際電気規格（60335-2-53）^{※3}に準拠した試験によるデータを、火気使用設備の設置届出書を所轄消防機関へ届出の際に添付すること。
- (6) 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを火気使用設備の設置届出書を所轄消防機関へ届出の際に添付すること。
- (7) サウナ放熱器を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、図1及び図2の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げる。

3. サウナ室内の電気配線

- (1) 電線は次のいずれかによること。
 - ア MIケーブル
 - イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線

ウ 上記ア又はイと同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線。

- (2) 配線はM I ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート、モルタル等で1 cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。
- (3) サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏えい電流を有効に感知する装置を設けること。
- (4) サウナ室のサウナ放熱器等には接地工事を施すこと。

※ 2 隔離距離等について

サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つ位置に設けることとされており（『消防法施行令（昭和36年政令第37号）』第5条第1項第1号）、壁、天井等が不燃材料で有効に仕上げをされていない場合等にあつては、告示により決定される可燃物の表面温度が100℃を超えない距離（『対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）』第三により決定される距離。以下「隔離距離」という。）が必要とされる。

サウナ設備は、その使用される環境が特殊なことから、本「サウナ設備設置基準」では、隔離距離の他に、壁、天井等について、建築物の仕上げ、構造等にかかわらず、保つべき火災予防上安全な距離（以下「保有距離」という。）を必要としている。

なお、これら、「隔離距離」および「保有距離」を総称して「隔離距離等」ということとする。

※ 3 国際電気規格（IEC：International Electrotechnical Commission）について

1. 国際電気規格とは、国際的に電気について拠るべき規則を定めたもの。

①IEC60335-2-53はサウナ用加熱器に関する個別要求事項であり、パート1（IEC60335-1）と併用される。IEC60335-2-53は、1988年に制定されたもの（第1版）が1997年に改訂（第2版）され、現在、国際的にサウナ用加熱器の認証スキームに活用されている。なお、現在、最も新しい規格は2002年に発行された第3版であるが、これは併用されるパート1の版と異なり、まだ認証のスキームには活用されていない。個別規格としての第3版の内容は、第2版からの大きな変更はない。

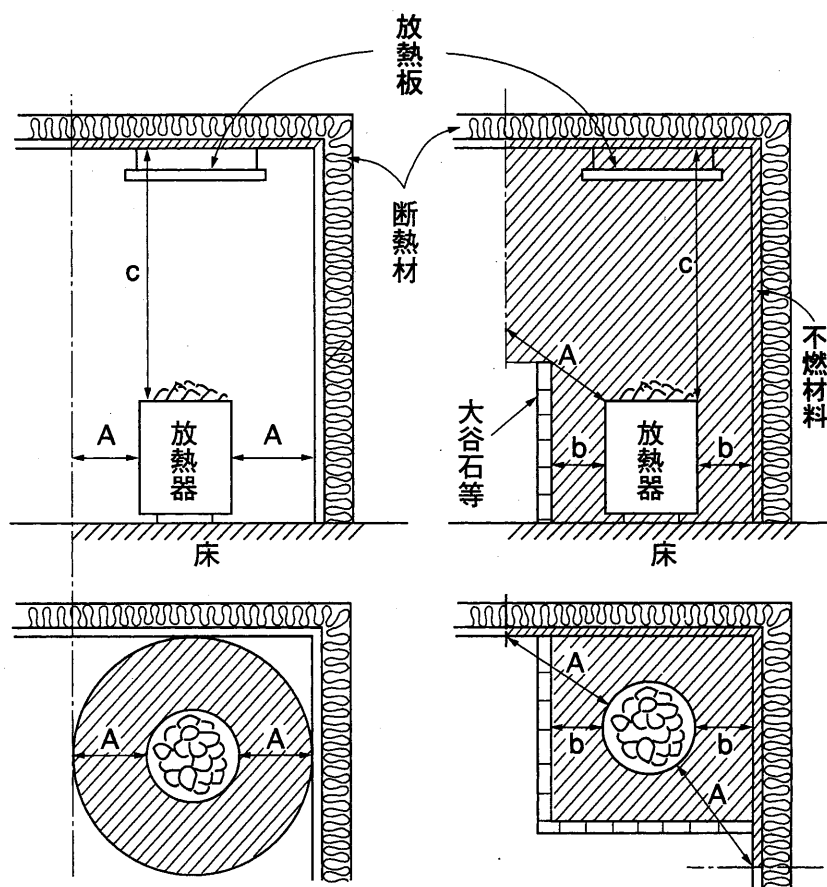
②よって、今回は1988年版を基に、P203に加熱異常試験の概要を示した。

2. 準拠とは

①IECの適用範囲は、定格入力が20kW以下のサウナ用加熱器である。本設置基準は30kWまでであり、20kWを超えるものおよび図1、2に規定する離隔距離等または仕上げによらないもの、対流・遠赤外線放射併用型装置およびその他の放熱器については国際電気規格に準拠した試験によること。

②現場設置の温度試験（加熱試験、異常試験）は定格電圧で行う。

図1 対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ



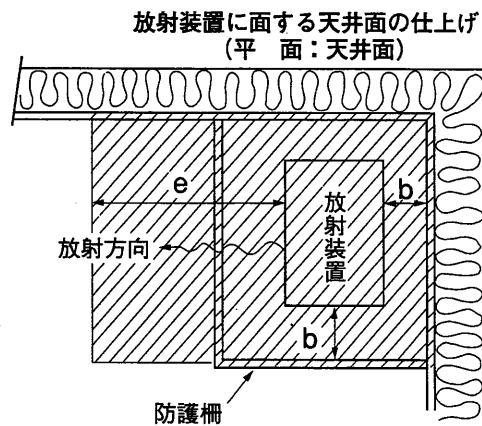
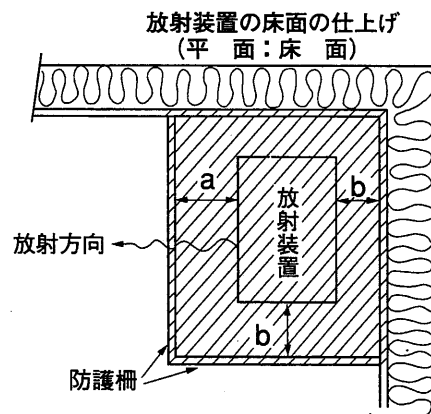
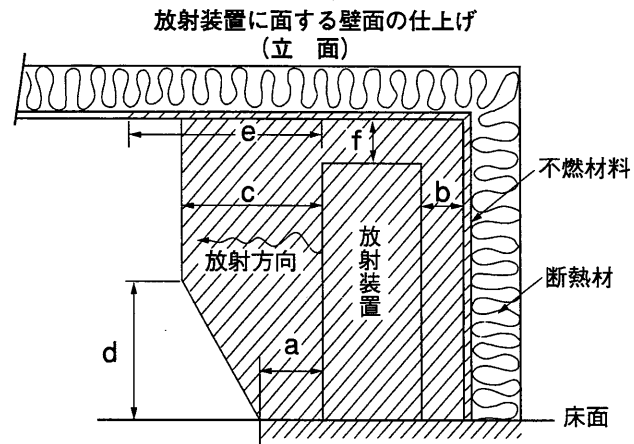
離隔距離等	定格消費電力7.5kW以下	7.5kWを超え15kW以下	15kWを超え30kW以下
A	25cm以上	50cm以上	100cm以上
b	10cm以上	20cm以上	
c	100cm以上		

(Aは離隔距離、b及びcは保有距離)

注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25mm以上で密度 $24\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図2 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ



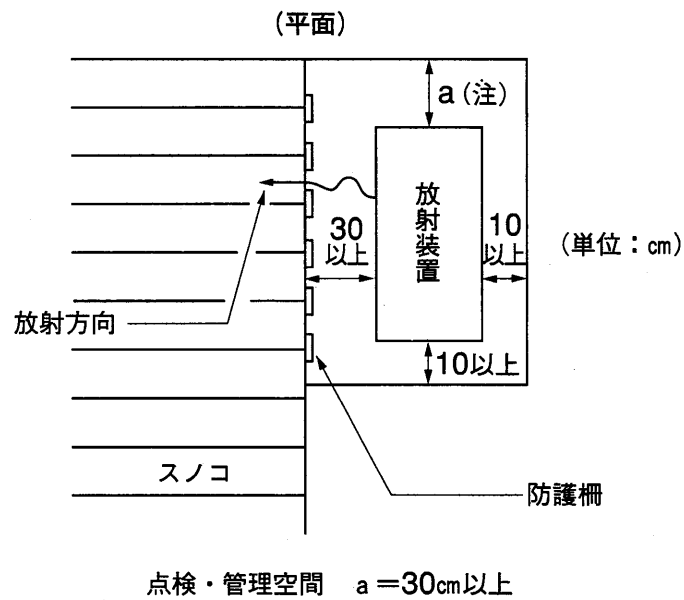
	不燃材料で仕上げなければならない範囲
a	30cm以上
b	10cm以上
c	60cm以上
d	100cm以下
e	90cm以上
f	20cm以上

(a～fは保有距離)

注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあってはロックウールの吸音板、壁面にあっては抗火石、床面にあってはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあっては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25mm以上で密度 $24\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図3 点検・管理空間（平面図）



注) 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

第3章 維持管理（保守・点検・清掃等）

1. 日常に行う事項

- (1) 運転・停止スイッチの作動を確認すること（スイッチの「入」「切」に反応するか）。
- (2) 温度調節器の作動を確認すること（調節器を操作したときに正常に作動するか）。
- (3) サウナ放熱器の能力が出ているかを確認すること（温度があらかじめ設定した値を逸脱していないか）。
- (4) サウナ放熱器の周辺に可燃物がないように清掃を行うこと。

2. 定期的に行う事項

(1) 月1回程度行う点検

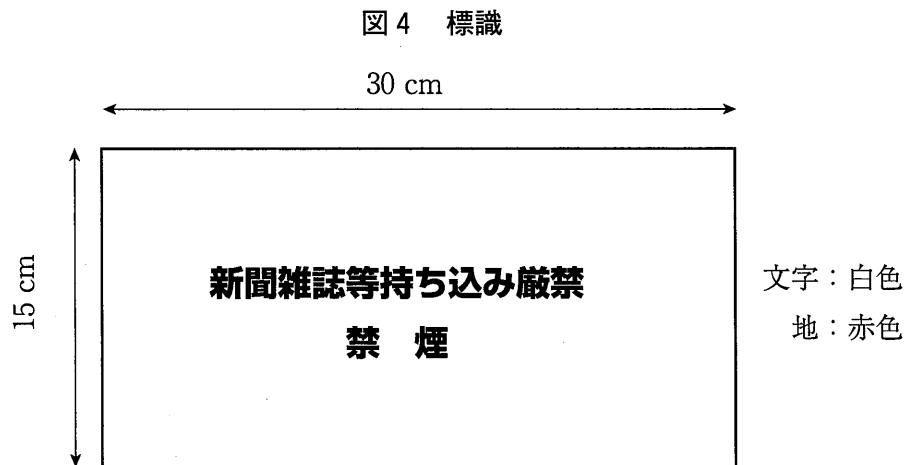
- ア サウナ放熱器の運転電流値を確認すること。
- イ サウナ放熱器および電路の絶縁抵抗値を確認すること。
- ウ 漏電遮断器の作動を確認すること。

(2) 年1回程度行う点検

サウナ放熱器等の構造部分の点検をすること。

3. 標識の表示

サウナ室の出入口などの見やすい位置に、図4に示す標識を掲示すること。

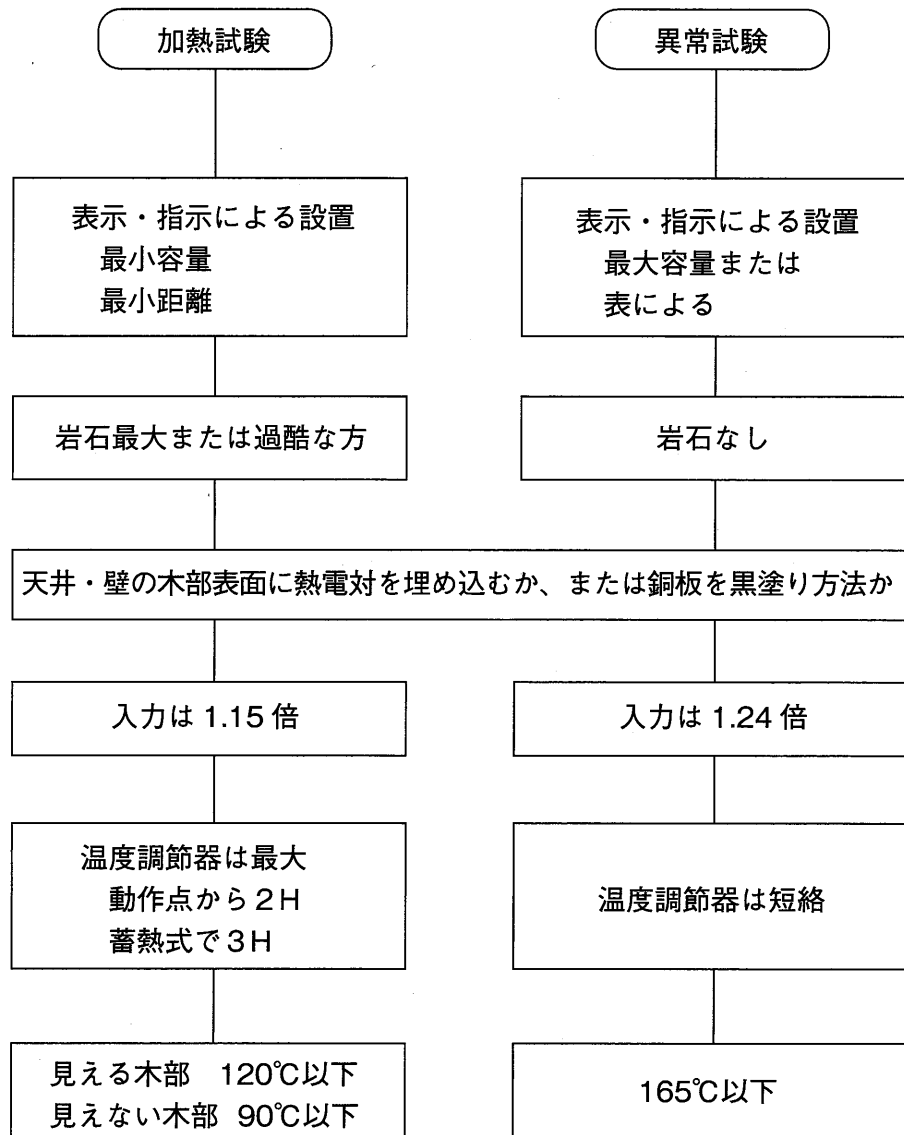


第4章 法令等の順守

サウナ設備の設置に当たっては、第1章から第3章の基準によるほか、関係法令を順守すること。

国際電気規格（IEC 60335-1, 60335-2-53）による加熱，異常試験の概要

<第1版 1988>



ガ ス サ ウ ナ 設 備 編

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、消防法、火災予防条例等の関係法令によるほか、離隔距離等、安全装置及び維持管理に関し、社団法人日本サウナ・スパ協会による自主基準を定め、ガスサウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ガスサウナ設備のうち、1台の最大ガス消費熱量が6,000kcal/h (7kW) を超え、43,000kcal/h (50kW)^{※1}以下のものに適用する。

3. 用語の定義

- (1) ガスサウナ設備とは、ガス遠赤外線放射装置をいう。
- (2) ガス遠赤外線放射装置とは、ガスを熱源とするもので、遠赤外線放射装置と燃焼制御装置（ガスバーナーの燃料遮断弁、燃焼用ファン、その他の燃焼を制御する装置）からなり、放射管の中でガスを燃焼させることにより放射管表面から遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる装置をいう。
- (3) サウナ室とは、ガス遠赤外線放射装置を設置し、遠赤外線により人体の発汗を促進させる室をいう。
- (4) 機械室とは、ガスサウナ設備の燃焼制御装置を設置する室をいう。

※1 最大43,000kcal/h (50kW) とした理由

実績を踏まえて最大ガス消費量を43,000kcal/hとした。なお、6,000kcal/h以下あるいは43,000kcal/hを超えるものにあつては別途検討する。

第2章 サウナ設備等の構造及び設置要領

1. 基本事項及び構造

ガス遠赤外線放射装置は、一定の安全性が確認されたもの^{※2}を使用すること。

(1) 遠赤外線放射装置

- ア 遠赤外線放射装置は床面に堅固に固定すること。
- イ 放射管は耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ燃焼排ガスがサウナ室内に漏れない構造であること。
- ウ 燃焼排ガスは、排気筒により有効に屋外に排出すること。
- エ 遠赤外線放射装置からの放射方向には、不燃材料による防護柵を設けること。

(2) 燃焼制御装置

- ア 燃焼制御装置は機械室の床面に堅固に固定することとし、サウナ室に設置しないこと。
- イ 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で当該室内の空気の置換を行うこと。
- ウ ガスの遮断弁は最高使用圧力に十分耐え得る構造のものとし、これを二重に設置すること。
- エ 燃焼装置には、疑似信号などによる誤動作の起こらない火災検知器を設け、火が消えた場合に自動的にガスを遮断する構造であること。
- オ サウナ室の温度が異常に上昇したときに自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には温度ヒューズが組み込まれていること。
- カ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね2/3以上の位置に取り付けること。
- キ 燃焼に必要な空気はサウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチなどによって検出された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

(3) 機械室

- ア 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁または屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法施行令第109条第1項に定める防火戸をいう）を設けた場所を機械室とすること。
- イ 機械室の空気取り入れ口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられる場合にあってはこの限りではない。
- ウ 燃焼用空気取り入れ口は、強制排気式の場合にあっては排気筒断面積以上の面積とすること。

2. サウナ設備等の設置要領（離隔距離等）

- (1) 遠赤外線放射装置と、天井及び壁、床、椅子等との離隔距離等は図1に示すとおりとする^{注3}こと。
- (2) 遠赤外線放射装置周辺の天井、壁及び床の仕上げは、図2に示すとおりとすること。
- (3) 遠赤外線放射装置の周囲には図2に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
- (4) 給排気管のサウナ室貫通部分は、その面積を1,500cm²以下とし、有効に防火区画する^{注4}こと。
- (5) ガス遠赤外線放射装置を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、図1の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げる^{注5}こと。

3. サウナ室内の電気配線

- (1) 電線は次のいずれかによること。

ア MIケーブル

イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線

ウ 上記ア又はイと同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線。

- (2) 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。
- (3) サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏えい電流を有効に感知する装置を設けること。
- (4) サウナ室の遠赤外線放射装置等には接地工事を施すこと。

※2 一定の安全性が確認されたもの

(財)日本ガス機器検査協会等の第三者機関において実施する検査に合格したものがある。

※3 離隔距離等について

サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つ位置に設けることとされており（『消防法施行令（昭和36年政令第37号）』第5条第1項第1号）、壁、天井等が不燃材料で有効に仕上げをされていない場合等にあつては、告示により決定される可燃物の表面温度が100℃を超えない距離（『対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）』第三により決定される距離。以下「離隔距離」という。）が必要とされる。

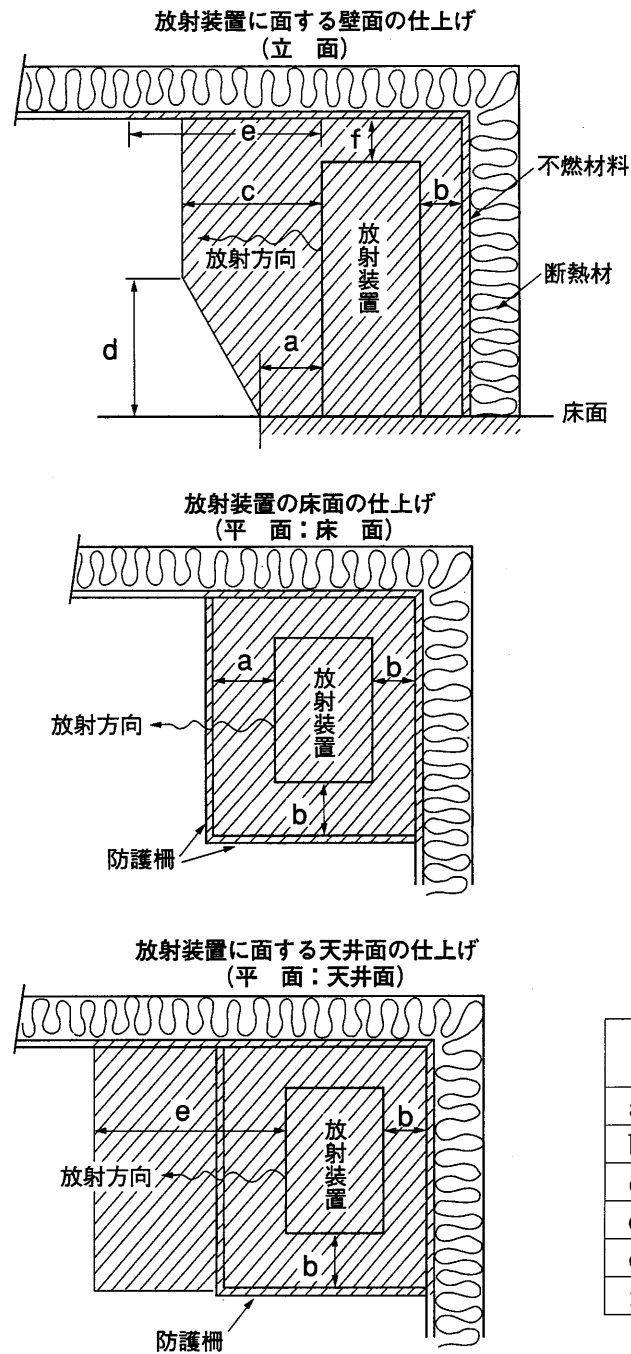
サウナ設備は、その使用される環境が特殊なことから、本「サウナ設備設置基準」では、離隔距離の他に、壁、天井等について、建築物の仕上げ、構造等にかかわらず、保つべき火災予防上安全な距離（以下「保有距離」という。）を必要としている。

なお、これら「離隔距離」および「保有距離」を総称して「離隔距離等」ということとする。

※4 貫通部1,500cm²以下とする根拠

『建築基準法施行令第112条（防火区画）』および『業務用ガス機器設置基準及び実務指針「(財)日本ガス機器検査協会」』を参照。

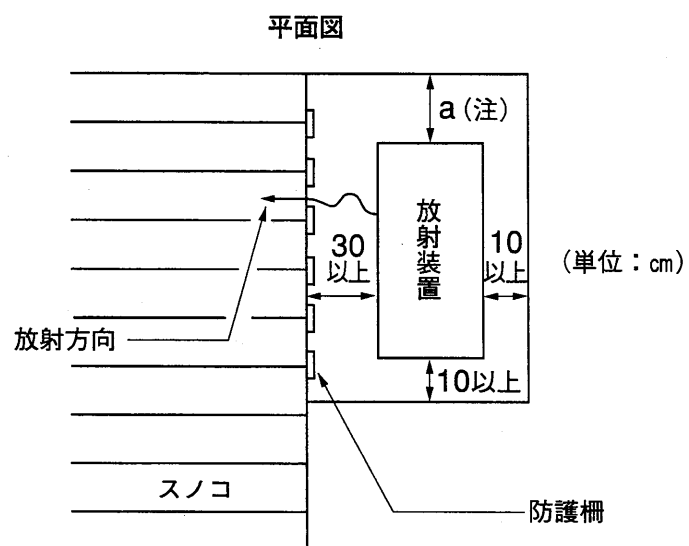
図1 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ



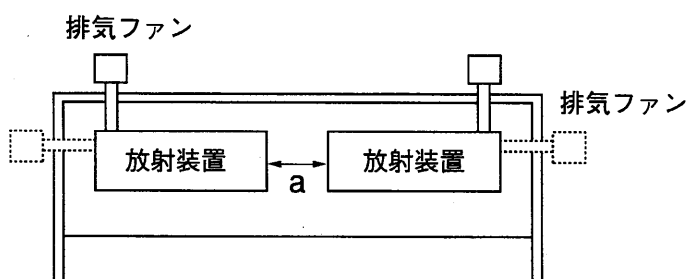
注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては抗火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25mm以上で密度 $24\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図2 点検・管理空間



平面図 (並列設置の場合)



点検・管理空間 $a = 30\text{cm}$ 以上

注) 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は, どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

第3章 維持管理（保守・点検・清掃等）

1. 日常に行う事項

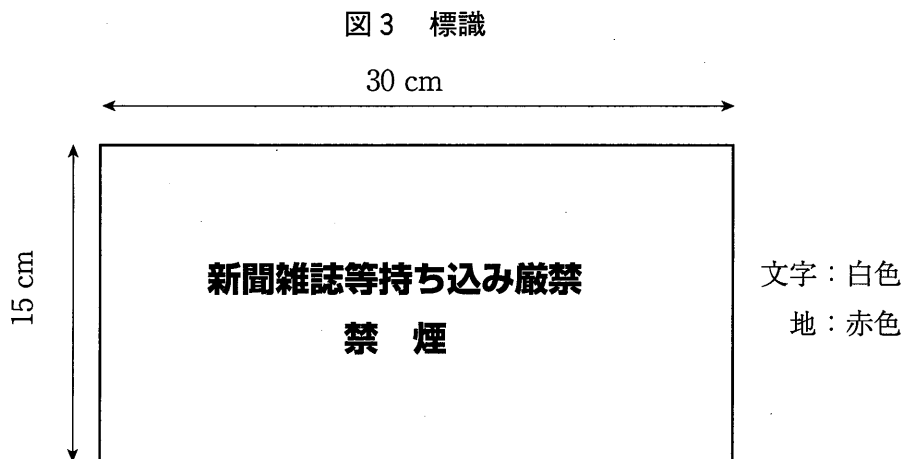
- (1) 選転・停止スイッチの作動を確認すること（スイッチの「入」「切」に反応するか）。
- (2) 温度調節器の作動を確認すること（調節器を操作したときに正常に作動するか）。
- (3) 遠赤外線放射装置等の周辺に可燃物がないように清掃を行うこと。
- (4) 機器（放射管を除く）の表面を乾いた布でよく拭くこと。
- (5) 異常音の有無を確認すること。異常音がある場合は、回転稼働部の交換等適切な処置をすること。

2. 定期的に行う事項

- (1) 空気の吸い込み口（機器の燃焼用空気取り入れ口、機械室の吸・換気口など）は月1回程度、詰まりがないかを点検し、付着しているゴミ、ホコリなどを除去すること。
- (2) 年1回程度、ガス遠赤外線放射装置等の構造部分の点検をすること。

3. 標識の掲示

サウナ室の出入口などの見やすい位置に、図3に示す標識を掲示すること。



第4章 法令等の順守

サウナ設備の設置に当たっては、第1章から第3章の基準によるほか、関係法令を順守すること。

○火災予防条例準則の運用について（通知）

（平成 7 年 6 月 30 日
消防予第 149 号消防庁予防課長）

各都道府県消防主管部長

火災予防条例準則（以下「準則」という。）第 3 条の 4 における厨房設備に附属する排気ダクトの位置及び構造に係る規程の運用については、「改正火災予防条例準則の運用について」（平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知。以下「206 号通知」という。）において示したところである。また、この 206 号通知中第一，5（1）オの「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」の内容については、「火災予防条例準則の運用について」（平成 5 年 7 月 30 日付け消防予第 226 号消防庁予防課長通知。以下「226 号通知」という。）により運用願っているところであるが、今般、新しい「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」を下記のとおり定め、これに適合する場合には、準則第 17 条の 3 の規定により、準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ホによるものと同等以上の効力があるものとして特例を適用することとしたので、貴管下市町村に対してこの旨示達し、その運用等に適正を期すようよろしくご指導願いたい。

記

第 1 趣旨

厨房設備に附属する排気ダクト（以下「厨房ダクト」という。）に給湯湯沸設備等の煙突を接続すれば、厨房ダクトからこれらの機器内に油脂等が滴下することによりダクト火災になる場合があるので、準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ホにおいて、厨房ダクトは他の用途のダクト等と接続しないよう規定しているところであるが、既存の建築物等で煙突を設けることが困難なものにおいて準則別表第 3 及び第 4 に掲げる気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー及び半密閉式簡易湯沸設備（以下「半密閉式給湯湯沸設備等」という。）の煙突が厨房ダクトに接続されていることがあり、このような場合の「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」を、226 号通知で示しているところである。しかし、各種安全装置を装備して防火性能を確保することにより厨房ダクトに煙突を直接接続可能な半密閉式給湯湯沸設備等が開発されてきていることから、煙突を厨房ダクトに接続する場合の「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」として、半密閉式給湯湯沸設備等のうち一定の要件を満たすもの（以下「厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等」という。）及びその厨房ダクトへの接続方法を次のとおり示すものであること。

第 2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等及びその厨房ダクトへの接続方法

1 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等

厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等は、準則別表第 3 及び第 4 に掲げる気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備等のうち、ガス機器防火性能評定委員会（事務局：財団法人日本ガ

ス機器検査協会)において、新しい設置形態の燃焼機器として厨房ダクトに直結することについて評価がなされたものであること。

2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の設置は、以下のとおりとすること。

- (1) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と同一室内に厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等を含む蒸気が厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等内に流入しないような措置を講ずること。(別図1参照)
- (2) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を、油脂の発生するおそれのある厨房設備に附属する厨房ダクトに接続する場合は、厨房ダクトから当該煙突を通じて厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等に油脂等が滴下しないよう有効な措置を講ずること。(別図2参照)
- (3) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突は、準則第3条の4第1項第2号の規定中「排気ダクト等」を「煙突」に読み変えて当該規定に準じること。

3 その他

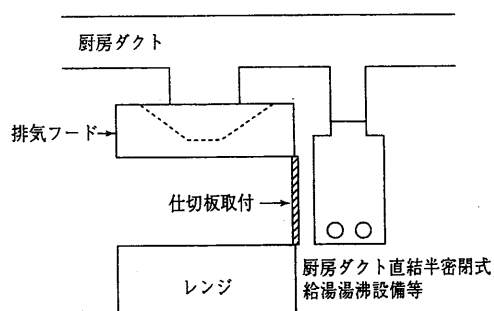
- (1) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の4第2項第5号の規定に適合する必要があることに留意すること。
- (3) 当該厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等には、別添の表示がなされるものであること。

第3 既存設備に対する指導について

「火災予防条例準則の一部改正について」(平成3年9月30日付け消防予第198号消防庁次長通知)及び206号通知で改正の経過措置に関する事項を示したとおり、条例施行の際、既に設置されている厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋において、準則第3条の4第1項第2号ホの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せず厨房ダクトに接続している場合においても、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか又は前第2による措置を講じるよう指導すること。

附則 既存の建築物等においては、本通知によるほか従前のとおり226号通知によることができるものであること。

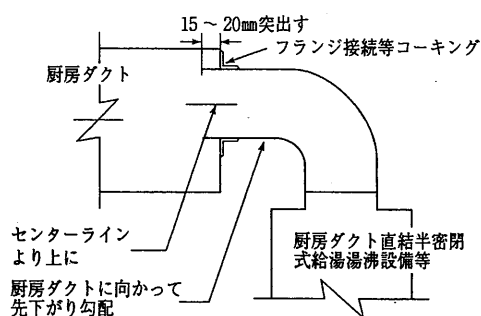
別図1 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等への油脂等の有効流入防止措置例



仕切板の幅は、厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の本体の幅以上とする

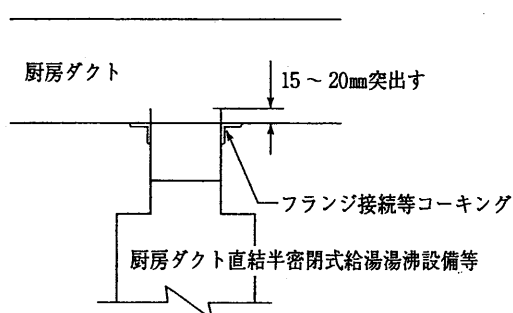
別図2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の厨房ダクトへの接続例

1 側面接続の場合



- (1) 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の突出は、15～20mm程度とする。
- (2) 接続位置は、ダクト側面の中心より高く、できるだけ上面に近い位置とする。
- (3) 接続はフランジ等を用い、堅固に隙間のないように行うこと。
- (4) 接続は隙間が出ないように、パッキン又はコーキング材等にてシールすること。

2 底面接続の場合



- (1) 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の突出は、15～20mm程度とする。
- (2) 接続はフランジ等を用い、堅固に隙間のないように行うこと。
- (3) 接続は隙間が出ないよう、パッキン又はコーキング材等にてシールすること。
- (4) 厨房ダクトの底面が、厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突等の重量により「たるみ」ができないよう十分注意すること。

別添

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
ガス機器防火性能評定委員会			

○火災予防条例準則の運用について（通知）

（平成5年2月10日
消防予第60号消防庁予防課長）

改正 平成13年3月消防予第103号・消防危第53号

各都道府県消防主管部長

火災予防条例準則（以下「準則」という。）における、厨房設備に付属する天蓋に設けるグリス除去装置に関する規定の連用については、「改正火災予防条例準則の運用について」（平成3年10月8日付け消防予第206号予防課長通知）において示したところであるが、厨房設備及び調理用器具とグリス除去装置との火災予防上安全な距離の運用等については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管下市町村をご指導願いたい。

記

1 厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離

油脂分を排気中より除去するグリス除去装置は油脂分を付着する等の特性から火災予防の上で火源より距離を保有して設置する必要がある。

したがって、気体燃料を使用する厨房設備の上方に設置される天蓋に付属されるグリス除去装置との「火災予防上安全な距離」（準則第3条の4第2項において準用する準則第3条第1項第1号にいう。）は、一般の家庭（専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分をいう。）の厨房及びそれ以外の厨房の区分により、次の距離をもって運用すること。ただし、フライヤー、グリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備に設けるものにあってはこれによらないことができる。

(1) 一般の家庭の厨房におけるもの

(注1)「レンジフードファン」とは、電気用品取締法施行令別表第1、9(1)（現：電気用品安全法施行令別表第2）に規定する換気扇で、機体の一部を天蓋とした風量15m³/分以下のものをいう。

(注2) 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等

グリス除去装置 厨房設備	レンジフード ファン付属の グリスフィル ター（注1）	左記以外のもの
準則別表第3及び第4が適用されるもの	80cm以上	100cm以上
特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等（注2）	60cm以上	80cm以上
上記以外のもの	100cm以上	

上記表中でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等とは、こんろ等（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの）のうちで、次の(1)から(4)までの基準に適合するものをいう。

(1) すべてのこんろバーナーに以下の機能を有する調理油過熱防止装置が設置されていること。

(ア) 調理油量の温度が上昇した場合にあっても300℃を超えない範囲で、バーナーを消火する機能を有するものであること。(調理油量は200mℓ以上とする。)

(イ) 調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないものであること。

(2) 調理モードの切り換えができるものにあつては、次によること。

前(1)に適合する調理油過熱防止装置が作動しないモードに設定できるものにあつては、使用者の明確な意識なしにそれらのモード設定がされないこと。

(3) すべてのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること。

(4) 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されること。

(注3) 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の欄を適用する際は排気方式が各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用し、その他の場合は別表第3及び別表第4が適用されるものの欄を適用する。

(2) 一般の家庭以外の厨房におけるもの

グリス除去 装置 厨房設備	グリスエクスト ラクター	左記以外のもの
	45cm以上	100cm以上
上記以外のもの		120cm以上
プロイラー等多 量の油脂を発生 するもの		

2 調理用器具とグリス除去装置の火災予防上安全な距離等

調理用器具については、天蓋の構造等に関する規定は設けられていないが、調理用器具のうち卓上型こんろ等が天蓋の下において使用される場合にあつては、当該天蓋の構造について、厨房設備に付属する天蓋の基準に準じたものとなるよう指導するとともに、卓上型こんろ等とグリス除去装置の「火災予防上安全な距離」(準則第20条第3項において準用する準則第18条第1項第1号にいう)は、「厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離」に準じて運用すること。

※ 上記中、別表第3にあつては現行別表第1中、気体燃料、不燃以外の欄が該当するものであり、別表第4にあつては現行別表第1中、気体燃料、不燃の欄が該当するもの。

○グリス除去装置の構造等の基準について（通知）

（平成8年8月15日
消防予第162号消防庁予防課長）

改正 平成10年7月消防予第110号

各都道府県消防主管部長

グリス除去装置については、「改正火災予防条例準則の運用について」（平成3年10月8日付け消防予第206号消防庁予防課長通知）により運用願っているが、近年、厨房設備の多様化及び科学技術の進歩に伴って、従来のものと異なる方式、材質等によるグリス除去装置が開発されてきており、その構造等について検討が必要とされていたところである。

こうした背景を踏まえ、消防庁では、消防機関、社団法人日本厨房工業会等と共同して、グリス除去装置の構造等について調査研究を行い、今般、その検討結果を踏まえ、火災予防条例準則第3条の4第1項第3号に規定するグリス除去装置の構造等の基準を別添のとおり定めたので、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしくご指導されるようお願いする。

別 添

グリス除去装置の構造等の基準

1 適用範囲

この基準は、火災予防条例準則第3条の4第1項第3号に規定する油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋に設けるグリス除去装置について適用する。

2 用語の定義

- (1) グリスエクストラクター 通常の油を使用する調理において発生する油脂を含む蒸気（以下「排気」という。）の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂及び塵埃等（以下「油脂分等」という。）を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、自動洗浄機構を有する装置をいう。
- (2) その他のグリス除去装置 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、グリスエクストラクター以外のものをいう。

3 構造

(1) グリスエクストラクターの構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で90%以上分離除去すること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を、自動的に洗浄できる機能を有する構造であること。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。

(2) その他のグリス除去装置の構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を、排気ダクトに入る前に天蓋内部で75%以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

なお、グリスフィルター（排気中の油脂及び塵埃等を排気ダクトに入る前に分離除去するもので天蓋内部に設けられる媒介物をいう。）のうち、グリス付着率※が10%以上のものにあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで炎がダクトの入口までに至らないことを確認したものであること。

$$\text{※グリス付着率} [\%] = \frac{\text{グリス除去装置の付着量} [g]}{\text{グリス回収容器回収量} [g] + \text{グリス除去装置の付着量} [g]} \times 100$$

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、かつ、容易に清掃ができる構造であること。ただし、リース等により適正な維持管理がなされると認められるものについては、この限りでない。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、バフタイプ（油脂分等を除去する部分が鋼板を組み合わせた形状のものをいう。）以外のグリスフィルターの耐熱性にあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで、当該グリスフィルターに機能上支障を及ぼす破損・損傷等が生ずることのないものであること。

オ 前エにかかわらず、セラミックを用いたグリスフィルターにおいては、前エのただし書きの耐熱性を有するとともに、通常の洗浄に使用される薬液中のアルカリ成分に対する耐食性を有し、かつ、曲げに対する100N/cm²以上の強度を有するものについては、前エと同等とみなすものであること。

○フード等用簡易自動消火装置の性能及び、設置の基準について（通知）

〔平成5年12月10日
消防予第331号消防庁予防課長〕

改正 平成13年3月消防予第103号・消防危第53号

各都道府県消防主管部長

フード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（昭和56年8月3日付け消防予第176号消防庁予防課長通知）により運用願っているところであるが、この度、これらにダクト用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用及び下引ダクト用簡易自動消火装置に係る性能及び設置の基準を加え、これらの簡易自動消火装置の性能及び設置の基準を下記のとおり定めたので、その運用に遺憾ないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしくご指導されるようお願いする。

記

フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準

1 用語の意義

- (1) フード等用簡易自動消火装置とは、フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・レンジ用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。
- (2) 防護対象物とは、フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）とは、フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (4) ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）とは、排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気ダクトが存在する場合には、フード・ダクト用と組み合わせて使用するものをいう。
- (5) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）とは、レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (6) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）とは、フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (7) フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）とは、フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

- (8) フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）とは、フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (9) 下引ダクト用簡易自動消火装置（以下「下引ダクト用」という。）とは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

2 フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準

- (1) フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添の「フード等用簡易自動消火装置の技術基準」（以下「技術基準」という。）に定めるところによること。

(2) 削除

3 設置基準

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。ただし、排気ダクト部分に防火上有効な措置を講じ、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設置した場合は、この限りでない。

イ フード等用簡易自動消火装置の種別に応じ、防護対象物に適するものを設置すること。

なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。

(2) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトの断面積、警戒長さ（排気用ダクト又はその部分で、フード・ダクト用の防護対象物に含まれる部分の長さをいう。以下同じ。）、風速等に応じて、十分な消火薬剤量並びに感知部（技術基準第2条(2)に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。）及び放出口（技術基準第6条に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。）を有効に消火できるように設置すること。

イ 排気用ダクトの長さが5 mを超える場合には、標準的な警戒長さを排気用ダクトの入口から5 mまでとすること。

ウ 排気用ダクト内部の風速が5m/secを超える場合には、警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。

エ 消火時にはダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより所要の消火性能を確保する方式のものにあっては、当該ダンパーはウの規定に準じて設置すること。

この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じ十分な消火薬剤量を確保すること。

オ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

カ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設置すること。

キ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧用ガス容器は、周囲温度40℃以下で温度変化の少ない場所に設置すること。

(3) ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例によること。

(4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

(2)カ及びキの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積（技術基準第18条(1)に掲げるものをいう。）を有するものを設置すること。

イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものにあっては、常時人がいる場所には設置しないこと。

ウ 感知部及び放出口を有効に消火できるように設置すること。

(5) 下引きダクト用の基準

(2)イ及びキの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、感知部及び放出口は、下方排気ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に有効に消火ができるよう設置すること。

イ 一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

ウ 下方排気方式ガス機器ごとに下引ダクト用を設置すること。

(6) 他の装置又は機器との関係

ア 排気用ダクト部分で警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能に障害が生じないものとする。

イ レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用の作動と連動して、レンジ、フライヤー又は下方排気方式ガス機器への燃料用ガスの供給が

停止できるものであること。

ウ フード・ダクト用とレンジ用又はフライヤー用とを併設する場合には、各装置の機能に支障が生ずるおそれのない範囲で、消火薬剤貯蔵容器等の一部を共用して差し支えないものであること。

4 消防用設備等の代替措置

- (1) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置は、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和50年7月10日付け消防安第77号消防庁安全救急課長通知）第1，4，(2)中の「有効な自動消火装置」に該当するものであること。
- (2) この基準に適合するレンジ用，フライヤー用，フード・レンジ用，フード・フライヤー用又は下引きダクト用を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができるものであること。

また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分は、消防法施行規則第6条第6項の規定については適用しないことができるものであること。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものであること。

5 その他

- (1) この基準の施行に伴い、「フード・ダクト用，レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（昭和56年8月3日付け消防予第176号消防庁予防救急課長通知。以下「旧基準」という。）は、廃止するものであること。

(2)及び(3)削除

- (4) 火災予防条例準則（以下「条例準則」という。）第3条の4第1項第3号ニの「自動消火装置」については、厨房設備の上方に設置されるフード及びダクトに対してはフード・ダクト用（必要に応じてダクト用を併設する。）を、下方排気方式ガス機器に対しては下引きダクト用をそれぞれ設置するものとする。

なお、「改正火災予防条例準則の運用について」（平成3年10月8日付け消防予第206号消防庁予防課長通知）第1，5(2)カは本号に読み替えるものとする。

- (5) 1(9)でいう「下方排気方式ガス機器」には、条例準則第3条の4第1項に定める「天蓋」と同等の性格を有する部分があることから、当該部分を「天蓋」とみなして、同項第3号から第5号までを準用し指導すること。
- (6) この基準の施行の際、現に下方排気方式ガス機器に対する消火装置として、その内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を有効に消火できるものとして設置されており、この基準と同等に取り扱うことができるものについては、なお従前の例による。

別 添

フード等用簡易自動消火装置の技術基準

(趣旨)

第1条 この基準は、火災による煙、熱又は炎により火災の発生を感知し、自動的に水又はその他の消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を圧力により放射して消火を行う固定した小規模の消火装置の構造及び性能に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

(1) フード等用簡易自動消火装置

火災の発生を感知する感知部を有し、消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが放出導管等により接続されているもの又は消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているものであり、フード、ダクト、レンジ、フライヤー又は無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に下方に引き排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）に係る火災に用いる消火装置をいい、次の分類によるものとする。

ア フード・ダクト用 厨房等のフード及びダクトの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

イ ダクト用 厨房等のダクトの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

ウ レンジ用 厨房等のレンジ等の火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

エ フライヤー用 厨房等のフライヤーの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

オ フード・レンジ用 厨房等のフード及びレンジの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

カ フード・フライヤー用 厨房等のフード及びフライヤーの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

キ 下引ダクト用 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクト部分の火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。

(2) 感知部

火災によって生ずる煙、熱又は炎により自動的に火災の発生を感知するものをいい、次の分類によるものとする。ただし、本条及び第4条において、下引ダクト用については炎検知型感知部を除く。

ア 感知器型感知部

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第

17号。以下「感知器等の規格」という。) 第2条第1号に規定する感知器をいう。

イ 易融性金属型感知部

易融性金属により融着され又は易融性物質等により組み立てられた感知体が、火熱により一定の温度に達し熔融、変形又は破壊を生ずることにより感知するものをいう。

ウ 温度センサー型感知部

熱半導体、熱電対等により組み立てられた感熱体が火熱の温度を検出し感知するものをいう。

エ 炎検知型感知部 炎の熱放射又はちらつきを検出し感知するものをいう。

(構造、材質及び一般的性能)

第3条 下引ダクト用を除くフード等用簡易自動消火装置の構造、材質及び一般的性能は次の(1)から(17)までに定めるところによるものとし、下引ダクト用の構造、材質及び一般的性能は次の(1)から(14)まで及び(18)に定めるところによること。

- (1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。
- (2) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないものであること。
- (3) 各部分は良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に接触する部分はこれに侵されない材料で作る、又は耐食性を有しないものにあつては当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分は容易にさびない材料で作る、又は当該部分は防錆加工が施されたものであること。
- (4) 電気を使用するものにあつては、電圧を定格電圧の+10%から-10%の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。
- (5) 配線は、十分な電流容量を有するものであること。
- (6) 配線の接続は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられており、かつ、接続が的確であること。
- (7) 部品取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。
- (8) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。
- (9) 時間の経過による変質により性能に悪影響をおよぼさないものであること。
- (10) 人に危害を与えるおそれがないものであること。
- (11) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。
- (12) 消火薬剤貯蔵容器を0℃以上40℃以下の温度範囲(10℃単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するものにあつては、当該拡大した温度範囲

(以下「使用温度範囲」という。)に設置して使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。

- (13) 手動（遠隔操作を含む。）でも消火剤を放出できるものであること。
- (14) ダンパーの閉止（ダンパーの必要のないものについては除く。）、警報の鳴動及び燃料用ガスの供給停止のための移報用端子を有するものであること。
- (15) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。
- (16) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。
- (17) 造営材に接する基板から侵入する水によって機能に異常を生じないものであること。
- (18) 作動と連動して作動した旨の警報を発することのできる装置（以下「警報装置」という。）へ作動信号を移報するための移報用端子を有するものであること。ただし、作動した旨を有効に知らせることのできる警報装置を有しているものにあつては、この限りでない。

（感知部の構造、強度、材質及び性能）

第4条 下引ダクト用を除くフード等用簡易自動消火装置の感知部の構造、強度、材質及び性能は、次の(2)キを除く各号に適合するものとし、下引きダクト用の感知部の構造、強度、材質及び性能は、次の(2)カを除く各号に適合するものであること。

- (1) 感知器型感知部は、感知器等の規格に適合するものであること。
- (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。

ア 感知部の受ける気流の方向によって機能に著しい変動を生じないものであること。

イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。

ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置から45度傾斜させた場合、機能（炎検知型の指向性を除く。）に異常を生じないものであること。

エ 通電を要する感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、周囲温度5℃以上35℃以下で相対湿度45%以上85%以下の状態で行うものとする。（以下オ及びカにおいて同じ。）ただし、定格電圧が60V以下のものであつて、有効な絶縁性及び耐水性を有する塗料を施したものにあつては、省略することができる。

(ア) 端子と外箱との間に50Hz又は60Hzの正弦波に近い実効電圧500V（定格電圧が60Vを超え、150V以下のものにあつては1,000V、150Vを超えるものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1,000Vを加えた値）の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるもので

あること。

(イ) 絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁抵抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で5MΩ以上のものであること。

オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。

(ア) 公称作動温度の125%の温度の風速1m/secの垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間 (t) 以内に作動すること。

$$t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta_{\gamma}}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$$

θ = 公称作動温度 (℃)

θ_{γ} = 周囲温度 (℃)

δ = 公称作動温度 (℃) と作動試験温度 (℃) との差

t = 作動時間 (秒)

(イ) 公称作動温度より20℃低い温度（公称作動温度が75℃以上のものにあつては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より20℃低い温度）の空气中に10日間放置しても異常を生じないものであること。

公称作動温度	79℃未満	79℃以上 121℃未満	121℃以上 162℃未満	162℃以上 204℃未満	204℃以上
最高周囲温度	75℃	79℃	121℃	162℃	184℃

カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。

(ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。

(イ) 清掃を容易に行えるものであること。

(ウ) 通電状態において次の a 及び b の試験を15秒間行った場合、異常を生じないものであること。

a 内部抵抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅1μs繰り返し周期100Hzで加える試験

b 内部抵抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅0.1μs繰り返し周期100Hzで加える試験

(エ) 有効に火災を感知できるものであること。

キ 100℃の温度の風速1m/secの垂直気流に投入したとき、10分以内に作動しないものであること。

(消火薬剤貯蔵容器等の構造、強度及び材質)

第5条 消火薬剤貯蔵容器等は、容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。

2 消火薬剤貯蔵容器等の耐圧は、次の各号に適合するものであること。

(1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉塞圧力の最大値の1.5倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の空気圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久ひずみを生じないものであること。

(2) 前(1)に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、閉塞圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において亀裂又は破断を生じないものであること。

3 高圧ガス取締法（現：高圧ガス保安法）（昭和26年法律第204号）の適用を受ける本体容器は、前2の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。

(消火薬剤放出口及び放出導管)

第6条 消火薬剤放出口及び放出導管は、次の各号に適合するものであること。

(1) 不燃材料で作られていること。

(2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。

(3) 内面は、平滑に仕上げられたものであること。

(4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず、有効かつ均一に消火薬剤を放射することができるものであること。

(5) 放出導管及び管継手はJIS H 3300（銅及び銅合金継目無管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性（耐食加工したものを含む。）並びに耐熱性を有するものであること。

(6) 油、煙等により放出の性能・機能に支障を生じないように、アルミはく等による防護措置を施したものであること。

2 高発泡用泡放出口（泡発生機を含む。）は、前項のほか、次の各号に適合するものであること。

(1) 膨張比が250以上500未満の高発泡用泡放出口であること。

(2) 防護容積（泡発生機1個で防護し得るダクト容積で、ダンパーによって区画される部分の容積をいう。）1㎡当たり毎分5ℓ以上の泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。）を発泡させるものであること。

(3) 感知部が作動した後10秒以内に発泡を開始し、2分以内に公称防護容積に相当する泡量をダクト内に送入させ得る性能を有すること。

(4) 錆の発生しやすい部分は、防錆処理を施し、かつ、保守点検の容易にできる構造のものであること。

(バルブ)

第7条 バルブは、次の各号に適合するものであること。

(1) 第5条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。

(2) バルブを開放した場合におもて、当該バルブが消火薬剤の有効かつ均一に放射することを妨げないものであること。

(プラグ、口金及びパッキン等)

第8条 プラグ、口金及びパッキン等は、次の各号に適合するものであること。

(1) プラグのかん合部分は、パッキン等をはめこんだ場合において、かん合が確実で、第5条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。

(2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。

(固定装置)

第9条 固定装置は、フード等用簡易自動消火装置を安定した状態に保たせることができるものであること。

(加圧用ガス容器)

第10条 加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器の規格」という。）第25条の規定に適合するものであること。

(指示圧力計)

第11条 蓄圧式のフード等用簡易自動消火装置（ハロン1301及び二酸化炭素フード等用簡易自動消火装置を除く。）には、指示圧力計を設けること。

2 前項の指示圧力計は、消火器の規格第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

(作動軸及びガス導入管)

第12条 放射圧力の圧力源であるガスをフード等用簡易自動消火装置の本体容器内に導入するための作動軸及びガス導入管は、次の各号に適合するものであること。

(1) 作動軸は、加圧用ガス容器のふたを容易かつ確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。

- (2) ガス導入管は、放射圧力の圧力源であるガスをフード等用簡易自動消火装置の本体容器内に導入するのに適した構造及び強度を有するものであること。

(容器弁及び安全弁)

第13条 二酸化炭素フード等用簡易自動消火装置、ハロン1211フード等用簡易自動消火装置、ハロン1301フード等用簡易自動消火装置及び粉末フード等用簡易自動消火装置（高圧ガス取締法（現：高圧ガス保安法）の適用を受けるものに限る。）の容器弁及び安全弁は、「二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（現：不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準）（昭和51年消防庁告示第9号）又は消火器の規格第24条の規定に適合するものであること。

(消火薬剤)

第14条 消火薬剤は、次の各号に定めるところによること。

- (1) 下引ダクト用を除くフード等用簡易自動消火装置に充てんされる消火薬剤は、原則として消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤の規格」という。）第1条の2、第3条、第4条、第5条（ハロン2402に係る事項に限る。）、第6条、第7条及び第8条の規定に適合するもの（二酸化炭素にあつては、JIS K 1106の2種又は3種）、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第2条の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。
- (2) 下引ダクト用に充てんされる消火薬剤は、原則として消火薬剤の規格第1条の2、第3条、第4条、第7条及び第8条の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。なお、消火薬剤の充てん量は、粉末消火薬剤にあつては1kg以上、強化液消火薬剤、機械泡消火薬剤及び水（浸潤剤等入り）にあつては1ℓ以上であること。

(二酸化炭素フード等用簡易自動消火装置の充てん比)

第15条 二酸化炭素フード等用簡易自動消火装置、ハロン1211フード等用簡易自動消火装置及びハロン1301フード等用簡易自動消火装置の本体容器の内容積は、充てんする二酸化炭素、ハロン1211及びハロン1301の重量1kgにつきそれぞれ1,500cm³、700cm³及び900cm³以上であること。

(消火性能)

第16条 下引ダクト用を除くフード等用簡易自動消火装置は次の(1)から(4)までに定める消火性能を有するものとし、下引ダクト用は次の各号に定める消火性能を有するものとする。

- (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。
- (2) 使用温度範囲で作動した場合において放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。
- (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。

- (4) 消火に有効な放射状態のものであること。
- (5) 放射率は、粉末消火薬剤にあっては0.07kg/sec以上、強化液消火薬剤、機械泡消火薬剤及び水（浸潤剤等入り）にあっては0.07ℓ/sec以上であること。
- (6) 放射時間は、5秒以上であること。

2 フード等用簡易自動消火装置は、前項の消火性能を有するほか、フード等用簡易自動消火装置の設置対象に応じ、次条に規定する消火試験により対象部分の消火が確実にできるものであること。

(消火試験)

第17条 フード等用簡易自動消火装置の消火性能を判定する試験方法は、次によるものとする。

- (1) フード及びダクトを別図1のように設備し、感知部及び放出口は、それぞれ設置時と同じ位置に取り付けるものとする。ダンパーを必要とする場合は、同様にに取り付けるものとする。

- (2) フード・ダクト用にあつては、次によるものとする。

ア フード（グリスフィルターを含む。）の内面にグリース（JIS K 2220）を1㎡当たり1.5kg塗布し、レンジの上に直径60cmの鉄製なべの中に菜種油4ℓを入れたものを別図1のように配置し、菜種油を加熱して、着火炎上させ、さらにフード内面のグリースに着火燃焼させ、試験用感知部（JIS C 1602のアルメルクロメル0.4級又はこれと同等以上のもの。）の温度が100℃になったときに消火薬剤を放出させて、フード部分のグリースの火災を消火し、フード部分の消火性能を判定するものとする。

イ 前アと同様の試験をダクト部分について内面にグリースを塗布して行い、ダクト部分の消火性能を判定するものとする。この場合の試験用感知部の温度は、200℃とする。

- (3) ダクト用にあつては、前(2)、イと同様の試験を行い、消火性能を判定するものとする。
- (4) レンジ用にあつては、レンジの上に前(2)同様に鉄製なべを配置し、菜種油を加熱して、着火炎上させ、感知部の作動後10秒を経て消火薬剤を放出させて、菜種油の火災を消火し、消火性能を判定するものとする。
- (5) フライヤー用にあつては、防護対象と同じ面積（幅と奥行）で深さ20cmの鉄板製皿の中に菜種油を深さ10cmになるように入れたものを設置時と同じように配置し、菜種油を加熱して、着火炎上させ、感知部の作動後10秒を経て消火薬剤を放出させて、菜種油の火災を消火し、消火性能を判定するものとする。
- (6) フード・レンジ用にあつては、フード（グリスフィルターを除く。(7)において同じ。）の内面にグリースを1㎡当たり1.5kg塗布し、前(4)のレンジ部分の消火試験との組合せにより判定するものとする。

- (7) フード・フライヤー用にあつては、フードの内面にグリースを1㎡当たり1.5kg塗布し、前

(5)のフライヤー部分の消火試験との組合せにより判定するものとする。

(8) 下引ダクト用にあつては、下方排気方式ガス機器及びこれに接続するダクトの内面にグリース (JIS K 2220) を 1 m^2 当たり 1.0 kg 塗布し、下方排気方式ガス機器の上に直径 12 cm 、深さ約 4 cm の点火用燃焼皿に n -ヘプタン 100 cc を入れたもの 2 個を別図 2 のように配置し、 n -ヘプタンに点火炎上させ、下方排気方式ガス機器及びそこに接続するダクトの内面のグリースに着火燃焼させ、試験用感知部 (JIS C 1602 のアルメルクロメル 0.4 級又はこれと同等以上のもの) の温度が 600°C になったときに消火薬剤を放出させて、グリースの火災を消火して消火性能を判定するものとする。

(9) 消火薬剤の放射終了後 2 分以内に再燃しない場合には、完全に消火されたものと判定するものとする。

(表示)

第18条 下引ダクト用を除くフード等用簡易自動消火装置の本体容器には次の(1)から(16)までの各号に掲げる事項を、また、下引ダクト用の本体容器には次の(1)から(10)まで及び(17)の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示を付すること。

- (1) フード・ダクト用、ダクト用、レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用簡易自動消火装置である旨及びその区分
- (2) 使用消火薬剤の種類
- (3) 使用温度範囲
- (4) 放射時間
- (5) 製造者名又は商標
- (6) 製造年月
- (7) 製造番号
- (8) 型式記号
- (9) 充てんされた消火薬剤の容量 (ℓ) 又は重量 (kg)
- (10) 取扱方法及び取扱上の注意事項
- (11) 公称防護面積等

ア フード・ダクト用にあつては、フード部の公称防護面積 ($\text{m} \times \text{m}$)、ダクト部の公称防護面積 (cm^2) 及び公称防護長さ (m)

イ ダクト用にあつては、ダクト部の公称防護断面積 (cm^2) 及び公称防護長さ (m)

ウ レンジ用にあつては、公称防護面積 ($\text{m} \times \text{m}$)

エ フライヤー用にあつては、公称防護面積 ($\text{m} \times \text{m}$)

オ フード・レンジ用にあつては、フード部の公称防護面積 ($\text{m} \times \text{m}$) 及びレンジ部の公称防

護面積 (m×m)

カ フード・フライヤー用にあつては、フード部の公称防護面積 (m×m) 及びフライヤー部の公称防護面積 (m×m)

- (12) ダンパーの有無 (取付位置を含む。)
- (13) 総重量 (kg)
- (14) 感知部の設置個数及び設置位置の範囲
- (15) 放出口の設置個数及び設置位置の範囲
- (16) 放出導管の最大長さ及び最大継手数
- (17) 取付要領

別図 1 略

別図 2 略

別添

劇 場 喫煙管理
等 客席基準
百貨店 特例適用願出書

神戸市消防長 あて					年	月	日
願出者 住 所					(電話 —)		
氏 名					印		
防火対象物	所在地	区			(電話 —)		
	名 称						
	用 途		防火管理者 氏 名				
適 用 場 所							
特例適用を 受けようと する規定及 びその内容	規 定	☐ 各席の禁煙表示 (条例第 24 条 2 項)					
		☐ 喫煙所面積の減免 (条例第 24 条第 7 項)					
		☐ 客席基準 (条例第 44 条の 2)					
	内 容						
※ 特例を適用 する要件等							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

※印の欄は、記入しないこと。

避難計算方法

1 避難対象人数

立見席部分の収容人員合計

2 歩行速度は、車椅子や高齢者を想定して、0.5m/sec とする。

3 避難の評価方法は、次のとおりとする。

$$\text{避難時間 (T1)} \leq \text{許容避難時間 (rT1)} = h \sqrt{A1}$$

A1：煙が滞留する部分の面積 (m²)

h $\left\{ \begin{array}{l} \text{：天井の高さが 6 m 未満の部分の場合は 2} \\ \text{：天井の高さが 6 m 以上の部分の場合は 3} \end{array} \right.$

4 避難評価表

計 算 項 目		計算式等 (居室毎に評価)
煙が滞留する部分の面積 A1 (m ²)		
避難対象人数 P (人)		
立見席からの避難に使用できる扉幅の合計 ΣW (m)		
避難時間 T1=max t11, t12	出口通過時間 t11 (sec)	P / 1.5 × ΣW
	室内歩行時間 t12 (sec)	歩行距離 / 歩行速度
許容避難時間 rT1 (sec)		h √ A1
評 価		T1 ≤ rT1

5 計算例 (下図)

ア 煙が滞留する部分の面積 5000 m² 天井高さ 15m

イ 立見席の収容人員 5000 人

ウ 立見席出口から最遠点の立見席までの歩行距離 60m

エ 出口は 4 箇所 (4 m × 4) = 16m

(1) 許容避難時間

$$(rT1) = 3 \sqrt{A1} = 3 \sqrt{5000} = 212.1 \text{ 秒}$$

(2) 避難時間

$$t11 = P / (1.5 \times \Sigma W) = 5000 / (1.5 \times 16) = 208.3 \text{ 秒}$$

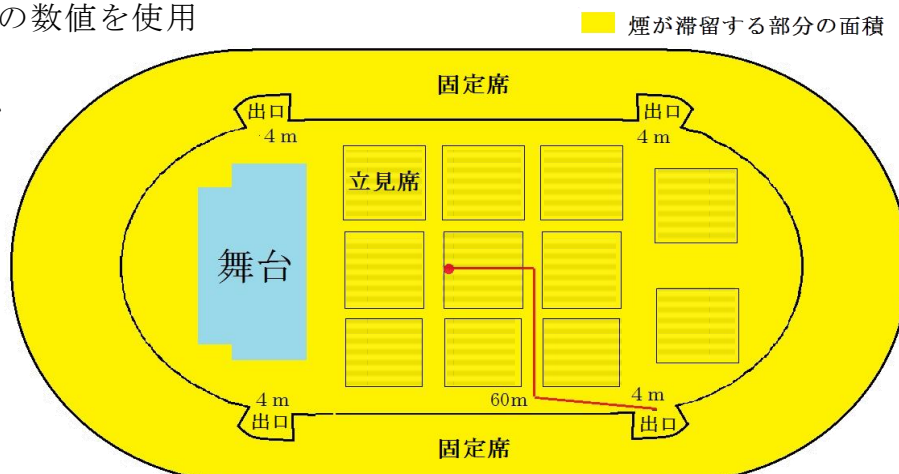
$$t12 = 60 / 0.5 = 120 \text{ 秒}$$

t11 > t12 T1 = t11 の数値を使用

(3) T1 ≤ rT1

$$208.3 \text{ 秒} \leq 212.1 \text{ 秒}$$

支障なし



図